

公益法人・一般法人の運営および寄附等に関する

アンケート調査結果

(2017 年 10 月実施分)

報 告 書

2018 年 5 月

公益財団法人公益法人協会

公益法人・一般法人の運営および寄附等に関する

アンケート調査結果

(2017 年 10 月実施分)

報 告 書

2018 年 5 月

公益財団法人公益法人協会

目 次

I. アンケート調査の概要

1. 調査目的	5
2. アンケート調査対象法人	8
3. アンケート質問項目	9

II. アンケート結果〔公益法人編〕

1. 回答法人の基本事項	10
2. 法人選択と認定選択の動向	12
(1) 法人選択に対する意識	12
(2) 法人種類の再選択	13
3. 法人運営について	14
(1) 組織運営・日常業務に対する意識	14
(2) 会計基準に対する意識	16
(3) 情報公開の実施状況	17
(4) 資金調達の手段	18
(5) 提訴や賠償責任等のリスクに対する意識	19
4. 税制について	20
(1) 寄附金に対する姿勢	20
(2) 税額控除証明について	20
(3) 資産寄附について	21
(4) 税制に関する要望事項	22
5. 公益法人協会に対する要望	22

III. アンケート結果〔一般法人編〕

1. 回答法人の基本事項	24
2. 法人選択と認定選択の動向	26
(1) 法人選択に対する意識	26
(2) 認定選択の動向	27
(3) 法人種類の再選択	28
3. 法人運営について	28
(1) 組織運営・日常業務に対する意識	28
(2) 会計基準に対する意識	29
(3) 情報公開の実施状況	30
(4) 資金調達の手段	31
(5) 提訴や賠償責任等のリスクに対する意識	31
4. 税制について	32
(1) 寄附金に対する姿勢	32
(2) 資産寄附について	33
(3) 税制に関する要望事項	33
5. 公益法人協会に対する要望	34

IV 付属資料

1. 記述式回答〔公益法人編〕	35
(1) 表 9「2016 年度の主な収益」の「その他」の内容	35
(2) 表 10「公益法人を選択して良かった理由」の「その他」の内容	35
(3) 表 11「公益法人を選択して後悔した理由」の「その他」の内容	36
(4) 表 15「運営について困っていることの内容」の「その他」の内容	37
(5) 表 19「会計制度について不便と感じる理由」の「その他」の内容	39
(6) 表 23「情報公開の手段」の「その他」の内容	46
(7) 表 24「資金調達の手段」の「その他」の内容	48
(8) 表 27「役員賠償責任に加入していない理由」の「その他」の内容	50
(9) 表 29「寄附金を募集していない理由」の「その他」の内容	66
(10) 表 31「税額控除証明を取得していない理由」の「その他」の内容	69
(11) 表 33「税制に関する要望事項」の内容	70
(12) 表 34「公益法人協会に対する要望」の内容	74
2. 記述式回答〔一般法人編〕	81
(1) 表 39「2016 年度の主な収益」の「その他」の内容	81
(2) 表 40「一般法人を選択して良かった理由」の「その他」の内容	82
(3) 表 41「一般法人を選択して後悔した理由」の「その他」の内容	82
(4) 表 43「公益認定を目指している理由」の「その他」の内容	82
(5) 表 46「運営について困っていることの内容」の「その他」の内容	83
(6) 表 48「会計制度について不便と感じる理由」の「その他」の内容	83
(7) 表 50「情報公開の手段」の「その他」の内容	85
(8) 表 51「資金調達の手段」の「その他」の内容	86
(9) 表 54「役員賠償責任に加入していない理由」の「その他」の内容	87
(10) 表 56「寄附金を募集していない理由」の「その他」の内容	95
(11) 表 58「税制に関する要望事項」の内容	96
(12) 表 59「公益法人協会に対する要望」の内容	99
3. アンケート質問全文	101
(1) 公益法人	101
(2) 一般法人	105

表 目 次

I. アンケート調査の概要

図 1 公益法人の設立件数	5
表 1 公益・一般法人数（2018 年 4 月 16 日現在）	6
表 2 2008 年度調査以降の回答数と回答率	6
表 3 都道府県別公益法人、一般法人数	7
表 4 公益法人・一般法人の回答件数と回答率	8
表 5 アンケート質問項目一覧	9

II. アンケート結果〔公益法人編〕

表 6 法人の形態	10
表 7 行政庁の別	11
表 8 法人の主な実施事業	11
表 9 2016 年度の主な収益	12
表 10 公益法人を選択して良かった理由	12
表 11 公益法人を選択して後悔した理由	13
表 12 再度選択する場合の法人類型	13
表 13 行政庁別：公益法人を再度選択する法人の割合	14
表 14 運営について困っていることの有無	15
表 15 運営について困っていることの内容	15
表 16 行政庁別：運営について困りごとがある法人の割合	15
表 17 公益認定申請事務経験者の有無	16
表 18 会計制度	16
表 19 会計制度について不便と感ずる理由	16
表 20 事業の変更認定申請の経緯	17
表 21 行政庁別：事業の変更認定申請の経緯	17
表 22 法人の情報公開の状況	17
表 23 情報公開の手段	18
表 24 資金調達の手段	18
表 25 提訴や賠償責任等のリスクの認識	19
表 26 役員賠償責任保険制度の加入状況	19
表 27 役員賠償責任保険に加入していない理由	19
表 28 寄附金の総収入に占める割合	20
表 29 寄附金を募集していない理由	20
表 30 税額控除証明の取得状況	21
表 31 税額控除証明を取得していない理由	21
表 32 資産寄附経験の有無	22
表 33 税制に関する要望事項	22
表 34 公益法人協会に対する要望一覧	23

Ⅲ. アンケート結果〔一般法人編〕

表 35 法人の形態	24
表 36 法人の所在地	24
表 37 税制区分	25
表 38 法人の主な実施事業	25
表 39 2016 年度の主な収益	26
表 40 一般法人を選択して良かった理由	26
表 41 一般法人を選択して後悔した理由	27
表 42 公益認定の取得について	27
表 43 公益認定を目指している理由	27
表 44 再度選択する場合の法人類型	28
表 45 運営について困っていることの有無	29
表 46 運営について困っていることの内容	29
表 47 会計制度	29
表 48 会計制度について不便と感ずる理由	30
表 49 法人の情報公開の状況	30
表 50 情報公開の手段	30
表 51 資金調達の手段	31
表 52 提訴や賠償責任等のリスクの認識	32
表 53 役員賠償責任保険制度の加入状況	32
表 54 役員賠償責任保険に加入していない理由	32
表 55 寄附金の総収入に占める割合	33
表 56 寄附金を募集していない理由	33
表 57 資産寄附経験の有無	33
表 58 税制に関する要望事項	34
表 59 公益法人協会に対する要望一覧	34

Ⅳ. 付属資料 35

I. アンケート調査の概要

1. 調査目的

2008 年に法律が施行された公益法人ならびに一般法人制度は、「民による公益の増進」という制度改革の目的のもと整備された法人制度であり、公益・非営利セクターによる公益活動の発展拡大を支援する制度環境の実現を狙ったものである。

しかし、新法施行から 10 年、2018 年 4 月現在の法人数は公益法人が 9,528 件、一般法人が 55,036 件であり、このうち新規に設立した現在法人数は一般法人が 43,369 件(一般法人全体の 78.8%)と圧倒的であり、公益法人の場合は 534 件(公益法人全体の 5.6%)となっている(表 1)。一般法人の安定した増加の背景には、非営利法人のニーズに合っている制度環境の存在があると思われるものの、一方で公益法人の場合は、収支相償や毎年の定期提出書類など厳格な規制に伴う法人側の大きな負担が新規設立件数の伸び悩みを引き起こしていることが窺われる。

実際に、新制度の施行前後の公益法人の新規設立件数をみると、1990 年代は 400 件前後を推移していたものの、1998 年の特定非営利活動促進法の施行による法人格の選択肢拡大が影響し公益法人の設立件数が 150 件前後にまで減少、新制度が施行された 2008 年 12 月以降はその数をさらに減らし、現在は年間 80 件前後で推移している(図 1)。このように、公益法人制度改革の目的である「民間の公益の増進」に反し、公益法人の新規設立が停滞しているこの状況についての原因説明が求められているところである。

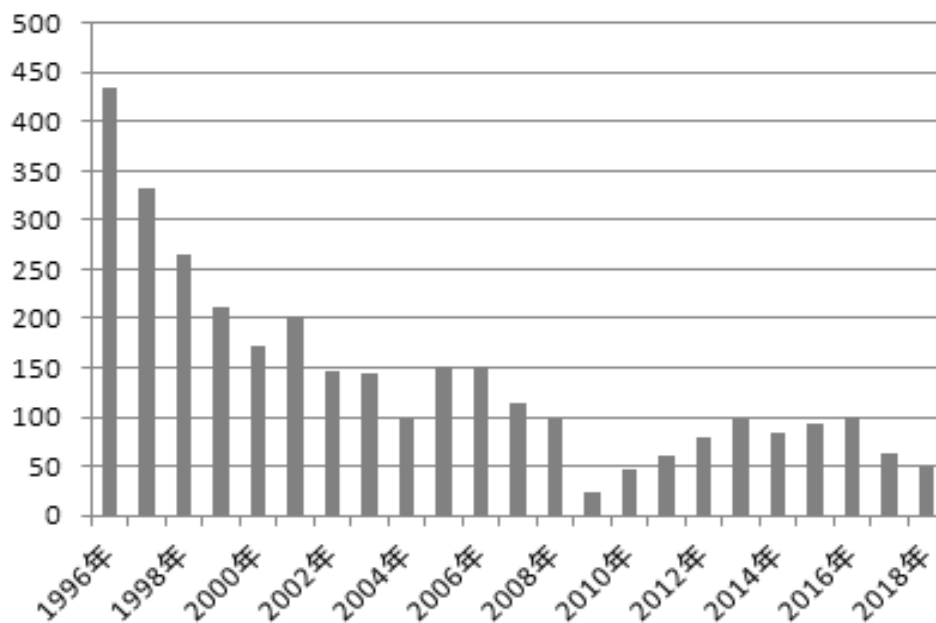


図 1 公益法人の設立件数

2018 年は 1 月から 3 月までの設立件数

(国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイトより作成)

このような状況に鑑み当協会では、2008 年度以降、新制度がその目的を達成しうる制度環境であるかどうかの検証、また、その制度的課題と法人のニーズの把握を主な目的として、公益法人ならびに一般法人を対象にアンケート調査を継続実施してきた(表 2)。このアンケート調査は、記述回答の項目も複数設けており、客観的なデータのみでは把握が困難な、各法人の主観的側面である生の声を収集・分析できることが、本アンケート調査の最大の意義であると考えられる。

今回の報告は、2017 年 10 月 5 日～13 日に実施した「運営及び寄附等に関するアンケート調査」をベースとするものであり、ご多忙中にも関わらず本アンケートにご協力下さった法人の方々に紙面を借りて厚く御礼申し上げます。

表 1 公益・一般法人数（2018 年 4 月 16 日現在）

法人格	形態	法人数	割合 (%)	法人格	形態	法人数	割合 (%)
公益法人	移行法人 1)	8,995	94.4	一般法人	移行法人 1)	11,667	21.2
	新設法人 2)	534	5.6		新設法人 2)	43,369	78.8
	合 計 3)	9,528	100		合 計 3)	55,036	100

資料 1) 新公益法人制度における全国申請状況(速報版)-2016 年 3 月

2) 新設法人数は、合計数から移行法人数を引いた数字

3) 国税庁法人番号公表サイト

一般法人の新設法人数には、中間法人（2008 年 12 月廃止）からの移行法人（4,847 件）、任意団体や特定非営利活動法人等からの転換法人も含まれる。それは、移行法人や転換法人の現在数を把握することが困難であるためである。

表 2 2008 年度調査以降の回答数と回答率

調査年	公益法人		一般法人		調査年	公益法人		一般法人	
	回答数	回答率	回答数	回答率		回答数	回答率	回答数	回答率
2008	2,079	21.5	—	—	2013	1,623	24.2	—	—
2009	3,148	33.6	—	—	2014	2,103	30.9	1,711	24.3
2010	2,955	32.5	—	—	2015	1,583	22.0	737	13.0
2011	4,416	31.6	—	—	2016	1,548	24.0	1,076	13.2
2012	3,441	28.1	—	—	2017	1,586	23.3	703	9.8

ここで公益法人および一般法人の地域別の設立状況についてみる。表 3 の都道府県別公益法人数、一般法人数をみると、公益法人の場合は東京都が最も多く 2,258 件（全体の 23.7%を占める）で、大阪府(406 件)、神奈川県(354 件)、京都府(334 件)、福岡県(325 件)が続く。最も少ない県は佐賀県(68 件)、秋田県(74 件)、鳥取県(82 件)、徳島県(86 件)、熊本県(89 件)であった。一般法人の場合も東京都が最も多く 19,156 件で、全体の 34.8%を占めるという公益法人を上回る求心力が働いている。続いて多かったのは大阪府(4,101 件)、神奈川県(2,506 件)、兵庫県(1,950 件)、愛知県(1,938 件)であり、一方で少なかった県は秋田県(224 件)、高知県(240 件)、鳥取県(250 件)であった。

公益法人および一般法人の合計に占める公益法人の割合については、高かった地域として上位から高知県(32.2%)、鹿児島県(31.5%)、山形県(31.0%)、富山県(30.6%)となっており、少なかった地域は下位から大阪府(9.0%)、沖縄県(9.6%)であった。

人口 1 万人当りの法人数については、公益法人の場合、東京都が最も多く 1.7 件であり、高知県(1.6 件)、島根県(1.5 件)、福井県(1.4 件)、鳥取県(1.4 件)、香川県(1.4 件)が続く。東京都に公益法人が集中する背景には、地元組織に加えて多くの全国組織が都内に立地していることが考えられる。最も少ない県は下位から埼玉県(0.3 件)、千葉県(0.3 件)、神奈川県(0.4 件)、愛知県(0.4 件)と続き、東京都に隣接する県では公益法人の設立は活発でないことが読み取れる。

一般法人の場合も東京都が 15.8 で圧倒しており、次に多い沖縄県(7.3 件)と 8.5 ポイントの差がある。最も少ない県は公益法人と同様埼玉県(2.1 件)で、次いで千葉県(2.2 件)、栃木県(2.9 件)、秋田県(2.23 件)と続く。人口 1 万人当りの公益法人、一般法人数の分布傾向として、東京都への一極集中

表3 都道府県別公益法人、一般法人基本統計(2018年4月16日現在、資料:国税庁法人番号公表サイト)

行政庁	公益法人		一般法人		合 計	公益法人 の割合(%)	1万人当り公 益法人数	1万人当り一 般法人数
		%		%				
北海道	267	2.8	1,762	3.2	2,029	13.2	0.5	3.8
青森県	111	1.2	388	0.7	499	22.2	0.8	3.8
岩手県	100	1.0	434	0.8	534	18.7	0.8	4.2
宮城県	169	1.8	920	1.7	1,089	15.5	0.7	4.7
秋田県	74	0.8	224	0.4	298	24.8	0.7	2.9
山形県	140	1.5	311	0.6	451	31.0	1.2	4.0
福島県	154	1.6	628	1.1	782	19.7	0.8	4.1
茨城県	145	1.5	681	1.2	826	17.6	0.5	2.8
栃木県	129	1.4	436	0.8	565	22.8	0.7	2.9
群馬県	123	1.3	451	0.8	574	21.4	0.6	2.9
埼玉県	220	2.3	1,342	2.4	1,562	14.1	0.3	2.1
千葉県	211	2.2	1,179	2.1	1,390	15.2	0.3	2.2
東京都	2,258	23.7	19,156	34.8	21,414	10.5	1.7	15.8
神奈川県	354	3.7	2,506	4.6	2,860	12.4	0.4	3.1
新潟県	190	2.0	598	1.1	788	24.1	0.8	3.4
富山県	140	1.5	317	0.6	457	30.6	1.3	4.3
石川県	150	1.6	439	0.8	589	25.5	1.3	5.1
福井県	111	1.2	315	0.6	426	26.1	1.4	5.4
山梨県	94	1.0	361	0.7	455	20.7	1.1	5.4
長野県	129	1.4	797	1.4	926	13.9	0.6	4.4
岐阜県	136	1.4	630	1.1	766	17.8	0.7	3.8
静岡県	192	2.0	1,087	2.0	1,279	15.0	0.5	3.5
愛知県	295	3.1	1,938	3.5	2,233	13.2	0.4	3.0
三重県	105	1.1	460	0.8	565	18.6	0.6	3.1
滋賀県	140	1.5	446	0.8	586	23.9	1.0	4.1
京都府	334	3.5	1,244	2.3	1,578	21.2	1.3	6.0
大阪府	406	4.3	4,101	7.5	4,507	9.0	0.5	5.1
兵庫県	275	2.9	1,950	3.5	2,225	12.4	0.5	4.0
奈良県	104	1.1	489	0.9	593	17.5	0.8	4.3
和歌山県	93	1.0	329	0.6	422	22.0	1.0	4.4
鳥取県	82	0.9	250	0.5	332	24.7	1.4	5.8
島根県	107	1.1	261	0.5	368	29.1	1.5	5.3
岡山県	162	1.7	616	1.1	778	20.8	0.8	4.0
広島県	185	1.9	852	1.5	1,037	17.8	0.7	3.6
山口県	106	1.1	402	0.7	508	20.9	0.8	3.6
徳島県	86	0.9	281	0.5	367	23.4	1.1	4.9
香川県	138	1.4	342	0.6	480	28.8	1.4	4.9
愛媛県	113	1.2	327	0.6	440	25.7	0.8	3.2
高知県	114	1.2	240	0.4	354	32.2	1.6	4.9
福岡県	325	3.4	1,801	3.3	2,126	15.3	0.6	4.2
佐賀県	68	0.7	316	0.6	384	17.7	0.8	4.6
長崎県	107	1.1	479	0.9	586	18.3	0.8	4.3
熊本県	89	0.9	790	1.4	879	10.1	0.5	4.9
大分県	110	1.2	446	0.8	556	19.8	0.9	4.8
宮崎県	90	0.9	338	0.6	428	21.0	0.8	3.9
鹿児島県	196	2.1	426	0.8	622	31.5	1.2	3.8
沖縄県	101	1.1	950	1.7	1,051	9.6	0.7	7.3
合 計	9,528		55,036		64,564	14.8	-	-

が顕著にみられる一方で、東日本（主に東京周辺域）には低い数値を示す県が多数見受けられ、東京都へのストロー現象による影響がみられる。西日本については、一般法人についてその分布が全国平均の 358 件前後を推移し、バランスのよい分布形態となっているが、公益法人の場合は、その設立が活発な地域とそうでない地域の格差が大きい。

2. アンケート調査対象法人

今回実施したアンケート調査では、当協会で連絡先を把握している公益法人 6,810 件、一般法人 7,159 件にアンケート記入依頼をし、その結果、公益法人 1,586 法人(社団 660、財団 926)、一般法人 703 法人(社団 466、財団 237) (表 4) から回答があった。法人総数(公益法人 9,528、一般法人 55,036)の一部ではあるものの、公益・一般法人の傾向を把握するには十分耐えうる数値であると考えられる。

本書では調査結果を、制度の構造が異なる公益法人および一般法人、また、社団法人および財団法人について別々に紹介する。

表 4 公益法人・一般法人の回答件数と回答率

	公益法人		一般法人		
発信件数(想定到着数)	6,810		7,159		
有効回答数(回答率)	1,586 (23.3%)		703 (9.8%)		
公益法人：行政庁別	内閣府	都道府県	非営利型	共益型	普通型
一般法人：税制区分別	469	1,117	385	129	189

一般法人は、非営利型および共益型の場合、法人税法上は公益法人等となるが、収益事業については課税となる。普通型は法人税法上、全所得課税となる。

3. アンケート質問項目

本アンケートの質問項目は表5のとおりであり、①現在の法人格を考えるもの、②運営を考えるもの、③寄附・税制を考えるものに分かれる。質問内容は公益法人と一般法人とで異なり、質問数は公益法人21問、一般法人18問とした。質問の全文は、付属資料として本書101頁以下に収録している。

表5 アンケート質問項目一覧

	公益法人		一般法人	
基本情報	法人の別		法人の別	
	法人の形態		法人の形態	
	行政庁の別		所在地	
	－		税制区分	
	2016年度の主な収益		2016年度の主な収益	
	事業内容の分類		事業内容の分類	
法人選択	1	公益法人を選択して良かった理由	1	一般法人を選択して良かった理由
	2	公益法人を選択して後悔した理由	2	一般法人を選択して後悔した理由
	－	－	3	公益認定を目指している理由
	3	再度選択する場合の法人類型	4	再度選択する場合の法人類型
法人運営	4	困っている内容	5	困っている内容
	5	運営事務経験者の有無	－	－
	6	会計基準に対する意識	6	会計基準に対する意識
	7	会計基準を不便と感じる理由*	7	会計基準を不便と感じる理由*
	8	変更認定申請・届出の契機	－	－
	9	情報公開の状況	8	情報公開の状況
	10	情報公開の方法	9	情報公開の方法
	11	資金調達的手段	10	資金調達的手段
	12	訴訟や賠償責任等のリスクの認識	11	訴訟や賠償責任等のリスクの認識
	13	役員賠償責任保険への加入状況	12	役員賠償責任保険への加入状況
	14	役員賠償責任保険に加入しない理由*	13	役員賠償責任保険に加入しない理由*
寄附・税制	15	総収入に占める割合	14	総収入に占める割合
	16	寄附金を募集していない理由	15	寄附金を募集していない理由
	17	税額控除証明への対応	－	－
	18	税額控除証明を取得していない理由	－	－
	19	資産寄附経験の有無	16	資産寄附経験の有無
	20	税制への要望*	17	税制への要望*
	21	公法協への要望*	18	公法協への要望*

*は記述式の質問。

Ⅱ．アンケート結果〔公益法人編〕

１．回答法人の基本事項

表 6 は、調査対象法人の形態を示したものである。調査対象法人の大半は特例民法法人からの移行法人であり、新設法人はわずか 3.5%（社団 2.1%、財団 4.4%）であった。また、任意団体から一般法人への転換は 4%（社団 5.9%、財団 2.6%）、特定非営利活動法人、営利法人およびその他の法人法人格からの転換も 5.5%（社団 6.5%、財団 4.8%）みられた。

表 6 法人の形態

回答項目	社団	財団	合計
特例民法法人からの移行	522 (79.1%)	790 (85.3%)	1,312 (82.7%)
特例民法法人から一旦一般法人に移行してから 公益認定	42 (6.4%)	27 (2.9%)	69 (4.4%)
新設（2008 年 12 月以降に一般法人設立）	14 (2.1%)	41 (4.4%)	55 (3.5%)
任意団体から一般法人に転換	39 (5.9%)	24 (2.6%)	63 (4%)
特定非営利活動法人から一般法人に転換	12 (1.8%)	8 (0.9%)	20 (1.3%)
営利法人（株式会社等）から一般法人に転換	0 (0%)	6 (0.6%)	6 (0.4%)
その他法人格から一般法人に転換	31 (4.7%)	30 (3.2%)	61 (3.8%)
合 計	660	926	1,586

表 7 は調査対象法人を行政庁別に示したものである。表によると、内閣府が 469 件（社団 144 件、財団 325 件）で最も多く、全体の 30%を占める。地域別みると北海道が 42 件（4%）、東北地方（6 県）が 117 件（10%）、関東地方（1 都 6 県）が 276 件（25%）、中部地方（9 県）が 222 件（20%）、近畿地方（2 府 5 県）が 154 件（14%）、中国地方（5 県）が 111 件（10%）、四国地方（4 県）が 58 件（5%）、九州地方（8 県）が 137 件（12%）である（カッコ内の％は、内閣府所管の 469 件を除いた割合）。

次に、調査対象法人が実施する事業の傾向をみる。表 8 の合計数が対象法人総数と異なるのは、132 法人が複数回答したことによる。表によると、39%の社団が社会福祉関係、地域社会貢献活動、行政関連の 3 分野を選択しており、財団については 49%が福祉関係の助成、助成・表彰、芸術・文化関係の 3 分野を選択している。また、8%に当る 137 の社団、財団が行政関連団体であることも注目すべき点である。

調査対象法人の主な収益をみると、社団と財団では収入源が大きく異なっていることが分かる（表 9）。社団の場合は上位から会費が 81.8%、事業収入が 72.6%、補助金・助成金が 63%の順であるのに対し、財団の場合は事業収入が 54.2%、基本財産等の財産運用収入が 49.4%、寄附収入ならびに補助金・助成金がそれぞれ 37.3%、37.0%であった。また、財団の 26.9%が会費収入を得ている点については大変興味深い。寄附収入については、前年度（2016 年度）の 25.2%から 3 ポイント上昇し 28.1%となっている。寄附文化の醸成を目指す取り組みが各地で展開されているが、2016 年調査との比較から一定の成果が出ていることがこの数字だけからでは読み取れる。

表7 行政庁の別

行政庁	社団	財団	合計	行政庁	社団	財団	合計	行政庁	社団	財団	合計
北海道	17	25	42	石川県	11	12	23	岡山県	12	11	23
青森県	10	4	14	福井県	3	8	11	広島県	19	15	34
岩手県	15	12	27	山梨県	2	8	10	山口県	13	9	22
宮城県	13	14	27	長野県	11	14	25	徳島県	2	7	9
秋田県	7	5	12	岐阜県	8	12	20	香川県	6	12	18
山形県	4	12	16	静岡県	16	23	39	愛媛県	8	11	19
福島県	9	12	21	愛知県	21	26	47	高知県	4	8	12
茨城県	14	15	29	三重県	10	5	15	福岡県	18	21	39
栃木県	9	11	20	滋賀県	15	9	24	佐賀県	4	5	9
群馬県	9	16	25	京都府	11	23	34	長崎県	7	6	13
埼玉県	23	21	44	大阪府	16	16	32	熊本県	10	6	16
千葉県	9	17	26	兵庫県	12	15	27	大分県	4	1	5
東京都	44	53	97	奈良県	8	4	12	宮崎県	6	10	16
神奈川県	14	21	35	和歌山県	4	6	10	鹿児島県	18	8	26
新潟県	12	17	29	鳥取県	7	8	15	沖縄県	6	7	13
富山県	7	11	18	島根県	8	9	17	内閣府	144	325	469
合 計	社団：660、財団：926										

表8 法人の主な実施事業(複数選択)

回答項目	社団	財団	合計	回答項目	社団	財団	合計
社会福祉関係	82	29	111	動物愛護	2	0	2
福祉関係の助成	10	133	143	生活・権利保護支援	48	10	58
健康維持・増進団体等	25	29	54	人権・平和	2	3	5
医療施設、病院等	19	33	52	国際協力	12	47	59
教育関係	23	49	72	男女共同参画社会	0	4	4
学会・学術団体	49	9	58	情報化社会	0	3	3
研究・分析機関	8	40	48	産業創造・企業経営、起業支援	12	29	27
助成・表彰	8	124	132	業界団体	26	7	33
奨 学	6	78	84	同一資格者団体	17	0	17
児童・青少年の健全育成	11	28	39	免許・資格付与・検査・検定	6	6	12
美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園	4	55	27	互助・共済、親睦団体	1	2	3
芸術・文化関係	28	100	128	精神修養団体	0	1	1
スポーツ関係	23	56	79	祭祀・慰霊	0	4	4
趣味・愛好会・同好会	1	0	1	会館運営	3	17	20
地域社会貢献活動・団体	128	45	173	新聞その他メディア	1	0	1
環境保護	22	25	47	行政関連	72	65	137
災害・地域安全	14	12	26	非営利活動支援団体	5	7	12
合 計	668	1,050	1,718				

表 9 2016 年度の主な収益(複数選択)

回答項目	社団	財団	合計
会費収入	540 (81. 8%)	249 (26. 9%)	789 (49. 7%)
寄附収入	101 (15. 3%)	345 (37. 3%)	446 (28. 1%)
事業収入	479 (72. 6%)	502 (54. 2%)	981 (61. 9%)
委託費・指定管理料	157 (23. 8%)	272 (29. 4%)	429 (27%)
補助金・助成金	416 (63%)	343 (37%)	759 (47. 9%)
基本財産（財産運用収入）	51 (7. 7%)	457 (49. 4%)	508 (32%)
その他（35 頁、Ⅳの 1 (1) 参照）	12 (1. 8%)	26 (2. 8%)	38 (2. 4%)
合 計	1, 756	2, 194	3, 950

カッコ内は回答法人数（社団 660、財団 926）に占める割合。

2. 法人選択と認定選択の動向

（1）法人選択に対する意識

公益法人を選択して良かった点について質問したところ、社団、財団ともに「社会的な信用が一般法人よりも高い」および「公益目的事業が非課税」と回答した法人が半数以上を占める（表 10）。また、社団については「補助金・助成金・指定管理が受けやすい」、財団については「寄附金控除の優遇措置」と回答した法人が相当数みられた。「その他」の記述回答では、税制優遇を挙げる法人が多くみられた(35 頁、Ⅳの 1 (2) 参照)。

一方で公益法人を選択して後悔した点については、「毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい」および「収支相償で事業活動が制限される」と回答した法人が多く、とりわけ社団の場合、半数以上がこれら 2 項目を選択している（表 11）。また財務 3 基準では、公益法人を選択して後悔している理由として収支相償を挙げる法人が両法人とも最も多くみられ、次いで社団では公益目的事業比率の制限、財団では遊休財産の規制が続いた。「その他」の記述回答では、定期提出書類や事業変更の事務負担、財務 3 基準による事業活動の制限等により本来事業の実施が困難という意見が多く聞かれた(36 頁、Ⅳの 1 (3) 参照)。

表 10 公益法人を選択して良かった理由(複数選択)

回答項目	社団	財団	合計
社会的な信用が一般法人よりも高い	499 (75. 6%)	630 (68%)	1, 129 (71. 2%)
補助金・助成金・指定管理が受けやすい	153 (23. 2%)	168 (18. 1%)	321 (20. 2%)
公益目的事業が非課税	328 (49. 7%)	553 (59. 7%)	881 (55. 5%)
公益目的事業以外の源泉分離課税やみなし 寄附金などの税制優遇措置が充実している	26 (3. 9%)	84 (9. 1%)	110 (6. 9%)
寄附金控除の優遇措置	63 (9. 5%)	229 (24. 7%)	292 (18. 4%)
特になし	69 (10. 5%)	86 (9. 3%)	155 (9. 8%)
その他（35 頁、Ⅳの 1 (2) 参照）	2 (0. 3%)	7 (0. 8%)	9 (0. 6%)
合 計	1, 140	1, 757	2, 897

カッコ内は回答法人数（社団 660、財団 926）に占める割合。

表 11 公益法人を選択して後悔した理由(複数選択)

回答項目	社団	財団	合計
収支相償で事業活動が制限される	334 (50.6%)	339 (36.6%)	673 (42.4%)
公益目的事業比率の制限で事業活動が制限される	145 (22%)	118 (12.7%)	263 (16.6%)
遊休財産の規制がある	122 (18.5%)	179 (19.3%)	301 (19%)
立入検査など行政庁の監督が続く	153 (23.2%)	152 (16.4%)	305 (19.2%)
毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい	366 (55.5%)	401 (43.3%)	767 (48.4%)
適正な機関運営(社員総会・評議員会・理事会など)が難しい	69 (10.5%)	122 (13.2%)	191 (12%)
特になし	137 (20.8%)	309 (33.4%)	446 (28.1%)
その他(36 頁、IV の 1 (3) 参照)	12 (1.8%)	16 (1.7%)	28 (1.8%)
合 計	1,338	1,636	2,974

カッコ内は回答法人数(社団 660、財団 926)に占める割合。

(2) 法人種類の再選択

表 12 は、再度法人格を選択できた場合の法人格選択について質問した回答結果である。表によると、社団の 74.2%、財団の 87.8%が公益法人を再度選択すると回答しているものの、社団の 23%は一般法人を選択するとしており、その理由としては表 11 で示されている通りである。

再度公益法人を選択すると回答した法人の割合を行政庁別にみると、内閣府所管が 90%(469 件)であるのに対し、都道府県所管が 79%(1,117 件)と低く、他法人格への転換を希望する都道府県所管法人が 21%存在する状況については、注目するに値する(表 13)。

都道府県別にその割合をみた場合、秋田県は唯一 50%を下回っており、また 50%代も山口県のみが該当する。60%代は岩手県(64%)、茨城県(69%)、長野県(68%)、奈良県(67%)、高知県(67%)、佐賀県(67%)、沖縄県(69%)が該当し、公益法人の絶対数がもともと少ない自治体において低い傾向がある(表 3)。とりわけ秋田県の場合は 58%の公益法人が他法人格への転換を希望しており、公益法人でいることの困難性についての原因説明が急がれる。

一方で三重県および大分県はそれぞれ 100%を示しており、全ての法人が公益法人を再度選択すると回答していることは興味深い。なお、大都市が存在する地域においては多くの法人が公益法人を再度選択する傾向にあり、東京都並びに大阪府が 88%、愛知県が 83%となっている。

表 12 再度選択する場合の法人類型

回答項目	社団	財団	合計
一般法人	152 (23.0%)	97 (10.5%)	249 (15.7%)
公益法人	490 (74.2%)	813 (87.8%)	1,303 (82.2%)
特定非営利活動法人	6 (0.9%)	5 (0.5%)	11 (0.7%)
認定特定非営利活動法人	4 (0.6%)	1 (0.1%)	5 (0.3%)
社会福祉法人	0 (0%)	3 (0.3%)	3 (0.2%)
営利企業	2 (0.3%)	2 (0.2%)	4 (0.3%)
その他の法人	6 (0.9%)	5 (0.5%)	11 (0.7%)
合 計	660	926	1,586

表 13 行政庁別：公益法人を再度選択する法人の割合

行政庁	総数	%	行政庁	総数	%	行政庁	総数	%
北海道	42	76	石川県	23	87	岡山県	23	74
青森県	14	86	福井県	11	73	広島県	34	76
岩手県	27	63	山梨県	10	70	山口県	22	55
宮城県	27	70	長野県	25	68	徳島県	9	89
秋田県	12	42	岐阜県	20	70	香川県	18	83
山形県	16	94	静岡県	39	82	愛媛県	19	79
福島県	21	81	愛知県	47	83	高知県	12	67
茨城県	29	69	三重県	15	100	福岡県	39	72
栃木県	20	85	滋賀県	24	83	佐賀県	9	67
群馬県	25	76	京都府	34	85	長崎県	13	85
埼玉県	44	89	大阪府	32	88	熊本県	16	88
千葉県	26	73	兵庫県	27	74	大分県	5	100
東京都	97	88	奈良県	12	67	宮崎県	16	75
神奈川県	35	80	和歌山県	10	90	鹿児島県	26	88
新潟県	29	76	鳥取県	15	73	沖縄県	13	69
富山県	18	78	島根県	17	82	内閣府	469	90
合 計	1,303							

3. 法人運営について

(1) 組織運営・日常業務に対する意識

組織運営面で困りごとがあるか否かについては、1,128 件(71.1%)が困っていることがあると回答している。その内訳は社団 497 件(75.3%)、財団 631 件(68.1%)であり、社団は財団と比較して 7 ポイント上回っている(表 14)。

組織運営面で困っていることの内容については、収支相償が最も多く 42.1%(668 件)で(表 15)、前年調査では 26.6%であったことから、この 15.5%の増加についての原因説明が求められる。とりわけ社団において高い数値が示される傾向にあり、今回の調査でも 46.7%(308 件)と社団のほぼ半数が収支相償について困っていることになる。

定期提出書類および事業報告等の作成を挙げる法人についてもそれぞれ 24.5%と 16.3%で一定数確認できる。その他の記述回答では、事業を実施する上で必要な資金の確保、安定した財政基盤の確保が困難、そして新規事業や事業変更が容易にできず公益目的事業について柔軟な運営ができないという書き込みもある程度みられた(37 頁、IV の 1 (4) 参照)。

行政庁別にみると、困りごとがあると回答した法人の割合は、内閣府が 65%(305 法人)で前年との比較で 17 ポイント上昇している一方で、都道府県は 74%(823 法人)で前年との比較で 15 ポイントの上昇となった(表 16)。詳しくみると 100%を示しているのは茨城県のみで、表 12 に示されているとおり同県の 31%の公益法人が他法人格への転換を希望している結果が出ており、何らかの問題が存在していると思われる。90%を超える都道府県は千葉県(92.3%)および和歌山県(90%)で、これら 2 県でも運営面での環境づくりの構築が望まれる。

一方で、山形県(50%)、群馬県(56%)、愛媛県(57.9%)の公益法人は困りごとがほとんどなく、内閣府(65%)、そして東京都(67%)、大阪府(68.8%)といった大都市の公益法人も比較的安定した組織運営が実現できているのではないかと考えられる。

表 14 運営について困っていることの有無

回答項目	社団	財団	合計
困っていることがある	497 (75. 3%)	631 (68. 1%)	1, 128 (71. 1%)
困っていることはない	163 (24. 7%)	295 (31. 9%)	458 (28. 9%)
合 計	660	926	1, 586

表 15 運営について困っていることの内容(複数選択)

回答項目	社団	財団	合計
理事会の運営	43 (6. 5%)	83 (9%)	126 (7. 9%)
社員総会・評議員会の運営	23 (3. 5%)	72 (7. 8%)	95 (6%)
理事会、社員総会、評議員会以外の機関運営	24 (3. 6%)	31 (3. 3%)	55 (3. 5%)
収支相償	308 (46. 7%)	360 (38. 9%)	668 (42. 1%)
公益目的事業比率	94 (14. 2%)	79 (8. 5%)	173 (10. 9%)
遊休財産の保有制限	78 (11. 8%)	137 (14. 8%)	215 (13. 6%)
毎年の事業計画書・予算書作成	87 (13. 2%)	85 (9. 2%)	172 (10. 8%)
毎年の事業報告・計算書類作成	131 (19. 8%)	128 (13. 8%)	259 (16. 3%)
定期提出書類の作成	187 (28. 3%)	201 (21. 7%)	388 (24. 5%)
変更認定申請・変更届出の手続き	110 (16. 7%)	143 (15. 4%)	253 (16%)
特になし	163 (24. 7%)	295 (31. 9%)	458 (28. 9%)
その他 (37 頁、Ⅳの 1 (4) 参照)	28 (4. 2%)	60 (6. 5%)	88 (5. 5%)
合 計	1, 276	1, 674	2, 950

カッコ内は回答法人数 (N=社団 660、財団 926) に占める割合。

表 16 行政庁別：運営面で困りごとがある法人の割合 (N=1, 586)

行政庁	割合	行政庁	割合	行政庁	割合
北海道	69. 0	石川県	65. 2	岡山県	69. 6
青森県	85. 7	福井県	63. 6	広島県	76. 5
岩手県	77. 8	山梨県	80. 0	山口県	77. 3
宮城県	70. 4	長野県	72. 0	徳島県	66. 7
秋田県	75. 0	岐阜県	70. 0	香川県	66. 7
山形県	50. 0	静岡県	69. 2	愛媛県	57. 9
福島県	85. 7	愛知県	74. 5	高知県	66. 7
茨城県	100. 0	三重県	73. 3	福岡県	82. 1
栃木県	80. 0	滋賀県	70. 8	佐賀県	88. 9
群馬県	56. 0	京都府	85. 3	長崎県	61. 5
埼玉県	72. 7	大阪府	68. 8	熊本県	75. 0
千葉県	92. 3	兵庫県	77. 8	大分県	80. 0
東京都	67. 0	奈良県	66. 7	宮崎県	87. 5
神奈川県	62. 9	和歌山県	90. 0	鹿児島県	73. 1
新潟県	69. 0	鳥取県	86. 7	沖縄県	84. 6
富山県	72. 2	島根県	82. 4	内閣府	65. 0

表 17 は、公益認定申請事務経験者の有無について聞いたものである。表によると、56.4%の公益法人が公益認定申請事務の経験者が「いる」と回答しているが、前年比でみると「いる」と回答した法人の割合は3ポイント減少している。事務局で世代交代が進んでいることの表れと思われるが、今後もこの減少傾向は続く可能性がある。

表 17 公益認定申請事務経験者の有無

回答項目	2017 年	2016 年
いる	895 (56.4%)	916 (59.2%)
いない	691 (43.6%)	631 (40.8%)

(2) 会計基準に対する意識

表 18 は、公益法人の会計基準に対する意識について示したものである。平成 20 年公益法人会計基準について「不便を感じない」と回答した法人は 80%以上に上り、これは、多くの法人が現在の会計基準に一応の満足していることを意味するものと思われるが、「不便を感じる」と回答した法人も 20%弱存在する。

不便を感じる理由としては、会計基準が複雑で難しいとする法人が回答法人 212 件中 56 件で最も多く、「会計区分」および「費用配賦」を理由に挙げた法人もそれぞれ 27 件、29 件で比較的に多かった(表 19)。記述回答(39 頁、Ⅳの 1 (5)参照)によると小規模法人にとって大きな負担となっている様子が窺え、会計処理の複雑化に伴う事務局の負担増並びに会員、支援者に対する説明の困難性等も大きな課題となっているようである。

表 18 会計制度

回答項目	社団	財団	合計
不便は感じない	532 (80.6%)	776 (83.8%)	1,308 (82.5%)
不便を感じる	128 (19.4%)	150 (16.2%)	278 (17.5%)
合 計	660	926	1,586

表 19 会計制度について不便と感じる理由(39 頁、Ⅳの 1 (5)参照)

回答項目	社団	財団	合計
会計区分	17	10	27
費用配賦	11	18	29
資金収支と損益ベースの違い	13	5	18
事務負担	5	14	19
複雑、難しい	26	30	56
財務 3 基準	6	14	20
内訳表	1	7	8
その他	12	23	35
合計	91	121	212

事業の変更認定申請の経緯(表 20)については、回答法人総数(1,586 件)の 32%にあたる 509 法人が回答しており、これら法人は事業の変更認定申請の経験がある法人とみなすことができる。表による

と、71.9%が法人の自主的判断によるとしているが、社団・財団の別では、社団の方が行政庁からの指摘による申請が多くみられる。行政庁別にみると、内閣府所管法人の84.9%、都道府県所管の67%が自主的判断によるものとしており、裏返すと都道府県所管法人の33%が行政庁からの指摘によるもので、内閣府と地方行政庁の方針に若干の差がみられる(表21)。

表14の「運営について困っていることの内容」で「変更認定申請・変更届出の手続き」と回答した法人は253件であるが、これは事業の変更認定申請の経験がある509法人のうち約半数が事業の変更認定申請で困っていることになる。社会情勢の変化に対応していくには事業の変更は避けて通れないことから、このような法人に対する何らかの支援策の検討が必要ではないかと思われる。

表20 事業の変更認定申請の経緯

回答項目	社団	財団	合計
法人の自主的判断による	158 (67.8%)	208 (75.4%)	366 (71.9%)
行政庁からの指摘による	73 (31.3%)	64 (23.2%)	137 (26.9%)
両方	2 (0.9%)	4 (1.4%)	6 (1.2%)
合 計	233	276	509

表21 行政庁別：事業の変更認定申請の経緯

回答項目	内閣府	都道府県	合計
法人の自主的判断による	107 (84.9%)	259 (67.6%)	158 (71.9%)
行政庁からの指摘による	17 (13.5%)	120 (31.3%)	73 (26.9%)
両方	2 (1.6%)	4 (1%)	2 (1.2%)
合 計	41	192	233

(3) 情報公開の実施状況

表22および表23は、公益法人の情報公開の実施状況について示したものである。表22によると、回答法人総数の94.2%が情報公開を実施しており、公益法人の情報公開への意識の高さが窺える。

情報公開の手段としては、86%の社団、財団がホームページを活用しているほか、事務所にパンフレット等を展示する法人も比較的に多くみられる(表23)。また、民間主体の公益活動・非営利活動の発展拡大に寄与する目的で公益法人協会が運営している非営利法人データベースシステム「NOPODAS」、一般法人・公益法人の決算公告先として公益法人協会が整備した専用サイト「共同サイト」、記述回答によれば日本財団が運営している「CANPAN」(46頁、IVの1(6)参照)などもみられ、インターネットを活用した情報公開も盛んである。特定非営利活動法人には、法人基本情報に加え、定期提出書類等の閲覧が可能な「NPO法人ポータルサイト」(運営：内閣府)が整備されており、公益法人についても同様のポータルサイトの整備が望まれているところである。

表22 法人の情報公開の状況

回答項目	社団	財団	合計
情報公開している	621 (94.1%)	873 (94.3%)	1,494 (94.2%)
情報公開していない	39 (5.9%)	53 (5.7%)	92 (5.8%)
合 計	660	926	1,586

表 23 情報公開の手段

回答項目	社団	財団	合計
ホームページ	568 (86.1%)	804 (86.8%)	1,372 (86.5%)
アニュアルレポート	10 (1.5%)	67 (7.2%)	77 (4.9%)
NOPODAS (非営利法人データベースシステム)	5 (0.8%)	33 (3.6%)	38 (2.4%)
共同サイト	11 (1.7%)	58 (6.3%)	69 (4.4%)
事務所にパンフレット等を展示	186 (28.2%)	221 (23.9%)	407 (25.7%)
その他 (46 頁、IV の 1 (6) 参照)	38 (5.8%)	46 (5%)	84 (5.3%)
合 計	818	1,229	2,047

カッコ内は回答法人数（社団 660、財団 926）に占める割合。

（４）資金調達的手段

公益活動を展開するには安定した収入や資金の確保が必要である。公益法人の資金調達的手段については、50%近くの法人が「公益目的事業の実施による」と回答しており、とりわけ社団にその傾向が強く 60%近くの法人が事業収入に頼っている。

社会的なニーズが多様化するなかで、市場とは関係が薄く、行政サービスからも外れる領域では公益法人等によりカバーされるケースが少なくなく、公益法人の社会的な存在価値はその辺りにあると思われるが、かといってそこから得られる公益目的事業の実施による収入は限られているうえ不安定であり、その不足分を寄附金で補う形をとるのが一般的である。しかし、欧米諸国と比較して寄附文化が醸成されていない日本で寄付金を募るのは難しく、事業収入のみに頼る他ないという状況が表 24 にもあらわれている。

その他の資金調達的手段については、行政機関からの補助金に依存する法人も多く、社団に至っては 44%が該当する。財団の場合は資金運用益を原資とする法人が 43%みられ、寄附金の募集も 40%以上の法人が実施している。

表 24 資金調達的手段

回答項目	社団	財団	合計
寄附金の募集	158 (23.9%)	375 (40.5%)	533 (33.6%)
公益目的事業の実施による	382 (57.9%)	392 (42.3%)	774 (48.8%)
収益事業の実施による	143 (21.7%)	243 (26.2%)	386 (24.3%)
民間機関への助成金の申請	73 (11.1%)	127 (13.7%)	200 (12.6%)
行政機関への補助金の申請	291 (44.1%)	299 (32.3%)	590 (37.2%)
親会社による資金拠出	8 (1.2%)	76 (8.2%)	84 (5.3%)
金融機関からの借入れ	71 (10.8%)	66 (7.1%)	137 (8.6%)
資金運用益	41 (6.2%)	401 (43.3%)	442 (27.9%)
その他 (48 頁、IV の 1 (7) 参照)	52 (7.9%)	46 (5%)	98 (6.2%)
合 計	1,219	2,015	3,234

カッコ内は回答法人数（社団 660、財団 926）に占める割合。

(5) 提訴や賠償責任等のリスクに対する意識

表 25～27 は、役員が直面する訴訟や賠償責任などのリスクに関する質問の回答結果である。表 25 によると、訴訟や賠償責任などのリスクについて 60.7%が意識していると回答しているものの、40%弱の法人は意識していないとの結果が示されている。そのリスクに対する対応策として、訴訟や賠償リスクを補償するための保険制度（役員賠償責任保険）に加入していると回答した法人は 25%で、とりわけ社団において高い数値が示されている（表 26）。これは、財団と比較して社団は社員代表訴訟による訴訟のリスクが高く、一方で財団はリスクが低い助成事業を主な事業内容としているという、この両者の異なる状況が表 26 でみられる加入率の差を生んでいるものと思われる。

役員賠償責任保険に加入していない理由としては、「損害賠償の発生リスクを感じないと」、「必要性を感じない」と回答した法人が突出して多く、それぞれ 18.7%、18.3%である。また、「必要性を感じない」と回答した財団が 20%みられる状況については興味深いところである。

表 25 提訴や賠償責任等のリスクの認識

回答項目	社団	財団	合計
している	410 (62.1%)	552 (59.6%)	962 (60.7%)
していない	250 (37.9%)	374 (40.4%)	624 (39.3%)
合 計	660	926	1,586

表 26 役員賠償責任保険制度の加入状況

回答項目	社団	財団	合計
加入している	268 (40.6%)	131 (14.1%)	399 (25.2%)
加入していない	392 (59.4%)	795 (85.9%)	1,187 (74.8%)
合 計	660	926	1,586

表 27 役員賠償責任保険に加入していない理由（50 頁、Ⅳの 1 (8) 参照）

回答項目	社団	財団	合計
必要性を感じない	75 (19.1%)	142 (17.9%)	217 (18.3%)
損害賠償の発生リスクを感じない	63 (16.1%)	159 (20%)	222 (18.7%)
リスクや保険について認識不足	28 (7.1%)	50 (6.3%)	78 (6.6%)
時間的、費用的余裕がない	25 (6.4%)	43 (5.4%)	68 (5.7%)
小規模団体のため未加入	5 (1.3%)	8 (1%)	13 (1.1%)
役員は無報酬のため未加入	3 (0.8%)	10 (1.3%)	13 (1.1%)
別の保険に加入済み	7 (1.8%)	12 (1.5%)	19 (1.6%)
リスク回避策で対応	6 (1.5%)	14 (1.8%)	20 (1.7%)
加入について検討中	20 (5.1%)	42 (5.3%)	62 (5.2%)
未検討	16 (4.1%)	28 (3.5%)	44 (3.7%)
その他	20 (5.1%)	53 (6.7%)	73 (6.1%)
未回答	124 (31.6%)	234 (29.4%)	358 (30.2%)
合計	268	561	829

カッコ内は表 26 で「加入していない」と回答した 1,187（社団 392、財団 795）に占める割合。

4. 税制について

(1) 寄附金に対する姿勢

表 28 によると寄附金を募集していない法人が全体の 46.5%であり、とりわけ社団は 56.1%と多くの法人が寄附金を募集していない。寄付金を得ている法人についてもその多くが総収入の 10%未満で、これは表 9 でもみられるように社団の多くが会費収入、事業収入に依存し、実態として寄附金以外の収入で事業運営する法人が多く存在していることを意味する。

寄附金を募集していない理由については、回答者数 854 法人の 60%以上が「事業収入や運用収入で間に合っている」と回答しており（表 29）、また「寄附を募集したことがなく、ノウハウがない」と回答した法人も相当数みられた。

表 28 寄附金の総収入に占める割合

回答項目	社団	財団	合計
0%	370 (56.1%)	367 (39.6%)	737 (46.5%)
10%未満	225 (34.1%)	279 (30.1%)	504 (31.8%)
10%以上 20%未満	17 (2.6%)	59 (6.4%)	76 (4.8%)
20%以上 30%未満	13 (2%)	36 (3.9%)	49 (3.1%)
30%以上 50%未満	12 (1.8%)	36 (3.9%)	48 (3%)
50%以上	23 (3.5%)	149 (16.1%)	172 (10.8%)
合 計	660	926	1,586

表 29 寄附金を募集していない理由（複数選択）

回答項目	社団	財団	合計
事業収入や運用収入で間に合っているため	258 (60.4%)	263 (61.6%)	521 (61%)
寄附を募集したことがなく、ノウハウがない	190 (44.5%)	143 (33.5%)	333 (39%)
寄附金を募集した後の事務負担	61 (14.3%)	68 (15.9%)	129 (15.1%)
募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない	39 (9.1%)	35 (8.2%)	74 (8.7%)
その他 (66 頁、IV の 1 (9) 参照)	33 (7.7%)	57 (13.3%)	90 (10.5%)
合 計	581	566	1,147

カッコ内は回答法人数（社団 427 件、財団 427 件）に占める割合。

(2) 税額控除証明について

一定の要件（PST 要件）を満たした公益法人に対して寄附金を支出した場合には、従来の所得控除の適用に加え、2011 年から新たに、所得税額の特別控除（税額控除）の適用を受けることが認められるようになった。その税額控除を受けるのに必要な税額控除証明の取得状況を示したものが表 30 である。表によると税額控除証明取得法人は 29.4%にあたる 466 件（社団 27%、財団 31%）で、前年調査の 17.8%（社団 12.8%、財団 21.9%）と比較して 11.6 ポイントの増加がみられ、税額控除制度の活用は確実に広がっていると言える。ただ、制度自体を知らないとする法人も 20%近く存在し、税額控除制度のさらなる PR や推進が求められる。

税額控除証明を取得していない理由については、表 30 で「制度は知っているが、取得していない」と回答した法人の 46%が「PST 要件を満たすことが困難」と回答しており、PST 要件のハードルの高さ

が窺える（表 31）。また、36.6%の法人が「個人の寄附は考えていない」、31.3%の法人が「当法人にとってはあまりメリットがない」と回答しており、より高い数値が示されている社団については寄附金募集に対する関心の薄さが読み取れる。「その他」の記述回答(69 頁、Ⅳの 1 (10)参照)をみると、「税額控除を受けるためだけの要件で、手間の割に効果が薄いと判断」といった、手続きに係る煩瑣を理由に挙げる法人も多数みられ、このことも寄附文化の醸成にブレーキをかけている要因になっているようである。

寄附金募集の意欲を低下させているその他の要因としては、70 頁のⅣの 1(11)「税制に関する要望事項」に記載されているとおり、公益認定・PST 承認申請の 2 重申請の必要性、財務 3 基準による寄附金や会費を含めた収入への規制、寄附金を受けたことによる事務手続きの煩雑化などがある。法人側のこのような声をどう制度に結び付けていくかが今後の課題と言える。

表 30 税額控除証明の取得状況

回答項目	社団	財団	合計
取得済み（申請書提出済み・準備中を含む）	176 (26. 7%)	290 (31. 3%)	466 (29. 4%)
制度は知っているが、取得していない	321 (48. 6%)	488 (52. 7%)	809 (51%)
制度自体を知らない	163 (24. 7%)	148 (16%)	311 (19. 6%)
合 計	660	926	1586

表 31 税額控除証明を取得していない理由（複数選択）

回答項目	社団	財団	合計
PST 要件を満たすことが困難	134 (41. 7%)	238 (48. 8%)	372 (46%)
当法人にとってはあまりメリットがない	123 (38. 3%)	130 (26. 6%)	253 (31. 3%)
手続きが複雑で面倒	62 (19. 3%)	69 (14. 1%)	131 (16. 2%)
個人の寄附は考えていない	130 (40. 5%)	166 (34%)	296 (36. 6%)
所得控除だけで十分	39 (12. 1%)	26 (5. 3%)	65 (8%)
その他 (69 頁、Ⅳの 1 (10) 参照)	32 (10%)	47 (9. 6%)	79 (9. 8%)
合 計	520	676	1, 196

カッコ内は表 30 で「制度は知っているが、取得していない」と回答した法人数（社団 321、財団 488）に占める割合。

（３）資産寄附について

個人が土地、建物などの財産を公益法人等に寄附した場合、その寄附が公益の増進に寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁の承認を受けたときは、この所得税について非課税とする制度が設けられている。表 32 は、その資産寄附受入れの経験の有無を示したものである。

表によると、資産寄附受入れの経験がある法人の割合は 11.2%であり、法人類型別にみると社団が 3.6%と極めて低く、財団は 16.5%となっている。全体的に高いとは言えない数値ではあるが、2016 年調査時の全体の割合 8.1%と比較すると 3.1%の増加がみられ、資産寄附の需要は少しずつではあるものの増加していることが窺える。

表 32 資産寄附受入れ経験の有無

回答項目	社団	財団	合計
ある	24 (3. 6%)	153 (16. 5%)	177 (11. 2%)
ない	636 (96. 4%)	773 (83. 5%)	1, 409 (88. 8%)
合 計	660	926	1, 586

(4) 税制に関する要望事項

現場からの税制に関する要望の内容は多岐多様であり、その中でも多かったのは寄附税制に関する要望であった。中でも寄附者に対する寄附金控除の拡大や諸手続きの簡素化についての要望が多くみられ、PST 要件についても、厳しい認定要件を満たした特定公益増進法人であるゆえ、PST 要件の撤廃を願う意見も複数みられた。

また、公益法人に対して多くの都道府県で地方税の減免規定がある中で、一部の県には減免規定がなく、国、他の都道府県と足並みを揃えてほしいという要望もあった。その他にも消費税の非課税や固定資産税の減免措置など多くの要望が寄せられた。

表 33 税制に関する要望事項(70 頁、IVの 1 (11) 参照)

回答項目	社団	財団	合計
全般	6	6	12
寄附税制	9	33	42
法人税	6	10	16
消費税	6	7	13
印紙税	3	0	3
固定資産税	4	6	10
その他の地方税関係	4	0	4
その他	67	90	157
合 計	105	152	257

5. 公益法人協会に対する要望

公益法人協会に対する要望については政策提言に関するものが多く、当協会が実施する政策提言への期待が大きいことを物語っている(表 34)。その内容としては、公益活動に専念でき、かつ発展が期待できる制度環境の実現を望むものであり、具体的には収支相償の撤廃や定期提出書類等を含む事務手続きの簡素化などが比較的によくみられ、その他にも PST 要件の撤廃、遊休財産規制の緩和、小規模法人を想定した制度の創設などを望む法人も相当数みられ様々である。

記述回答によると、「厳しい認定要件を満たした特定公益増進法人に対して、さらに PST 要件を課す必要はあるのか。また現在の制度は、民間による公益の増進を否定し、公益法人の破たんを強要する制度のように思える。」という意見や、「常に赤字を出さなければならず、正味財産がいずれ枯渇し運営困難となる」、「公益目的事業のみを運営しているが、そこで少しでも黒字が出ると指導に入り、翌年度の運営がますます困難になる」、「変更届や変更認定の事務手続きが膨大で手間と時間がかかるため、社会情勢の変化への対応や事業改善ができない」という意見もあった。中には、財務 3 基準といった厳格な縛りがない欧米の民間公益を拡大させる制度を理想と考えるという意見もみられた。

その他には、実務的な情報の提供サービスや法人運営に係る能力開発の支援サービスの充実を望む

声が多いのが読み取れ、また記述回答(74 頁、Ⅳの 1-(12)参照)では、当協会が提供するサービスについて小規模法人を意識した価格設定を望む法人もみられた。

表 34 公益法人協会に対する要望一覧(74 頁、Ⅳの 1-(12)参照)

回答項目	社団	財団	合計
情報提供	13	21	34
会費等の価格設定について	2	7	9
相談サービス	1	11	12
政策提言	17	33	50
セミナー、トレーニング	7	24	31
その他	59	104	163
合 計	99	200	299

Ⅲ. アンケート結果〔一般法人編〕

1. 回答法人の基本事項

調査対象法人の法人形態を示した表 35 によると、大半が特例民法法人からの移行法人が占め、また、他法人格からの転換による法人も社団に 24%、財団に 12%みられ、新設法人はいずれも 4%であった。このことは、新設法人への当協会のネットワークが充実していないことを意味しており、早急にその解決を図りたい。

回答法人の所在地別分布状況をみると、北海道地方(1 道)が 32 件(5%)、東北地方(6 県)が 53 件(8%)、関東地方(1 都 6 県)が 271 件(39%)、中部地方(9 県)が 104 件(15%)、近畿地方(2 府 5 県)が 92 件(13%)、中国地方(5 県)が 58 件(8%)、四国地方(4 県)が 22 件(3%)、九州地方(8 県)が 71 件(10%)であり、とくに東京都には全体の 30%にあたる法人(210 件)が集中して分布している (表 36)。

表 35 法人の形態

回答項目	社団	財団	合計
特例民法法人からの移行	338 (72. 5%)	197 (83. 1%)	535 (76. 1%)
新設 (2008 年 12 月以降に一般法人設立)	18 (3. 9%)	10 (4. 2%)	28 (4%)
任意団体から一般法人に転換	35 (7. 5%)	3 (1. 3%)	38 (5. 4%)
特定非営利活動法人から一般法人に転換	28 (6%)	5 (2. 1%)	33 (4. 7%)
営利法人 (株式会社等) から一般法人からの転換	1 (0. 2%)	0 (0%)	1 (0. 1%)
その他法人から一般法人に転換	46 (9. 9%)	22 (9. 3%)	68 (9. 7%)
合 計	466	237	703

表 36 法人の所在地

行政庁	社団	財団	合計	行政庁	社団	財団	合計	行政庁	社団	財団	合計
北海道	26	6	32	石川県	6	2	8	岡山県	7	5	12
青森県	4	4	8	福井県	5	0	5	広島県	14	3	17
岩手県	9	4	13	山梨県	6	3	9	山口県	12	5	17
宮城県	9	2	11	長野県	6	7	13	徳島県	2	2	4
秋田県	4	2	6	岐阜県	8	6	14	香川県	7	2	9
山形県	3	4	7	静岡県	11	13	24	愛媛県	1	2	3
福島県	5	3	8	愛知県	10	7	17	高知県	5	1	6
茨城県	9	4	13	三重県	12	3	15	福岡県	11	8	19
栃木県	8	1	9	滋賀県	1	3	4	佐賀県	6	1	7
群馬県	2	1	3	京都府	7	4	11	長崎県	8	2	10
埼玉県	10	3	13	大阪府	25	13	38	熊本県	7	2	9
千葉県	5	3	8	兵庫県	7	5	12	大分県	1	3	4
東京都	132	78	210	奈良県	4	2	6	宮崎県	6	1	7
神奈川県	9	6	15	和歌山県	5	1	6	鹿児島県	4	1	5
新潟県	4	2	6	鳥取県	4	4	8	沖縄県	7	3	10
富山県	8	0	8	島根県	4	0	4	合 計	466	237	703

一般法人は、非営利型法人か否かによって課税所得の範囲が異なる。非営利徹底法人および公益法人の一般法人は、法人税法上の公益法人等となり収益事業のみ課税となるが、それ以外の一般法人は法人税法上の普通法人となり、株式会社と同様で全所得課税となる。調査対象法人を税制区分別に示した表 37 によると、社団の 72%、財団の 75%が非営利徹底法人である。

表 38 は、調査対象法人が実施する主な事業である。表によると、業界団体が突出して多く 129 件で全体の 18%を占める。次いで行政関連が 70 件、地域社会貢献活動・団体が 58 件、医療施設、病院等が 48 件である。法人類型別にみると社団の場合、業界団体が突出して多く 126 件で社団全体の 27%を占めるほか、地域社会貢献活動・団体、行政関連、医療施設、病院等も比較的によくみられる。財団の場合は行政関連が 30 件で最も多く、研究・分析機関についても 25 件が該当する。

調査対象法人の収益内容をみると、70%を超える法人が会費収入（506 件）並びに事業収入（500 件）を主な収益としており、補助金・助成金や委託費・指定管理料を財源とする法人も比較的によくみられる（表 39）。法人類型別にみると、社団の場合は 90.3%（421 件）が会費収入、73%（320 件）が事業収入、補助金・助成金が 63%（168 件）の順であるのに対し、財団の場合は事業収入が 75.9%（180 件）、会費収入が 35.9%（85 件）、基本財産からの収入等が 34.2%（81 件）であった。

表 37 税制区分

回答項目	社団	財団	合計
非営利徹底法人	237 (50.9%)	148 (62.4%)	385 (54.8%)
公益法人	99 (21.2%)	30 (12.7%)	129 (18.3%)
特定普通法人	130 (27.9%)	59 (24.9%)	189 (26.9%)
合 計	466	237	703

表 38 法人の主な実施事業

回答項目	社団	財団	合計	回答項目	社団	財団	合計
社会福祉関係	17	10	27	動物愛護	1	0	1
福祉関係の助成	2	1	3	生活・権利保護支援	12	5	17
健康維持・増進団体等	8	2	10	人権・平和	0	1	1
医療施設、病院等	38	10	48	国際協力	3	5	8
教育関係	20	12	32	男女共同参画社会	0	1	1
学会・学術団体	28	3	31	情報化社会	3	3	6
研究・分析機関	15	25	40	産業創造・企業経営、起業支援	9	4	27
助成・表彰	8	15	23	業界団体	126	3	129
奨 学	1	7	8	同一資格者団体	22	0	22
児童・青少年の健全育成	9	8	17	免許・資格付与・検査・検定	7	5	12
美術館・博物館・動物園・水族館・公園・庭園	1	13	27	互助・共済・親睦団体	10	12	22
芸術・文化関係	8	18	26	精神修養団体	0	0	0
スポーツ関係	11	10	21	祭祀・慰霊	0	0	0
趣味・愛好会・同好会	2	0	2	会館運営	2	11	13
地域社会貢献活動・団体	45	13	58	新聞その他メディア	1	1	2
環境保護	7	5	12	行政関連	40	30	70
災害・地域安全	8	4	12	非営利活動支援団体	2	0	2
合 計					466	237	703

表 39 2016 年度の主な収益(複数選択)

回答項目	社団	財団	合計
会費収入	421 (90.3%)	85 (35.9%)	506 (72%)
寄附収入	30 (6.4%)	39 (16.5%)	69 (9.8%)
事業収入	320 (68.7%)	180 (75.9%)	500 (71.1%)
委託費・指定管理料	122 (26.2%)	67 (28.3%)	189 (26.9%)
補助金・助成金	168 (36.1%)	66 (27.8%)	234 (33.3%)
基本財産 (財産運用収入)	48 (10.3%)	81 (34.2%)	129 (18.3%)
その他 (81 頁、Ⅳの 2 (1) 参照)	9 (1.9%)	9 (3.8%)	18 (2.6%)
合 計	1,118	527	1,645

カッコ内は回答法人数(社団 466、財団 237)に占める割合。

2. 法人選択と認定選択の動向

(1) 法人選択に対する意識

表 40 は、一般法人を選択して良かった点を示したものであるが、36.6% (257 件) が「毎年の定期提出書類が公益法人に比べて簡単」、33.1% (233 件) が「特になし」、30.9% (217 件) が「行政による監督がなく実施事業に専念できる」を選択している。法人類型別にみると、社団の場合は「特になし」、「毎年の定期提出書類が公益法人に比べて簡単」、「行政による監督がなく実施事業に専念できる」の順であるのに対し、財団の場合は「毎年の定期提出書類が公益法人に比べて簡単」、「行政による監督がなく実施事業に専念できる」、「公益目的事業比率の制限がない」の順となっている。

一般法人を選択して後悔した点については、半数以上が「特になし」と回答しており、多くの法人は一般法人を選択して後悔していないという意思表示が示されている(表 41)。また、次に多かったのは「公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く」で 25.7% (181 件)、「税金の負担」で 14.8% (104 件) であった。法人類型別にみると、社団、財団共に「特になし」と回答した法人が圧倒して多く、「公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く」が続く。

表 40 一般法人を選択して良かった理由(複数選択)

回答項目	社団	財団	合計
行政による監督がなく実施事業に専念できる	138 (29.6%)	79 (33.3%)	217 (30.9%)
収支相償の制限がない	80 (17.2%)	58 (24.5%)	138 (19.6%)
公益目的事業比率の制限がない	109 (23.4%)	69 (29.1%)	178 (25.3%)
遊休財産の規制がない	15 (3.2%)	18 (7.6%)	33 (4.7%)
毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単	159 (34.1%)	98 (41.4%)	257 (36.6%)
法人税は収益事業のみ課税(但し、非営利徹底法人・共益法人のみ対象)	92 (19.7%)	43 (18.1%)	135 (19.2%)
特になし	165 (35.4%)	68 (28.7%)	233 (33.1%)
その他 (82 頁、Ⅳの 2 (2) 参照)	9 (1.9%)	0 (0%)	9 (1.3%)
合 計	767	433	1,200

カッコ内は回答法人数(社団 466、財団 237)に占める割合。

表 41 一般法人を選択して後悔した理由(複数選択)

回答項目	社団	財団	合計
社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる	50(10.7%)	23(9.7%)	73(10.4%)
公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く	105(22.5%)	76(32.1%)	181(25.7%)
相談する先がない	19(4.1%)	17(7.2%)	36(5.1%)
行政からの支援が得られない	17(3.6%)	13(5.5%)	30(4.3%)
税金の負担(非営利徹底法人、共益法人：収益事業がすべて課税、特定普通法人：税法上の普通法人と同等の全所得課税)	75(16.1%)	29(12.2%)	104(14.8%)
預金利子に対し源泉徴収課税がされる	31(6.7%)	44(18.6%)	75(10.7%)
寄附者への寄附金控除の優遇措置がない	38(8.2%)	29(12.2%)	67(9.5%)
特になし	259(55.6%)	97(40.9%)	356(50.6%)
その他(82頁、Ⅳの2(3)参照)	5(1.1%)	1(0.4%)	6(0.9%)
合 計	599	329	928

カッコ内は回答法人数(社団 466、財団 237)に対する割合。

(2) 認定選択の動向

表 42 は、表 43 で「公益認定を目指している理由」に回答しなかった法人について公益認定を目指していないと仮定し分類したものである。なお、記述回答(82頁、Ⅳの2(4))で公益認定を目指していないとする記述回答があった場合は、その分を表 42 の「目指していない」に割り振った。

表 42 公益認定の取得について

回答項目	社団	財団	合計
目指している	151(32.4%)	76(32.1%)	227(32.3%)
目指していない	315(67.6%)	161(67.9%)	476(67.7%)

表 43 公益認定を目指している理由

回答項目	社団	財団	合計
もともと公益法人への移行を予定していた	15(8.4%)	14(15.2%)	29(10.7%)
社会的な信用が一般法人よりも高い	36(20.1%)	11(12%)	47(17.3%)
公益目的事業が非課税になる	17(9.5%)	10(10.9%)	27(10%)
公益目的事業以外の源泉分離課税やみなし寄附金	0(0%)	0(0%)	0(0%)
補助金・助成金・指定管理が受けやすい	13(7.3%)	6(6.5%)	19(7%)
寄附金控除の優遇措置が得られる	9(5%)	12(13%)	21(7.7%)
総合的に一般法人であることのメリットが感じら	9(5%)	4(4.3%)	13(4.8%)
特に理由はない	52(29.1%)	19(20.7%)	71(26.2%)
その他(82頁、Ⅳの2(4)参照)	28(15.6%)	16(17.4%)	44(16.2%)
合 計	179	92	271

表 42 によると、公益認定を目指している法人は回答法人の 32.3%にあたる 227 件であり、決して多いとは言えない数値である。

公益認定を目指す理由については、「特に理由はない」とする法人が最も多く、社団が 29.1%、財団が 20.7%であった（表 43）。次に多かったのは、社団では「社会的な信用が一般法人よりも高い」の 20.1%、「公益目的事業が非課税になる」の 9.5%、「もともと公益法人への移行を予定していた」の 8.4%であり、財団では「もともと公益法人への移行を予定していた」の 15.2%、「寄附金控除の優遇措置が得られる」の 13%、「社会的な信用が一般法人よりも高い」の 12%であった。

（３）法人種類の再選択

再度法人格を選択できた場合の法人格選択について質問したところ、一般法人を再度選択するとした法人が回答法人の 83.1%(584 件)を占め、大半の一般法人は現在の法人格で満足していることがわかる（表 44）。公益法人を選択した法人も 11.1%(78 件)存在し、とりわけ財団において公益認定の取得を目指す法人が多い傾向にある。他法人格への転換を希望する法人は全体で 5.8%(41 件)存在するが、法人類型別にみると社団では特定非営利活動法人の 15 件（3.2%）、財団では営利企業の 8 件（3.4%）が最も多かった。

表 44 再度選択する場合の法人類型

回答項目	社団	財団	合計
一般法人	391 (83.9%)	193 (81.4%)	584 (83.1%)
公益法人	47 (10.1%)	31 (13.1%)	78 (11.1%)
特定非営利活動法人	15 (3.2%)	2 (0.8%)	17 (2.4%)
認定特定非営利活動法人	2 (0.4%)	0 (0%)	2 (0.3%)
社会福祉法人	1 (0.2%)	0 (0%)	1 (0.1%)
営利企業（株式会社・合同会社）	4 (0.9%)	8 (3.4%)	12 (1.7%)
その他の法人	6 (1.3%)	3 (1.3%)	9 (1.3%)
合 計	466	237	703

３．法人運営について

（１）組織運営・日常業務に対する意識

組織運営面で困りごとがあるか否かについては、「困っていることがある」と回答した法人は 249 件（35.4%）で、公益法人の 71.1%（表 14）と比較して極めて低い数値となっている（表 45）。これは自らの活動に専念できる環境が整っており、ストレスの少ない法人運営が実現されていることを意味するものと思われる。困っていることの内容については、「特になし」と回答した法人が圧倒的に多く 437 件（62.2%）であり、ここでも多くの一般法人は困っていることはないとしている（表 46）。ただし、「公益目的支出計画の作成・提出」または「公益目的支出計画の実施事業・期間の変更」と回答した法人は少なからず存在し、それぞれ 89 件（12.7%）、88 件（12.5%）となっている。公益目的支出計画は、算定された公益目的財産額を零にするまでの各事業年度の公益目的支出額の積み上げを計画するものであるが、これは旧公益法人から移行した一般法人に課せられた規制であり、その運用について困っている移行法人が存在していることが分かる。

表 45 運営について困っていることの有無

回答項目	社団	財団	合計
困っていることがある	179 (38.4%)	70 (29.5%)	249 (35.4%)
困っていることはない	287 (61.6%)	167 (70.5%)	454 (64.6%)
合 計	466	237	703

表 46 運営について困っていることの内容(複数選択)

回答項目	社団	財団	合計
理事会の運営	47 (10.1%)	20 (8.4%)	67 (9.5%)
社員総会・評議員会の運営	27 (5.8%)	10 (4.2%)	37 (5.3%)
理事会、社員総会、評議員会以外の機関運営(社員、理事、評議員、監事、会計監査人等)	22 (4.7%)	7 (3%)	29 (4.1%)
公益目的支出計画の作成・提出(公益目的支出計画を実施の法人様)	56 (12%)	33 (13.9%)	89 (12.7%)
公益目的支出計画の実施事業・期間の変更(公益目的支出計画を実施の法人様)	58 (12.4%)	30 (12.7%)	88 (12.5%)
相談する先がない	31 (6.7%)	15 (6.3%)	46 (6.5%)
申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き	22 (4.7%)	12 (5.1%)	34 (4.8%)
特になし	288 (61.8%)	149 (62.9%)	437 (62.2%)
その他(83 頁、Ⅳの 2 (5) 参照)	10 (2.1%)	10 (4.2%)	20 (2.8%)
合 計	561	286	847

カッコ内は回答法人数(社団 466、財団 237)に占める割合。

(2) 会計基準に対する意識

平成 20 年公益法人会計基準については、551 件(78.4%)が不便を感じていないとしつつも、不便を感じるとする法人も 10.4%存在する(表 47)。企業会計等の会計基準を利用している法人も 11.2%存在する。

表 48 は不便を感じる理由を示したものであるが、最も多い回答は「複雑、難しい」で 18 件、「費用配賦」および「会計区分」を挙げる法人もある。記述回答(83 頁、Ⅳの 2 (6) 参照)によると、実施事業等会計の区分や経費の配分の処理に多大な労力を要し、内容が複雑で特殊であるが、出来上がった資料について理解できる関係者や外部支援者はほとんどいないのが実情のようである。また、会計処理が複雑である故、税理士や会計士への委託を余儀なくされ、その報酬支払の負担が大きく法人運営に支障が出ている法人も見受けられる。とりわけ小規模法人にとっては深刻な問題であると考えられ、小規模法人に対する何らかの支援策が必要であると思われる。

表 47 会計制度

回答項目	社団	財団	合計
不便は感じない	357 (76.6%)	194 (81.9%)	551 (78.4%)
不便を感じる	55 (11.8%)	18 (7.6%)	73 (10.4%)
公益法人会計基準は使っていない	54 (11.6%)	25 (10.5%)	79 (11.2%)
合 計	466	237	703

表 48 会計制度について不便と感じる理由 (83 頁、Ⅳの 2 (6) 参照)

回答項目	社団	財団	合計
会計区分	9	1	10
費用配賦	6	8	14
資金収支と損益ベースの違い	2	1	3
事務負担	2	1	3
複雑、難しい	14	4	18
財務 3 基準	0	0	0
内訳表	1	0	1
その他	7	2	9
合計	41	17	58

(3) 情報公開の実施状況

情報公開の状況については、情報公開率でみると「情報公開している」と回答した法人は全体の 76.5%で、公益法人の 94.2%と比較すると 17.7 ポイント低い (表 49)。情報公開の手段をみると、ホームページによるものが最も多く 66.1%であり、次に多かったのは「事務所にパンフレット等を展示」の 16.2%であった (表 50)。共同サイトを利用している一般法人も 5.5%存在し、記述回答 (85 頁、Ⅳの 2 (7) 参照) では機関誌や会報誌によるとする回答も一定数みられた。

表 49 法人の情報公開の状況

回答項目	社団	財団	合計
情報公開している	347 (74.5%)	191 (80.6%)	538 (76.5%)
情報公開していない	119 (25.5%)	46 (19.4%)	165 (23.5%)
合 計	466	237	703

表 50 情報公開の手段

回答項目	社団	財団	合計
ホームページ	296 (63.5%)	169 (71.3%)	465 (66.1%)
アニュアルレポート	5 (1.1%)	3 (1.3%)	8 (1.1%)
NOPODAS (非営利法人データベースシステム)	1 (0.2%)	1 (0.4%)	2 (0.3%)
共同サイト	27 (5.8%)	12 (5.1%)	39 (5.5%)
事務所にパンフレット等を展示	77 (16.5%)	37 (15.6%)	114 (16.2%)
その他 (85 頁、Ⅳの 2 (7) 参照)	11 (2.4%)	22 (9.3%)	33 (4.7%)
合 計	417	244	661

カッコ内は回答法人数 (社団 466、財団 237) に占める割合。

(4) 資金調達的手段

表 51 は、一般法人の資金調達の傾向を示したものである。公益法人の場合は「公益目的事業の実施による」と回答した法人が 48.8%と最も多かったが(表 24)、一般法人の場合は「収益事業の実施による」と回答した法人が 53.9%で最も多かった。次に多かったのは、社団の場合は「行政機関への補助金の申請」の 23%、「公益目的事業の実施による」の 18.5%、「寄附金の募集」の 10.9%であり、財団の場合は「資金運用益」の 24.5%、「寄附金の募集」の 17.3%、「金融機関からの借入れ」の 14.3%であった。

寄附金募集については公益法人の場合 33.6%が実施しているものの、一般法人の場合は 13.1%に止まっており、寄附金控除の適用の有無が影響していると思われ、一般法人が寄附募集することの難しさが窺える。

「その他」の記述回答(86 頁、Ⅳの 2 (8) 参照)によると、社団の場合は会費関係からの収入が 50 件前後確認され、委託費関係も数件みられた。財団の場合は会費関係が 5 件と少なく、そもそも資金調達の必要性がないと回答した法人も数件みられた。

表 51 資金調達的手段

回答項目	社団	財団	合計
寄附金の募集	51 (10.9%)	41 (17.3%)	92 (13.1%)
公益目的事業の実施による	86 (18.5%)	31 (13.1%)	117 (16.6%)
収益事業の実施による	252 (54.1%)	127 (53.6%)	379 (53.9%)
民間機関への助成金の申請	31 (6.7%)	22 (9.3%)	53 (7.5%)
行政機関への補助金の申請	107 (23%)	44 (18.6%)	151 (21.5%)
親会社による資金拠出	4 (0.9%)	8 (3.4%)	12 (1.7%)
金融機関からの借入れ	42 (9%)	34 (14.3%)	76 (10.8%)
資金運用益	18 (3.9%)	58 (24.5%)	76 (10.8%)
その他(86 頁、Ⅳの 2 (8) 参照)	86 (18.5%)	22 (9.3%)	108 (15.4%)
合 計	676	387	1,063

カッコ内は回答法人数(社団 466、財団 237)に占める割合。

(5) 提訴や賠償責任等のリスクに対する意識

役員が直面する訴訟や賠償責任等のリスクに関する意識については、そのリスクを認識している法人は全体の 48.2%である(表 52)。公益法人の 60.7%(表 25)と比較して 12.5 ポイント低い。法人類型別にみると、公益法人では社団の方が認識率が高かったが、一般法人の場合は財団の方が高い数値が示されている。

訴訟や賠償リスクを補償するための保険制度に加入しているか否かについては、多くの法人が加入しておらず、加入率としては公益法人の方が 9.3 ポイント高い(表 53)。役員賠償責任保険に加入していない理由として最も多かったのは「損害賠償の発生リスクを感じない」の 103 件、「必要性を感じない」の 100 件であった。その他にも「リスクや保険について認識不足」が 33 件、「時間的、費用的余裕がない」が 27 件、「リスク回避策で対応」が 24 件あった(表 54)。

記述回答(87 頁、Ⅳの 2 (9))では、リスク回避策として免責条項の定款への組み込み、コンプライアンスの遵守、別の保険に加入するなどを措置を取っているとのことである。

表 52 提訴や賠償責任等のリスクの認識

回答項目	社団	財団	合計
している	211 (45. 3%)	128 (54%)	339 (48. 2%)
していない	255 (54. 7%)	109 (46%)	364 (51. 8%)
合 計	466	237	703

表 53 役員賠償責任保険制度の加入状況

回答項目	社団	財団	合計
加入している	66 (14. 2%)	46 (19. 4%)	112 (15. 9%)
加入していない	400 (85. 8%)	191 (80. 6%)	591 (84. 1%)
合 計	466	237	703

表 54 役員賠償責任保険に加入していない理由 (87 頁、Ⅳの 2 (9) 参照)

回答項目	社団	財団	合計
必要性を感じない	75	25	100
損害賠償の発生リスクを感じない	66	37	103
リスクや保険について認識不足	25	8	33
時間的、費用的余裕がない	20	7	27
小規模団体のため未加入	7	5	12
役員は無報酬のため未加入	3	1	4
別の保険に加入済み	2	3	5
リスク回避で対応	15	9	24
加入について検討中	11	7	18
未検討	9	7	16
その他	23	11	34
合計	256	120	376

4. 税制について

(1) 寄附金に対する姿勢

表 55 の寄附金の総収入に占める割合をみると、「0%」とした法人は全体の 75. 5%あり、公益法人と比較すると 29 ポイント高く、公益法人の方が寄附の比重が高いことが分かる。これは、寄附者に対する税制上の優遇措置によるものと思われる。「50%以上」と回答した一般法人も 2. 1%で、公益法人の 10. 5%と比較すると極めて低い数値である。

法人類型別にみると、全体的に財団の方が総収入に占める寄附金の割合が高く、表 51 で示されているとおり、社団の多くが事業収入を資金調達の主たる手段としている故の結果であると考えられる。

寄附金を募集していない理由については、「事業収入や運用収入で間に合っているため」と回答した法人が大多数で全体の 60. 8%を占める(表 56)。「寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない」と回答した法人も 163 件 (29. 6%) おり、寄附募集に関する促進活動の必要性を感じるところである。

「その他」の記述回答 (95 頁、Ⅳの 2 (10) 参照) では、寄附者に対する税制優遇がないとする記述が相当数みられたほか、寄附が見込めない、募集しても集まらないなどの諦め気味の回答も数件みられた。

表 55 寄附金の総収入に占める割合

回答項目	社団	財団	合計
0%	375 (80.5%)	156 (65.8%)	531 (75.5%)
10%未満	71 (15.2%)	54 (22.8%)	125 (17.8%)
10%以上 20%未満	12 (2.6%)	6 (2.5%)	18 (2.6%)
20%以上 30%未満	3 (0.6%)	5 (2.1%)	8 (1.1%)
30%以上 50%未満	2 (0.4%)	4 (1.7%)	6 (0.9%)
50%以上	3 (0.6%)	12 (5.1%)	15 (2.1%)
合 計	466	237	703

表 56 寄附金を募集していない理由(複数選択)

回答項目	社団	財団	合計
事業収入や運用収入で間に合っているため	232 (59.3%)	103 (64.4%)	335 (60.8%)
寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない	116 (29.7%)	47 (29.4%)	163 (29.6%)
寄附金を募集した後の事務負担	22 (5.6%)	13 (8.1%)	35 (6.4%)
募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない	24 (6.1%)	7 (4.4%)	31 (5.6%)
その他 (95 頁、IV の 2 (10) 参照)	41 (10.5%)	12 (7.5%)	53 (9.6%)
合 計	435	182	617

カッコ内は回答法人数（社団 391、財団 160）に占める割合。

（２）資産寄附について

土地、建物、有価証券などの資産寄附の経験の有無については、経験があると回答した法人はわずか 5%であり、公益法人と比較して 6.2 ポイント低い(表 57)。公益法人とともに資産寄附の経験がほとんどなく、資産寄附への税制優遇の拡充並びに普及・拡大を狙った活動が必要であると思われる。

表 57 資産寄附受入れ経験の有無

回答項目	社団	財団	合計
ある	13 (2.8%)	22 (9.3%)	35 (5%)
ない	453 (97.2%)	215 (90.7%)	668 (95%)
合 計	466	237	703

（３）税制に関する要望事項

税制に関する要望として最も多かった内容は「法人税」関連であり、中には公益目的支出計画実施団体のみなし寄附金（所得金額の 20%を損金算入）を認めてほしいなど、みなし寄附金制度関連の要望が数件みられた（表 58）。その他の記述回答をみると、博物館運営など公益目的支出分への税制優遇措置、寄附金に対する非課税措置、委託費等への消費税の非課税化、非営利型法人への地方税の非課税化、奨学金給付団体に対する更なる税制優遇、非営利型法人に対する資金運用利息や金融所得課税の免除など様々な要望みられる。

「その他」では、税制とは直接関係ないが、社団では小規模法人に対する会計基準や財務諸表等の簡素化や収支相償での黒字の容認が認められない限り公益法人を選択できないとする意見があり、財

団では資金運用利息への非課税、受取利子等に係る源泉所得税の非課税などを要望したいとする意見がみられた。

表 58 税制に関する要望事項一覧(96 頁、Ⅳの 2 (11)参照)

回答項目	社団	財団	合計
全般	7	5	12
寄附税制	2	1	3
法人税	5	5	10
消費税	2	1	3
印紙税	0	0	0
固定資産税	2	1	3
その他の地方税関係	2	2	4
その他	59	33	92
合 計	79	48	127

5. 公益法人協会に対する要望

公益法人協会に対する要望については、「特になし」の回答が大半を占める「その他」を除くと、「情報提供」に関する要望が 16 件と多く、「セミナー、トレーニング」の 13 件がそれに続く（表 59）。記述回答(99 頁、Ⅳの 2 (12))によると、小規模法人を対象にしたセミナーや相談サービスの充実、小規模法人の制度簡略化にむけた政策提言、監事向けのセミナーの開催、休眠口座の活用法、寄附等に関するセミナーの開催、年間通じた運営マニュアルの発行、公益認定申請時の手厚いサポートなどの要望が寄せられている。

また、一般法人であるにも関わらず収支相償廃止の提言要求が数件みられ、公益認定を取得するにあたり収支相償が足かせになっていることの表れと考えられる。

表 59 公益法人協会に対する要望一覧(99 頁、Ⅳの 2 (12)参照)

回答項目	社団	財団	合計
情報提供	10	6	16
価格設定について	2	1	3
相談サービス	4	2	6
政策提言	3	2	5
セミナー、トレーニング	6	7	13
その他	55	38	93
合 計	80	56	136

IV 付属資料

1. 記述式回答〔公益法人編〕

(1) 表9「2016年度の主な収益」の「その他」の内容

■ 社 団 (12件)

- ・ 会員からの負担金または分担金等 (4件)
- ・ 賦課金収入。
- ・ 賃借料、診断書等用紙。
- ・ 印税収入。
- ・ 上部団体からの助成金等。
- ・ 雑収入。
- ・ 受取事務費収入。
- ・ 運営負担金。
- ・ 収益事業からの繰入金。

■ 財 団 (26件)

- ・ 特定資産等の運用益 (8件)
- ・ 雑収益 (2件)
- ・ 利用料金収入 (2件)
- ・ 基本財産以外の金融資産運用。
- ・ 交付金等収入。
- ・ 負担金。
- ・ モーターボート事業からの交付金。
- ・ 連携協力金。
- ・ 宝くじ収益金。
- ・ 賛助会費。
- ・ 協賛金。
- ・ 入館料。
- ・ 指導料収入。
- ・ 配当金。
- ・ 事業収入以外に無し。
- ・ 交流会、研究会等の会費負担金。
- ・ 預金利子。

(2) 表10「公益法人を選択して良かった理由」の「その他」の内容 (公益法人・質問1)

■ 社 団 (2件)

- ・ 実施事業の関係で公益認定を受ける必要があった。
- ・ 拘束が多々あり面倒。

■ 財 団 (7件)

- ・ 利息・配当金が非課税。
- ・ 海外公的機関が当財団と接点持ちやすい。
- ・ 登記申請の費用がかからない。

- ・配当金・受取利息が非課税。
- ・自主性を重んじる点。
- ・資産運用を債券から一部出損会社の株式運用を行い、運用益が増加した。
- ・利息が非課税。

(3) 表 11「公益法人を選択して後悔した理由」の「その他」の内容（公益法人・質問 2）

■ 社 団 （12 件）

1. 事務負担（5 件）

- ・公益事業の変更・追加などでの諸手続きの際に、説明する時に理解をしていただくのに多大な労力が生じ、必要な事業を迅速に始めることが難しい。
- ・公益目的事業であっても、従前と異なる事業を始めようとする行政庁に伺いを立て変更届を出す必要があり、その手続きも複雑かつ膨大でかなりの負荷がかかる。
- ・事業変更の場合などの諸手続き。
- ・公益目的事業の届け出以外の事業が実施しにくい。届出に時間がかかり実施できない。
- ・事業の新設・変更・終了の手続きが必要なため、見直しや改革に時間を要する。

2. 財務 3 基準（1 件）

- ・積立てができない。

3. その他（6 件）

- ・本部・支部会計合算による決算・予算の煩雑化。
- ・講演会等の自主事業の実施が大変。
- ・運転資金の確保が難しい。
- ・総会や理事会等開催要件が厳しすぎる。
- ・事業に会員以外の者も参加可能となりメリットが薄れたとして退会希望が出ている。
- ・納税額が増えた。

■ 財 団 （16 件）

1. 事務負担（6 件）

- ・申請していない事業を実施することができない。
- ・公益目的事業の認定（変更認定含む）が難しいので、社会的ニーズに対して時宜に事業を開始できない。
- ・毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい。また、一般正味財産が減少し、枯渇した際の対応が不明。
- ・役員の登記が多い。
- ・維持手続きのために膨大な人件費を要する。
- ・毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい。

2. 財務 3 基準（4 件）

- ・収支相償の扱い。
- ・収支相償による先細り感。
- ・収支相償で事業活動が制限される。
- ・公益目的事業比率の制限で事業活動が制限される。

3. その他（6 件）

- ・当法人で作成している資料などを、県民から「大量に欲しいので購入したい」と要望があっても、

例え原価での販売であっても県からの指導で無料配布しか許可されず、当法人にその予算が無ければ資料の配付すら出来ない時がある。

- ・元々事業収益で運用していた法人ではなく、事業をしても経費だけ負担していただいていたボランティア団体なので、公益法人になったメリットがない。一般法人との差がない。
- ・単一の公益事業に法人会計区分が手間。
- ・困難な点は多々あるが、後悔はしていない。
- ・指定管理先が公益法人を理解しないのでやりにくい。
- ・支部は公益認定を取ることを認められておらず、財団法人支部から任意団体支部の扱いになった。

(4) 表 15「運営について困っていることの内容」の「その他」の内容（公益法人・質問 4）

■ 社 団 （28 件）

- ・人材がいらないのに提出書類、理事会運営に時間や費用が掛かる点。
- ・会計事務所の力が必要で、そのための経費が掛かる。
- ・事業力の強化。
- ・財務改善。
- ・参加率の向上。
- ・実際に行っている運営が適法かどうかの懸念。
- ・会員数の減少に伴う経営悪化。
- ・社員の協力が無い。
- ・会員数の減少、収益性（持続可能性）。
- ・財政基盤の安定に不安。
- ・会員に対するメリット。
- ・赤字補てんのための積立金ができないこと。
- ・お金がない。事業運営のための資金をもっと欲しい。
- ・寄付者の住所など調査や寄付の集計が困難。
- ・事業実施の資金。
- ・資金調達。
- ・運営財源の確保。
- ・利益相反取引。
- ・赤字となった場合の補てん先が無いこと。
- ・会費等収益源の確保。
- ・会員数の減少により、収入が減ってきてしまった事。
- ・事務局の人員不足。
- ・会員数の減少。
- ・会費収入の減少。
- ・収支改善。
- ・税額控除制度認定が受けにくい。
- ・補助金の縮減。
- ・活動費用。

■ 財 団 （60 件）

- ・講演会などの実施における費用の使用諾否について。
- ・収入不足。

- ・資産運用。
- ・寄付金の減少。
- ・経常収益の確保、一般正味財産の維持。
- ・基本財産運用益の低下。
- ・収入の確保。
- ・会費、寄付金が減少傾向にあり事業運営が困難になりつつある。
- ・事業の拡大方法。
- ・公益法人 information の電子申請窓口のウェブサイトが正しく表示されず定期提出書類等の提出が大変面倒。
- ・毎年の事業運営。
- ・活動費用の原資（収入）確保。
- ・資金の確保。
- ・低金利で資金運用益が少なく事業資金の確保ができない。
- ・基本財産運用益、寄附金、賛助会費、が減少傾向。
- ・運営資金の確保。
- ・基本財産運用益の減少。
- ・運営費の捻出。
- ・施設の老朽化。
- ・財産運用収入の確保。
- ・基本財産の運用収益の低下。
- ・基本財産の運用益が減少。
- ・労務管理。
- ・事業収入減。
- ・基金運用益の減少。
- ・理事会，評議員会の開催期日の設定。
- ・自主財源の確保。
- ・税務申告の煩雑さ。
- ・収入の確保。
- ・低金利による資産運用の目減り。
- ・運営資金の確保。
- ・事業費の確保（基本財産の運用益が低下する中、寄附金等を増加させるべく努めている）。
- ・人事関係（給与・人員等）。
- ・低金利における資産運用。
- ・新しい事業の認定。
- ・収益が不安定。
- ・収入をあげること。
- ・職員の雇用。
- ・5年毎の指定管理者の指定に向けて。
- ・公益目的事業の追加や修正のハードルが高く、柔軟な事業運営がやりにくい。
- ・低金利による運用難。
- ・赤字改善。
- ・資料館の収入により運営がされているが、入館者減が続き対策に苦慮している。

- ・ 会員の減少。
- ・ 運営していく収入。
- ・ 金利が非常に低い基本金の敵の利息収入がわずかしかないこと。
- ・ 預金利息の減少。
- ・ 無期雇用への転換対応。
- ・ 基金運用益の減少。
- ・ 運用利息の低下。
- ・ 登記と法人法との法的な不整合。
- ・ 基本財産の運用益の減少。
- ・ 事務全般の工数と財務基盤の確保。
- ・ 収益事業について。
- ・ 新規事業にすぐに対応できない。
- ・ 低金利のため財産運用収入が大幅な減収となってきた。
- ・ 新規事業に直ぐに対応できない。
- ・ 低金利による財産運用収入の大幅な減少→事業ができなくなる恐れがある。
- ・ 金利の低下。
- ・ 金利の低下に伴う財源確保。

(5) 表 19「会計制度について不便と感ずる理由」の「その他」の内容（公益法人・質問 7）

■ 社 団 （91 件）

1. 会計区分（17 件）

- ・ 特殊な用語と会計区分。
- ・ 公益事業会計と法人会計を区分する必要性はあるのか？
- ・ 事業会計の配分が面倒。
- ・ 補助金の管理が不便。
- ・ 同じ費用を分けて計上する面倒さ。
- ・ 公益・法人会計、事業費・管理費の区分。
- ・ 区分会計。
- ・ 公益目的事業のみを行っている法人に法人会計は不必要であり、無駄が生じている。
- ・ 事業別の報告ができず会員への説明が難しく、会員も分かりずらく不満を持っている。
- ・ 事業別・勘定科目別の設定が細かいので不便。誤りを起こしやすい。
- ・ 仕訳が複雑である。
- ・ 事業費と管理費の両方にまたがる共通経費の経理処理が発生し、煩雑となった。
- ・ 法人会計区分を表示しなければならないから。
- ・ 会計システムの関係で公益会計・法人会計の区分仕訳・配賦等の仕訳が一度にできないままなので年度末に配賦率で区分仕訳する等の簡略な方法で区分・配賦ができると事務の合理化に繋がる。
- ・ 事業会計が公益目的事業会計しかない場合、法人会計を別にするのは事務が煩雑になるだけで意味がない。
- ・ 公益目的事業会計と法人会計が別れて表示されるので見づらい。
- ・ 公益事業会計と法人会計を按分しなければならない。

2. 費用配賦（11 件）

- ・ 会計ソフトのオペレーション 特に配賦処理について。

- ・経費の配賦等は意味があるように思えない。
- ・一つの取引に複数の仕分け手続きが必要となること。及び、公益目的事業会計と法人会計の配賦作業が煩雑であること。
- ・配賦。
- ・①区分経理（配賦作業）が煩雑。②配賦後の金額で日々会計処理入力をしているため、この意味のない数字が記憶に残らない。（配賦作業がない従前の場合は、法人で支払っている費用の価格が記憶に残っているため、予算・決算の誤謬が防げた。配賦後の無機質な数字を並べた決算書は、ひとつひとつ紐解かないと、何の数字の合計だか不明であるため、決算書の数字に自信がない）。
- ・収支計算書を作成のうえ、従事割合で配賦を行い作成するので手間が掛かる。
- ・配賦等の処理が複雑である。
- ・費用等の配賦計算に手間がかかる。
- ・事業と法人との配賦。
- ・公益目的事業と法人会計の配賦が手間。振替伝票以外にも命令書の作成を要求されること。リース会計の仕訳が難解。
- ・会計間の収入や支出、配賦割合などに係る資金のやりとり。

3. 資金収支と損益ベースの違い（13件）

- ・細かすぎて、全体の把握が見えづらくなっている。
- ・収支損益の把握。
- ・事業毎の収支が一目でわからないため、予算管理等が煩雑になっている。
- ・実際の収支がわからない。（補助金申請に必要）。
- ・予算準拠を基本として作成する予算・決算において、中科目の概念が無くなったことにより、補助金管理、事業ごとの費用の管理が不明瞭となった。
- ・企業会計と異なるため、収益事業の収支管理に支障がある。
- ・中身が見えにくい（理事等に説明する際非常に面倒）。
- ・損益ベースの計算書は、表記、理解が難しい。
- ・流用が出来ないこと。
- ・16年基準よりも、不透明であると感じます。決算書等を見てわかりにくくなっている。
- ・「〇〇対策費」など事業内容に由来する勘定科目が使用できないため。
- ・予算準拠主義のため、事業ごとの予算管理をしなければならず、二度手間になる。
- ・代議員制度を採用しており、貸借対照表・正味財産増減計算書の数値説明に理解が得づらい。

4. 事務負担（5件）

- ・定期提出書類が煩わしい。
- ・書類作成の負担は大きい。
- ・事務負担量の増加。
- ・経理事務等が以前より煩雑になったこと。
- ・事務負担が多くなった。

5. 複雑、難しい（26件）

- ・一般の方にわかりにく。
- ・計算書類が複雑となり、一覧性に欠ける。
- ・面倒でわかりにくい。
- ・複雑怪奇な会計基準で、一般人には理解が困難。
- ・他会計からの寄付の記載が不明確。

- ・分かりにくい。
- ・小規模な団体にとっては複雑。
- ・難しい、専門外の人が担当すると経験が必要となる。
- ・会計専門の担当者ではないため、その理解に苦悩している。
- ・会員及び役員等で内容を理解できる人がいない。
- ・法令が不明確であり、正解が解らない。
- ・複雑すぎる。
- ・複雑である。
- ・作成すべき書類が多く、かつ複雑。
- ・複雑で分かりにくいいため。
- ・このような勉強をしてきた経験が無い。
- ・分かりにくい。
- ・複式簿記を理解している職員でないと事務処理が困難。会計事務所に委託するには相当の費用を要する。
- ・会員への説明に苦慮する。
- ・複式簿記が難しい（県は単式簿記であるため収支報告が複雑となる）。
- ・特殊な会計基準となっており、参考図書やQ & Aが少ない。
- ・複雑、難解。
- ・平成 16 年会計基準が簡単だった。
- ・考え方が複雑。
- ・認定基準を充たすかどうかはわかるが、それ以外のことは判りにくい。また、法人運営に活かすににくい。
- ・会員に詳細が伝わりにくい。

6. 財務 3 基準（6 件）

- ・基本財産が少ないので、収支相償を続けていくことに組織維持の困難さを感じる。
- ・収支相償の考え方を単年度ではなく、もう少し長いスパンで適用して欲しい。
- ・公益目的事業会計について、基本的に黒字を出さない原則があるうえで黒字は持越し赤字は単年度という考え方は赤字を積み重ねるしかなく破たんを招く恐れがある。
- ・第 1 に、収支相償の問題がすごく不便に感じます。なぜ、損益通算ができないのか。黒字年度の黒字分を一定期間で費消しなければならないのに対して赤字の場合には積立金を充当するしかなく、法人としての永続性が確保されていない。収支相償制度が現状のままでは、いずれ倒産してしまいます。
- ・収支相償
- ・事業ごとに収支相償等の計算書類を作成すること。

7. 内訳表（1 件）

- ・正味財産増減計算書内訳表の作成が重要であるが、定期提出書類とのかかわりがあるところの説明が難しい。

8. その他（12 件）

- ・実態にそぐわない基準の矛盾さを痛感する。
- ・出費の裁量幅が限定され、社会通念上の使用もしにくい。
- ・事業実態と会計基準が一致しておらず、現行の会計基準のみでは事業の状況把握が難しい。
- ・障害者団体なのに公益性に縛られ、会員に対してそれでいいのか疑問を感じる。

- ・前期繰越収支差額を収入の部に計上できなくなったこと。
- ・事業収益が入札なので、落札できなかった場合、予算と合致しなくなってしまう。
- ・毎年相当な時間をかけて担当者の引継ぎをおこないますが、正しい運営ができているのかどうか不安もあります。
- ・固定資産等を会計別に分けた場合の端数 定期提出書類のC表との関係。
- ・経済・財政環境が流動的な状況下、国等の施策に適切かつ迅速に対応することが必要なため。
- ・公益事業の判断が難しい。
- ・組織活動、会員の親睦活動への経費の助成（互助会制度がないため）。
- ・一般法人の会計との会計体系・処理科目の相違。

■ 財 団 （121 件）

1. 会計区分（10 件）

- ・会計ごとに費用配分の手間がかかる。
- ・①事業ごとに分計する必要があるなど、細かすぎて作業が繁雑である。②公1、公2、公3の分計割合が決まっているが、厳密に考えればその年度ごとに行うイベント等の関係で、毎年度異なる。収益事業を行っているのなら、収益事業とそうでない事業を厳密に分計する必要性は良く理解するが、 当法人は収益事業を行っていない。
- ・①公益目的事業として複数の事業を行っているが、個々の収入はその事業のみしか使用できない。公益目的事業全体で使用できるようにしていただきたい。②公益目的事業の予算確保に苦労しているので、他会計からの繰り入れについて緩和してもらいたい。
- ・少数事務体制で、単一の公益事業のみ。法人会計区分を設けることで会計処理がかえって煩雑になる。公益目的事業に事業費と管理費を設けるだけでよいのでは。
- ・人件費その他共通経費の執行については、期中では、分配しての執行は困難。
- ・区分会計は独特である。
- ・公益目的事業と法人会計に区分する必要がある、会計処理が繁雑になる。
- ・公益・収益の分離が煩雑。
- ・法人会計との仕訳、考え方。
- ・各事業に係る管理費を別枠で計上しなくてはならないから。

2. 費用配賦（18 件）

- ・従事割合による公益基準の予算作成、内閣府への別表報告。
- ・費用の按分がややこしい。
- ・配賦の煩雑さ。
- ・管理経費の配賦に苦慮している。補助金申請と様式が異なるため多数の資料が必要。
- ・費用の按分比率において、実体との按分比率が時間の経過とともに乖離する場合があります、監査時の説明が難しい場合がある。
- ・申請時に配賦基準を決め、それに則った按分作業が手間。また、総勘定元帳の1円の誤差解消のため、手作業で按分部分を行っているが時間がかかる。
- ・人件費に手間がかかる。
- ・按分計算。
- ・共通費の配賦、通帳の管理、貸借対照表科目の按分。
- ・費用の配賦が面倒。
- ・部門別の管理に手間が掛かる。

- ・公益配分比率等が煩雑。
- ・共通経費の配賦計算が面倒。
- ・公益と事業の配賦が煩雑である。
- ・費用配賦処理に関する事務負担が大きい。
- ・基準が細かく、特に別表C（2）控除対象財産、別表C（3）公益目的保有財産配賦計算などについて簡素化又は省略していただきたい。
- ・按分、従事割合など手間がある。
- ・経費の配賦作業が負担に感じる。

3. 資金収支と損益ベースの違い（5件）

- ・個別事業の収支状況が決算書上標記されず、別途資料の作成が必要となる。
- ・研究機関のため装置など備品が多く、減価償却の都合で、増減計算書の変動が大きく、実際のキャッシュが見えにくい。
- ・旧会計基準と企業会計との間という感じで、一般的な経営分析が困難。
- ・純粋な収支額が見え辛い。
- ・事業ごとの支出が現れないため、別途補助資料の作成が必要になる。複雑なので、素人の多い評議員の理解が得づらい。

4. 事務負担（14件）

- ・弊協会は公益事業のみですが、収支結果は事業別に分けて評価をしたいところで、協会内での報告は別の表を作って行っています。また、活動資金源が会費収入（変動的）であり、その他の助成金などあらかじめ予定される収入が確定しないため、予算はあくまでも見通しで立てており、月次の会計報告（内部）は、キャッシュフローをベースにして行っています。（会計基準への不満ではなく、勝手な自己都合かもしれません。）
- ・事務が煩雑。
- ・貸借対照表について、提出書類として内訳表を作成する必要がなくても、にちにちの会計処理では、実質会計ごとに計算せざるをえない。
- ・基準が難解で、計算書類作成に手間がかかるため。
- ・弱小公益財団法人なのに、大きな公益財団法人と同様な報告事務手続きがあり、事務煩瑣である。
- ・作成する計算書類の種類が多い。
- ・法人規模によって義務づけられている各決算諸表の内訳表の作成が大変である。
- ・収支計算書、正味財産増減計算書（損益計算書）と2通りの考え方と書類の作成、またその理解を説明し、理解してもらうのが困難です。
- ・当法人のような小規模団体が、大規模団体と同じ会計基準で括られるのはかなり負担が大きい。小規模団体には簡略化を認めてほしい。
- ・本法人の職員は地方自治体の派遣職員から成り、数年毎の人事異動があることや自治体の会計方法とも異なることなどから、公益法人会計の知識に疎く、予算書・決算書の作成等が負担となっているため。
- ・資料作成等の不慣れで多大な時間がかかる。
- ・関係書類の作成等事務処理に時間がかかる。
- ・書類の作成に時間がかかる。
- ・書類が多い。

5. 複雑、難しい（30件）

- ・難しくて分かりにくい。

- ・今だ一般会計原則とは差異がありわかりにくい（説明しにくい）部分あり。
- ・公益法人会計実務指針の改正により会計処理が年々複雑化しており、指針を一律に適用するのではなく法人の規模に応じて適用しなければならない基準、適用することが望ましい基準、適用しなくてもよい基準に分けていただきたい。
- ・ルールが複雑。
- ・一般の企業会計と違いすぎてわかりにくく、監事の税理士以外の役員がほとんど理解できない。
- ・煩雑であると感じる。
- ・熟知した者がいない時に対応できない。
- ・複雑。
- ・各種設定や決まり事など、法人の意思で決定しなければならないものが多く、またその指針となるものがわかりにくい。
- ・もう少し簡素化してほしい。
- ・厳密すぎて 準公立の施設しか十分な対応ができない。
- ・難しい。
- ・制度が複雑で理解することが難しい。
- ・難しい。
- ・専門的知識が少ないため、税理士に依頼しないと運営（会計処理）できない。
- ・全般に難しく、ややこしい。
- ・複雑で難しい。
- ・難しい。
- ・会計処理が複雑すぎる。
- ・人事異動で管理職、実務担当等が交代し、複雑化した 20 年基準を初歩から学べるセミナーの開催頻度も減り、法人内での相互チェックが難しいため。
- ・難しくてよく分からない。
- ・①共通科目があるため、会計処理が複雑であること。②予算管理も難しい。③特定預金の扱いが厳しくなっている。
- ・煩雑である。
- ・複雑になっていると感じる。規模が大きい法人向けの会計基準のように感じ、合わせていくのに若干の大変さを感じる。
- ・複雑すぎる。
- ・企業会計に比べて、特殊な会計処理があること。
- ・制度が複雑。
- ・直接的な会計報告で無くなったこと。
- ・決算が複雑になり、理事や評議員などに説明が難しい。
- ・平成 16 年度版の方が見やすいし、理解もしやすく、また、運営面においても予備費等を持つことができたので。

6. 財務 3 基準の扱い (14 件)

- ・収支相償のため、公益事業で剰余金の扱い。
- ・収支相償の原則にとまどう。
- ・遊休財産の保有制限。
- ・黒字の処理の方法 また、黒字を見込んでの予算書の作成の無意味な部分。
- ・財務基準に適合するために事業拡大の制限に対するプレッシャーがある。配賦など手間がかかる。

- ・当法人は管理会計収支が赤字である。理由は数年前から期待していた収益事業の収入が減少し、それまでは収益事業の剰余金の一部を有税で管理会計へ振替え賄っていたが振替える額が減少し賄えなくなった。当法人の管理費の内容は恣意性もなく、社会通念上何の問題もない支出であるがいかんせん収入が少ないので赤字となる。この赤字は公益会計で補てん（管理会計への貸付金）するしかないが、現在の公益法人会計基準ではこの内部取引の貸付金について「収支相償」の計算上、何も考慮されていないように思うがどうか？この赤字額は「塵も積もれば山となる」で、将来的に「収支相償」の対象となる剰余金は残っても「使う金がない」状態になるのではと危惧している。
- ・収支相償判定について。実質、次期繰越金が出せないことに不便さを感じる。
- ・収支相償の必須。
- ・収支相償の判定基準がわかりづらい。
- ・収支相償が難題。
- ・①収支相償を達成するための年限（2年以内）が短く苦慮している。②行政庁の関与が多く、その都度対応の為に時間外労働を強いられる。
- ・実質、赤字予算を編成させることが法人運営として適切とは思えない。
- ・管理費や内部留保の割合が制限されているため、事業規模が小さく人件費の割合が高い法人では調整が難しい。
- ・遊休財産の条件を明確にしてほしい。

7. 内訳表（7件）

- ・正味財産の増減で事業結果を見ることと、予算優先主義なこと。
- ・大企業並みの会計基準を求めているのと、正味財産増減計算書の仕組みが複雑。
- ・小さな財団でも、遊休資産等の関係から、指定正味財産と一般正味財産との間で資金のやり取りをしなければならない点。最近は少し緩やかになってはきているがさらに緩和してほしい。大きな財団と小さな財団を一括りにして扱っているところに無理がある。
- ・寄付金の振り替え（指定正味財産から一般正味財産）処理に決算スケジュールが圧迫されているため、不便を感じています。複数の事業を会計年度末をまたいで実施しており、当該事業で支出する助成金の確定が決算期限間際となるため、寄付金の振り替え処理もギリギリとなっています。
- ・一般正味財産と指定正味財産の間での振替が面倒。公益事業しかやっていない小さな法人では、一本化しておいても問題はないと考えるが・・・。
- ・正味財産増減計算書内訳表の作成。
- ・行政との関わりが強いので補助金の予算は収支ベースで説明し、法人内部では正味ベースの説明になるので2つの会計をやっているように感じる。

8. その他（23件）

- ・企業会計との相違。
- ・公益法人会計に精通している税理士・会計士がまだ少ない状況を感じる。
- ・貸借対照表等による会計決算と事業収支計算書による内訳整理が煩雑である。
- ・一般の会計ソフトでは対応できず別途公益法人会計用の高額な会計ソフトが必要であり、生産している販売会社が少ないため競争が生まれずどのソフトも使いにくい。
- ・従前の資金収支予算との乖離が大きいこと。
- ・融通がきかなすぎる。
- ・リース資産の計上方法（固定資産として計上）。

- ・事業消費税の計算が難しい。
- ・管理運営補助金を交付いただいていることから資金収支ベースと損益ベースの二重管理が求められる。
- ・公益認定申請等事務の引き継ぎ。
- ・会社法上の企業会計準則と異なるため、PLの収支が異なる。会計準則を統一してほしい。
- ・企業会計との違和感。
- ・一言では表現できない。
- ・行政庁などの担当者が交代する度に資金収支と損益収支の違いを説明しなければならないこと。基本財産の有価証券は満期保有にもかかわらず、期末で評価しなければならないこと。また、自由に買い替えなどができないこと。
- ・会計基準自体の問題ではないが、委託元の地方公共団体や補助金交付団体への予算提出及び決算報告が資金収支ベースのため、予算及び決算の作成が非常に煩雑である。
- ・県と市の報告の違い。
- ・収支計算書がないこと。
- ・うまく伝えられません。
- ・担当者が不在のため外部に委託している。
- ・企業会計との違いにとまどう。
- ・会計基準の問題というより、役員等の素質の問題になってしまうが、理事長をはじめ理事・評議員からとにかく理解してもらえない。
- ・会計制度を熟知した職員がいない。
- ・事務員が1人しかいないような法人では、こうしたアンケートに答えたり、いろいろな報告を求められることだけでも大きな負担になる。

(6) 表 23「情報公開の手段」の「その他」の内容（公益法人・質問 10）

■ 社 団 （38 件）

- ・会報誌、機関誌。（14 件）
- ・日本財団 CANPAN。（4 件）
- ・会員への送付、会員以外でも求められた場合にも送付。
- ・事務所に紙ベースで備え付け。
- ・協会機関誌。
- ・FaceBook。
- ・東京商工リサーチ。
- ・会員への会報発送。
- ・会報誌年 6 回発行。
- ・年間の事業報告冊子を作製。
- ・一般に販売もしている年報に事業報告や財務諸表等を開示している。
- ・林業公社だよりを作成。
- ・リーフレットの配布。
- ・全国法人協会サイト。
- ・事務所に配置。
- ・例規集。
- ・閲覧用書類の備え置き。

- ・ 事務所前に掲示（掲示板利用）。
- ・ 学会誌への掲載。
- ・ 事務所で閲覧可能。
- ・ 事業計画、事業報告等をファイリングのうえ備え置き。
- ・ 掲示板。

■ 財 団 （46 件）

- ・ 会報誌、機関誌。（9 件）
- ・ 日本財団 CANPAN。（2 件）
- ・ 毎年「事業報告書」を作成し関係者他に送付。
- ・ 事務所にパンフレット等を展示，メールマガジンよりホームページへ誘導を促す。
- ・ 事務所に設置。
- ・ メールマガジンの発行、機関紙の発行。
- ・ 事務所にパンフレット等を展示，年次報告送付。
- ・ 当会発行の情報誌。
- ・ 市役所のホームページ。
- ・ ニュースレター。
- ・ プレスリリース、ニュースレター。
- ・ 長野県情報コーナーで資料公開。
- ・ Twitter。
- ・ 事務所に財務諸表を掲示。
- ・ 書類の備え置き。
- ・ 閲覧用に備え付けている。
- ・ 官報。
- ・ ちらし掲示、報道機関へ提供。
- ・ 事務所に財務諸表を備付。
- ・ 事務所に据え置き。
- ・ 法人本部に備置き。
- ・ 開示請求（情報公開規程）。
- ・ 備え置き書類。
- ・ 事務所内に備え置き。
- ・ 新聞紙面。
- ・ 事務所にて財務諸表を設置。
- ・ 市議会にも配布している。。
- ・ 国立情報学研究所のデータベース。
- ・ 掲示板で掲示。
- ・ 議会報告。
- ・ 窓口設置。
- ・ 関係先等へ送付。
- ・ 書類等。
- ・ 必要に応じ掲示板に掲示。
- ・ 機関誌（needs）、研究報告書。

- ・イベント等での業務内容の紹介。
- ・官報。

(7) 表 24「資金調達的手段」の「その他」の内容（公益法人・質問 11）

■ 社 団 （52 件）

1. 会費（43 件）

- ・会費収入(35 件)
- ・会費、資格認定料金。
- ・会費及び助成金。
- ・会員からの負担金及び分担金。
- ・入会促進。
- ・会費の改訂。
- ・会費値上げ。
- ・会員の募集。
- ・支出の大半は会費により賄われている。

2. 助成金等（2 件）

- ・事業毎の協賛企業を募集。
- ・上部団体からの助成金。

3. 行政からの補助金等（2 件）

- ・行政・（県）からの借り入れ。
- ・行政機関からの借入金。

4. 事業収入（1 件）

- ・事業収入（洋上救急のみ）。

5. 資産の取り崩し（1 件）

- ・特定資産の取り崩し。

6. 資産運用収入（0 件）

該当なし

7. 寄附金収入（0 件）

該当なし

8. 配当金（0 件）

該当なし

9. その他（3 件）

- ・資金調達していない。
- ・現状資金調達の必要なし。
- ・事務処理負担金。

■ 財 団 （46 件）

1. 会費（16 件）

- ・会費収入(10 件)
- ・会費の値上げ。
- ・会員勧誘。
- ・会費・募金収入。

- ・新規会員の勧誘。
- ・賛助会員の募集。
- ・賛助会員の募集。

2. 助成金等（3件）

- ・関係団体からの借入れ。
- ・関係会社からの借入れ。
- ・他の公益財団法人の補助金。

3. 行政からの補助金等（2件）

- ・管理委託料。
- ・行政機関との委託契約による委託費。

4. 事業収入（1件）

- ・事業の収益性を高める。

5. 資産の取り崩し（1件）

- ・特定目的設定の資金の取崩し。

6. 資産運用収入（6件）

- ・基本財産の商標権貸与収入。
- ・基本財産。
- ・基本財産の取り崩し。
- ・特定資産の取り崩し。
- ・資金運用益，年会費。
- ・運用収入。

7. 寄附金収入（9件）

- ・特定の企業からの寄附金。
- ・設立母体への寄附依頼。
- ・理事からの寄付
- ・寄附金（関連企業より。公募ではない）。
- ・特定の関係先からの寄附。
- ・施設所有者からの協賛金拠出。
- ・個人からの寄付。
- ・理事からの寄付金。
- ・出損会社からの寄付金。

8. 配当金（2件）

- ・株式配当金。
- ・配当金。

9. その他（6件）

- ・現在資金調達は考えていない。
- ・資金調達をしていない。
- ・参加費の徴収。
- ・必要に応じて検討する。
- ・資金調達の必要がある事業ではない。
- ・なし。

(8) 表 27「役員賠償責任に加入していない理由」の「その他」の内容(公益法人・質問 14)

■ 社 団 (268 件)

1. 必要性を感じない (75 件)

- ・ 必要性を感じていない。(42 件)
- ・ 役員の訴訟等の問題がなかったため。
- ・ 必要性について理解していなかった。
- ・ 賠償責任を問われるような事業は行っていない。
- ・ 現時点では必要性を感じていない。
- ・ 現時点において必要性を感じていない。
- ・ 不要と考えている。
- ・ 役員個人への賠償に対する保険なので、安心料にしかすぎない。
- ・ 必要性が薄いと認識している。
- ・ 現時点ではそこまで切迫したニーズを感じない。
- ・それほど必要ではないため。
- ・ 保険加入が必要な事業は行っていない。
- ・ 加入の必要性を感じていないため。
- ・ 現在のところ必要性がないと思われる。
- ・ 現時点では加入の必要性を感じていない。
- ・ 役員がリスクを背負う事業内容ではないため。
- ・ 役員倍賞責任保険への加入について、必要性の認識が無かった。
- ・ リスクはあると感じているが、加入するほどではないと考えている。
- ・ 現在は必要性を感じられない。将来的には加入する方向で検討する。
- ・ 加入すべき理由が見当たらない。
- ・ 現在までその必要性を感じていなかったため。
- ・ 加入する妥当性が分からない。
- ・ 保険の費用負担に見合う特に差し迫った必要性を感じていない。
- ・ 賠償責任を負うことになる様な事業は企画しない。よって特に加入する必要は無いと考えている。
- ・ 理事長が弁護士であるため。
- ・ 必要性を強く感じていないため。
- ・ 問題のある役員はいない。運営資金に問題は無い。
- ・ 特に必要性を感じていない。そのような事態を想定していない。
- ・ リスクを負うほどの大きな事業は行っていないため。
- ・ 顧問弁護士、税理士の指導に基づいて運営しており、特に必要としていない。
- ・ これまで特にその必要性を感じておりませんでした。
- ・ 訴訟リスクは考えられず、役員賠償責任保険の必要性を感じていない。
- ・ 今まで必要性を感じていなかった。
- ・ 検討したが、活動内容から非加入。

2. 損害賠償の発生リスクを感じない (63 件)

- ・ 損害賠償が発生するケースは考えられない。
- ・ 訴訟問題が起こるようなことは無いと考えている。
- ・ リスクを感じるような運営はしていないとの判断による。
- ・ 適正な法人運営に努め社員から信頼されているため、訴訟や賠償責任を追及される可能性はない

と思われる。従って、賠償責任保険への加入は考えていない。

- ・訴訟や賠償責任の発生リスクが極端に低いため。
- ・日常関係者（役員、スタッフ等）にガバナンス及びコンプライアンスの重視を徹底させているため特に問題は発生しないと考えている。
- ・金銭的な賠償責任が生じることは少ないと考えている。
- ・学会への訴訟は想定しにくい。
- ・事業の性格、運営の透明性からみて訴訟・賠償リスクはほとんどない。
- ・個人単位の資格者団体であり、業として活動をしていないため。
- ・これまでに、訴訟、賠償リスクといった事案が発生したことがない。
- ・事業形態から、損害賠償責任が発生するリスクはないと判断している。
- ・賠償保障に至る可能性がゼロに近い。
- ・訴訟リスクはないものと考えている。
- ・当法人の運営において役員に対する損害賠償のリスクは少ない。役員の不祥事は自らの賠償責任を負うべき。
- ・大規模な損害を与えるような事業は行っていない。また、特定の役員個人の責めになるような体制での運営は行っていない。
- ・役員が訴訟を提起される可能性が低い。
- ・訴訟や賠償責任が発生するリスクが低い。
- ・当会組織の特性（全国の市が会員）により法人訴訟及び社員代表訴訟は想定が難しく、また役員のほとんどが無報酬であり（常勤の理事1名及び監事を除く）損害賠償額の免除（0円にする）が可能である。さらに、第三者訴訟の提起も当会の役員が第三者（取引先等）に損害を与える可能性が極めて僅少であると考えている。
- ・リスクは極めて小さいと思われる。
- ・リスクは低いと考えている。
- ・賠償リスクが低い。
- ・リスクと費用負担を考慮のうえ、リスクが小さいと判断。
- ・そこまでの訴訟や賠償リスクは発生しないとアドバイスを受けている。
- ・保険に対しての認識が低く、事業的に賠償責任が発生するリスクは低いと判断している。
- ・損害賠償のリスクが小さい。
- ・訴訟リスクが発生する可能性が低い。
- ・該当する事例発生の可能性が低い。
- ・現在、特に問題となるリスクは想定されない。
- ・訴訟、賠償責任の発生することが全く予想されないから。
- ・認可日から今日まで理事・役員による訴訟や賠償などの問題が発生していないため。
- ・賠償リスクはないと考えている。
- ・具体的な訴訟や賠償リスクがイメージできない。
- ・役員賠償訴訟にいたる事案発生については皆無と考えている。
- ・想定していない。
- ・そのような事態は発生しないであろう、との判断。
- ・そうした事態を想定していない。
- ・役員賠償責任が生じた例がなく、今後も発生しないものと思われるため。
- ・現時点で、当該リスクはないと思っています。

- ・ 役員の業務執行を起因とする賠償問題が想定されない。
- ・ 今のところそういった事を想定していない。
- ・ 法人運営において、役員が直面する訴訟や賠償責任等のリスクの発生は想定していない。
- ・ 法人運営に当たり、特にリスクがあると考えていないから。
- ・ 訴えられるような業務はしていない。
- ・ これまでに事例がないため。
- ・ 事業内容からするとリスクが想定されない。
- ・ 大半の理事が行政の長なので、今のところ保険加入は考えていない。
- ・ 訴訟事案なるような事案を扱っていないため。
- ・ リスクが大きいと考えていないため。
- ・ 当法人は全会員が有資格者による専門職集団で、理事会、各種委員会、代表者会議や総会等を通じ、法人全体での意思確認を随時行い運営しているため。
- ・ そもそも想定していないため。
- ・ リスクを感じていない。
- ・ 訴訟事案の発生があるとは思わない。
- ・ 訴訟などの案件が無いため。
- ・ リスクを認識していないため。
- ・ 大きなリスクは認識していない。
- ・ 賠償責任を負うほどの事業はしていない。
- ・ 業務内容が賠償を問われるような事業ではないため。
- ・ 保険を掛けるまでのリスクを感じない。
- ・ これまでそのようなリスクに遭遇しなかったため検討していない。
- ・ 訴訟・賠償が考えにくいと判断した。
- ・ そのような事態が想定されないから。
- ・ リスクについて実感することがなかったため。

3. リスクや保険について認識不足（28 件）

- ・ 保険制度を知らない。
- ・ 役員賠償責任保険制度について知らない。
- ・ 保険制度の存在がわからない。
- ・ 役員賠償責任保険について認識がない。
- ・ リスクは感じているが、保険制度や費用についての知識がない。
- ・ 保険会社を知らない。
- ・ 保険制度そのものを知らない。
- ・ そんな保険制度があるとは知らなかった。
- ・ 保険制度を知らなかった。
- ・ 保険の存在を認識していなかった。
- ・ 保険制度の存在を知らない。
- ・ どのような保険があるのか、情報が少ないため。
- ・ 役員賠償責任保険の存在を知らなかった。
- ・ リスクの認識度が低いため。
- ・ 役員賠償責任の保険制度があることを知らないため。
- ・ その保険制度の有効性を知らなかった。

- ・保険の存在を知らない。
- ・認識していなかった。
- ・適切な保険の選び方がわからない。
- ・役員の訴訟、賠償責任の問題がこれまでなく、そのリスク自体の知識がなかった。
- ・認知不足。
- ・リスクに関する知識がないため。
- ・認知不足。
- ・保険制度をよく知らない。
- ・役員賠償責任保険制度に精通していないため。
- ・リスク保証保険制度を知らない。
- ・保険内容を理解していない。
- ・リスクに関する危機意識が乏しいため。

4. 時間的、費用的な余裕がない（25 件）

- ・検討する時間がなく、財政的にも難しい。
- ・資金的に余裕がない。
- ・保険料の支払い予算を捻出できない。
- ・支払う財源がない。
- ・金額面から難しい。
- ・保険料を負担する余裕がなかった。
- ・会の運営費用に余裕がない。
- ・資金不足。
- ・資金が乏しい。
- ・予算がない。
- ・年間予算が少なく保険に加入する余裕がない。
- ・費用削減のため。
- ・保険料負担が大きい。また、個人負担額の算出基礎が難しい。
- ・資金的に余裕がない。
- ・保険料を捻出できない。
- ・高額の為。
- ・運営環境等が脆弱で、費用の手当が出来ない。
- ・リスクは認識しているが、保険料負担の話し合いが進まない。
- ・資金的な余裕がない。
- ・保険料が高い。
- ・資金不足。
- ・資金が無い。
- ・資金面に問題あり。
- ・資金的に余裕がない。
- ・経費削減のため。

5. 小規模団体であるため（5 件）

- ・保険料の負担もあるが、年間の収支規模が小さく必要性を考えてなかった。
- ・事業内容から賠償責任が発生するほどの規模でない。
- ・極めて小規模な団体であり、扱う金銭も少額である。またこれに比例して事業も小さいため、役

員が法人に対して高額な賠償義務を負うことは考えにくい。

- ・事業内容、規模から必要がない。
- ・非常に小規模なセンターであるため発生しないだろうと考えている。

6. 役員は無報酬（3件）

- ・役員は全員無報酬のため。
- ・役員は全員無報酬であり、総会の決議により全額免除できると認識している。それ以前に、ガバナンス、コンプライアンス等には最大限注意をしている。
- ・役員は非常勤で無報酬。また、医学会であるが直接医療に係る事業は行っておらず、税務会計については公認会計士の会計顧問、法律および契約については顧問弁護士と協議して運営を行っていることなどから現時点では加入していない。

7. 別の保険に加入済み（7件）

- ・屋外活動等のイベントでは傷害保険に加入して対応している。通常の業務（緑化の普及啓発）では、賠償を求められる事例がないものと考えている。
- ・別のところで加入しているので必要ない。
- ・役員は会員から選出。指導者賠償責任に加入しているため。
- ・役員でなく、事業担当者が活動する内容に合わせ、保険に加入しているため。
- ・リスク別に保険をかけている。
- ・事業運営時、事業毎に賠償責任保険をかけている。
- ・一般的なボランティア保険には加入している。

8. リスク回避策で対応（6件）

- ・役員の責任に於いて対処する旨の規約がある。
- ・役員から確認書をいただいている。
- ・顧問弁護士にその都度相談している。
- ・賠償責任を指摘されるようなリスクのある活動は自粛している。
- ・定款に損害賠償責任免除項目があるので、問題ないと判断される。
- ・リスクを認識して運営しており、役員構成についても配慮し選任している。

9. 加入するか検討中（20件）

- ・現在、導入を検討中。（10件）
- ・加入する必要はあると考えており、どの程度のものに加入すればよいか検討中。
- ・今後、加入に向けて検討すべきと考えております。
- ・加入するよう、検討します。
- ・複数の保険制度があり、費用的なことも含め検討することとしている。
- ・現時点で問題は発生していないが、将来的には検討する必要があると思っている。
- ・必要性の認識が低かった。今後は情報収集に努めて検討を進める。
- ・現在、考えているところです。
- ・今後検討する必要があると考えている。
- ・リスク対応の施策として、役員賠償責任保険に加入の可否を検討中です。
- ・今後、検討したい。

10. 未検討（16件）

- ・その考えに至っていなかった。
- ・賠償に関して無関心。
- ・理事会等で議題に上がらない。

- ・多くの役員が賠償責任に関心がない。
- ・責任はあると理解しているが、少なくともこの4年間にその賠償責任について理事会等で議論されたことはない。
- ・認識が低い。
- ・検討していなかった。
- ・現在特に考えていない。
- ・検討していないため。
- ・協議していないため。
- ・特に検討したことがない。
- ・未検討。
- ・役員から特段の申し出がないため。
- ・理事等の意見による。
- ・検討したことがない。
- ・リスクに関する検討を深めていない。

11. その他（20件）

- ・適応できる保険が見当たらない。
- ・それほど意識はしていなかった。今後は意識が必要と考えている。
- ・理事会としてリスクは認識しているものの、具体的な賠償責任についてまだ整理が出来ていないため加入には至っていない。
- ・保険料の一部の掛金は役員報酬とみなされるため、役員無報酬の規定により、法人負担とできない。また役員から保険料を徴収するのは難しい。
- ・加入する機会がない。
- ・被保険者は役員個人であり、法人は被保険者ではないため。
- ・法人を立ち上げて間もない。
- ・補償される内容が限定されているため。
- ・保険加入にメリットがあるか判断がつかない。
- ・特になし。（9件）

■ 財団（561件）

1. 必要性を感じない（142件）

- ・必要性を感じていない。（98件）
- ・これまでの運営上、必要性を感じなかったため。
- ・現在のところ必要性を感じないため。
- ・事業の性格上、必要性を感じない。
- ・特に加入の必要性を感じていない。
- ・現状、特に必要無いと考えている。
- ・事業の性格上、特に必要と思われないため。
- ・運営上、必要がないと判断している。
- ・事業内容が単独でほぼ完結している為。
- ・役員は専従を除いて全員が無報酬と定められており、役員個人の賠償責任などが発生しても、当協会が共同責任を負うことはないとは双方が理解している。なお、専従役員の保険（労働災害等）には加入しているが、賠償責任保険には加入していない。

- ・事業内容から必要性がないと考えている。
- ・役員は役員賠償責任保険の存在を認識しているが、必要という認識はない。
- ・実施している公益事業の性格から考えて必要性を感じない。
- ・事業内容から当面のニーズが相対的に高くない。
- ・事業規模がそれぞれコンパクトで、運営上の必要性を認識していないため。
- ・弁護士のチェックを受けて運営しているため。
- ・今までは必要性を感じなかったため。
- ・今のところ、保険加入の必要性を感じていない。
- ・事業のほとんどが京都府との共催事業であるため、あまり必要性を感じてこなかったが、中には単独事業もあるため、検討すべき事項だと認識している。
- ・保険会社により事業内容等を勘案し、保険支払いの対象となるケースを検討いただき、必要性が低いと判断したため。
- ・役員の構成上あまり必要性を感じない。
- ・現在、保険加入の必要性がない。
- ・役員賠償責任保険の必要性を感じていない。
- ・基本的に行政からの委託（補助）による事業実施のため。
- ・運営が適正に行われていれば、必要ないと思われる。
- ・現時点で必要性を理解していないから。
- ・現在その必要性は考えられない。
- ・現在、特にリスクが発生するとは思えず必要がない。
- ・公益事業を運営していて、必要性を感じていない。
- ・形式的には役員等の責任問題について理解できるが、実務的には事務局主導であり、現時点ではまだその必要性に現実味がないため。
- ・現状の運営では必要性が特にならない。
- ・加入する必要がないと考えている。
- ・事業の性格から、必要性を感じていない。役員からも加入希望が出ていない。
- ・現時点では、保険加入の必要性を感じていないため。
- ・事業内容からこれまで必要性を感じていない。
- ・必要性を意識していないため。
- ・必要ないと判断しているから。
- ・そこまでの必要性はないと判断しているため。
- ・役員賠償リスクを負うような事業をほとんど実施していないので、必要性をあまり感じていない。
- ・訴訟や賠償責任等のリスクは認識しているものの、市町村の振興を目的とする性格上、法人の運営は常に所管行政庁の厳しい管理下に置かれているため。
- ・現職の役員には必要性を感じないため。
- ・事業執行上、その必要性を認識していない。
- ・財団内のガバナンスを強化しているため、その為必要性を感じていない。
- ・県からの委託を受けて料種苗生産等を行っているため、必要性を感じない。
- ・特に意識していないため。また、現状では必要性を感じていない。

2. 損害賠償の発生リスクを感じない（159件）

- ・現行の事業運営において、保険加入が必要となるようなリスクは感じていない。
- ・リスクは認識しているが、直面するような事象は考えにくい。

- ・すぐに問題になるようなことがないため。
- ・善意の集団であるため。
- ・役職者の経歴よりして不要と考えている。
- ・役員が直面している訴訟や賠償責任などのリスクを認識して法人運営をしているため。
- ・行政機関の指導を受けながら堅実な運営をしており、現在のところ訴訟や賠償責任を問われるような事案がないため。
- ・当法人にはリスクの発生の懸念が考えられない。
- ・想定していない。
- ・具体的な訴訟リスクを実感していないため。
- ・そこまでのリスクはないと考えます。
- ・役員賠償責任のリスクは限定的と認識しているため。
- ・訴訟や賠償リスクがないため。
- ・役員に賠償責任が発生する可能性は低いと考えている。
- ・今のところ賠償責任を問われる可能性が低いから。
- ・賠償責任が生じる様なリスクの発生を見込んでいないため。
- ・今まで賠償問題の事例がないため。
- ・賠償の対象となるものが無いこと。
- ・リスクを生じるような事業を行っていない。
- ・特に問題が無いため。
- ・リスクを感じていないため。
- ・リスクは殆どないと理解している。
- ・訴訟が起こる局面を想定していない。
- ・訴訟が起こるケースを想定していないため。
- ・そうした局面が想定されない。
- ・訴訟や賠償責任が生じるような方には、役員に就任していただいていない。
- ・リスクがあることは認識しているが、現実面で生じるリスクが把握できていない。
- ・想定される事象がないため。
- ・賠償が発生する場面に関して現実味がない。
- ・訴訟等のおそれが考えられない。そのような事態が発生した場合は、その時点で判断する。
- ・リスクに対する認識がなかったため、必要性を認識していなかった。
- ・財団の事業内容そのものに賠償リスクが生じるとは考えていない。
- ・直面する訴訟及び賠償責任などのリスク要因がない。
- ・訴訟リスクの具体的要因が現時点では認識できないため。
- ・今年度は助成事業のみであるため。
- ・事業の性質上賠償責任を伴う補償リスクはほとんどないと考えている。
- ・預金利息と株の配当のみで資金調達しており、賠償責任リスクが少ないため。
- ・賠償責任を負うような事業運営をしていない。
- ・訴訟や賠償リスクがある事業を実施していないとの認識でいる。
- ・今までに直面した事例がない。
- ・訴訟や賠償リスクが発生する状況を想定していない。
- ・賠償リスクを伴う事業を行っていない。
- ・リスクの無い事業を機構から受託しているため。

- ・財団の運営に当たり、賠償責任が生じるリスクは考えにくく、かつ保険料率が高い。
- ・現在のところ、賠償リスクが発生する蓋然性を認識していない。
- ・役員が公益機関に所属。
- ・現在の役員構成でリスクが発生する可能性は極めて低い。
- ・訴訟等に関してあまり心配していない。
- ・現在実施している事業について、リスク発生の想定を予測できない。
- ・公益目的事業（助成金事業）のみ実施しており、訴訟や賠償責任などのリスクを想定していない。
- ・リスクが想定されない。
- ・これまで訴訟に関するような事例がないため。
- ・事業が奨学金の給付のみであるため。
- ・賠償リスクは想定していない。
- ・これまで、訴訟等がなかったため。
- ・訴訟や賠償リスクの可能性がないため。
- ・役員活動は、理事会等以外にはない。
- ・役員の方々を信用している。
- ・多額の賠償に発展するほどのリスクはないと考えているため。
- ・リスクを認識していない。
- ・訴訟や賠償が発生するような事業を執り行っていないため。
- ・現在のところ具体的な賠償責任を問われる事態を想定していない。
- ・個人が私財を投じて創設した財団で、真面目に活動しており、賠償するようなケースが全く想像できない。
- ・助成事業のみで収益事業を実施していないため。
- ・リスクの高い事業を実施していないため。
- ・直接、役員に降りかかる賠償事案を想定していないため。
- ・損害賠償になるような事案が起こらないと考えているため。
- ・訴訟や賠償責任が発生する可能性は考えられない。
- ・当初より、役員として善意無過失となることは難しいとの判断があったため。
- ・所管官庁の認定機関として、関連の業界団体の事業の運営のみであり訴訟・賠償リスクは発生しないと判断している。
- ・平素において訴訟や賠償リスクは起こり得ないとして運営している。
- ・役員が賠償リスクを生じさせると考えていない。
- ・賠償責任が生じる事態はありえないと考えているため。
- ・想定されるリスクが無い。
- ・実施している事業に係る役員賠償責任事案について、これまでも発生しておらず、今後についても発生しないと思われるため。
- ・特に訴訟や賠償責任などのリスクを感じていない。
- ・過去、特に訴訟や賠償責任を負った事がないため。
- ・事業の実施において、役員が直面するような訴訟や賠償責任リスクは想定していない。
- ・訴訟や賠償リスクの発生は考えにくい。
- ・当財団の役員が賠償リスクを負うようなことは、現実的にあり得ないとの判断により未加入。
- ・現状を考えるとリスクはないと考えている。
- ・公益財団法人の場合、役員個人への賠償リスクは殆どないと考えている。また、非

常勤役員の場合の報酬は極めて少ないことから個人賠償義務を負う場合も限定的となると考えている。

- ・考え得る事由があまりないため。
- ・リスクを犯すような役員はいないと信じている。
- ・事業の性質上、賠償リスクは考えにくい。
- ・役員に理解があり、お互いの相互交流がなされている。
- ・役員が訴訟を受けることが想定される事業は行っていないため。
- ・これまでにリスクの発生事例がないため。
- ・訴訟がないと考えている。
- ・リスクを伴うような活動・事業を行っていない。
- ・健全な方法で運営を行っているため。
- ・訴訟や賠償リスクを受ける事由が具体的に認識できない。
- ・事業の性格上、そのような事例が存在したことがない。
- ・現時点では訴訟・賠償問題の発生を想定していないため。
- ・必要に迫られていないため。
- ・事業が奨学金の支給のみのため。
- ・役員個人の損害賠償請求があることを想定していない。
- ・訴訟・賠償問題の発生が非常にレアであると考えた。
- ・意識はしているが、公益目的事業の内容によると、現在のところリスクの発生は認識できない。
- ・リスクをそれほど感じていない。
- ・そのような訴訟や賠償問題のケースを想定していないため。
- ・事務局や役員が直面している訴訟や賠償責任などのリスクを認識していないため。
- ・今までリスクについて想定していなかったため。
- ・福岡県、北九州市による厳しい指導により、訴訟や賠償責任に直面するような法人運営をしていない。
- ・賠償問題が発生する場合を想定していないため。
- ・役員が直面している訴訟等の事例が今迄にないため、リスクが感じられない。
- ・現在まで、役員賠償が必要な事態を生じさせたことがない。
- ・リスク認識はしているが、その様な事態にならないと考えているから。
- ・事務局や役員が直面している訴訟や賠償責任などのリスクを認識していないため。
- ・賠償責任を担保するような業務・事業がない。
- ・適正運用に努めているため。
- ・賠償に該当するものがないと考えているため。
- ・「リスク」そのものに対する認識はあるが、リスク発生の可能性が極めて低いため。
- ・リスクが低いと考えるため。
- ・訴訟、賠償リスクがあまりない。
- ・訴訟や賠償責任などのリスクが極めて低いと考えている。
- ・訴訟などを受けるリスクは低い。
- ・賠償リスクはほとんど無い。
- ・法人運営において役員が訴訟等のリスクにさらされる可能性は極めて低い。
- ・リスクが低いと思うため。
- ・行政（新潟県警）の監督指導の下に交通安全事業を展開しており、賠償責任のリスクは皆無とは

- 言えないものの、一般から見て低いと考えているため保険に加入していない。
- ・助成財団のためリスクは比較的に低いと認識している。
 - ・事態発生リスクが極めて少ないと認識している。
 - ・リスク発生の可能性は極めて低いと判断している。
 - ・収益事業を実施していないため、賠償リスクは低いと考えている。
 - ・当財団の場合、賠償リスクは低いと判断している。
 - ・特別な事象の発生の可能性が低い。
 - ・役員の賠償リスクの発生する確率は低いと判断している。
 - ・訴訟、賠償などのリスクは少ないため。
 - ・リスクが低い。
 - ・事業での訴訟や賠償リスクが低いため。
 - ・賠償責任の発生リスクが非常に小さい。
 - ・過去に訴訟や賠償責任の事例がないため。
 - ・事業の運営リスクが限定的であるため。
 - ・現状では訴訟等のリスクが低いため。
 - ・訴訟等の発生の可能性が極めて低いと考えるため
 - ・リスクは低いと考えている。
 - ・賠償リスクが極めて低いと思われるため。
 - ・リスクはあるが、それ程大きなものとは認識していない。
 - ・一般企業に比較し、リスクは非常に低いと考えている。今年度は見送るとし、他県の状況を見ながら検討する。
 - ・訴訟リスクは低いと考えている。また、費用対効果が見合わない。
 - ・役員が少数であり、かつ信用できるので、リスクが小さいと考えている。
 - ・事業内容等から訴訟や賠償が発生する可能性が低いため。
 - ・訴訟・賠償リスクは謹小。
 - ・一般的な話として訴訟や賠償リスクがあるとは認識しているが、当法人は所有する株式配当金の範囲内での顕彰・助成事業のみを行っており、実際の訴訟リスクは軽微と考えている。
 - ・訴訟、賠償責任を受けるリスクはほぼないと考えている。
 - ・事業の内容から訴訟や賠償責任などのリスクは比較的に少ないと認識している。
 - ・当面はリスクが低いと考えられるため。
 - ・役員候補選定の際に、リスクのない人を厳選しているため。
 - ・賠償リスクの可能性は少ない。
 - ・一般企業に比べてリスクは非常に低いと考えられる。
 - ・リスクが少ないと判断している。
 - ・現在の事業を勘案すると、リスクは僅少と思われる。
 - ・現状ではリスクが極めて低く、賠償保険とのコストに見合わないと判断しているため。
 - ・賠償責任が発生する事例がないため。
 - ・リスクの認識はあるが、当法人での確率は極めて低いと認識している。
 - ・運用益で運営しているため、訴訟のリスクが低い為。
 - ・リスク度合は極めて低い。
 - ・当財団の業務にかかるリスクが小さいと判断される。

3. リスクや保険について認識不足（50 件）

- ・どのような保険にどのように加入すれば良いのかなどの情報が少ない。
- ・このような案件の想定をしておらず、また、このような保険の認識もなかったため。
- ・役員賠償責任保険の制度を理解していないため。
- ・今まで賠償等のリスクの認識が低かった。
- ・保険制度について知らなかった。
- ・訴訟や賠償責任の認識が不明確であるため。
- ・賠償保険に対する認識がなかった。
- ・役員賠償責任等を特段認識していないため。
- ・リスクを認識していない。
- ・リスク認識の不足と財源的理由による。
- ・保険制度について知識がない。
- ・その保険制度を知らなかった。
- ・リスクを認識していなかった。
- ・従来特にリスクがあることを認識してこなかったため。
- ・賠償責任保険の知識不足。
- ・そのような保険の存在を知らなかった。
- ・その保険制度の存在を知らない。
- ・保険制度の認識がない。
- ・賠償責任保険についてまだ情報を得ていない。
- ・リスクは認識しているが、発生危険性は殆ど無く、慎重に業務を遂行している。
- ・保険制度についての情報がなかった。
- ・訴訟、賠償責任に対する認識が低い。
- ・役員賠償責任保険の中身をよく理解していない。
- ・訴訟・賠償リスクについてあまり認識していないため。
- ・認識不足。
- ・適切な法人運営に心掛けている。具体的に保険内容を認識してしていない。
- ・保険制度を認識していない。
- ・賠償責任保険の存在を知らなかった。
- ・そのような保険制度があることを知らなかった。
- ・どのようなリスクがあるのか把握しきれていない。
- ・役員賠償責任保険があることを知らなかった。その必要性も感じていない。
- ・保険制度の存在を知らなかった。
- ・これまで、保険制度を認識していなかった。
- ・役員賠償責任保険があることを知らなかった。財源がない。
- ・役員賠償責任保険の存在を認識していなかった。
- ・保険制度の内容がよくわからない。
- ・役員賠償責任保険そのものを知らない。
- ・保険制度の内容を詳しく把握していない。
- ・保険の内容がよくわからない。
- ・保険制度の存在を知らなかった。
- ・役員賠償責任保険を承知していないため未加入。

- ・そのような商品の存在を認識していなかった。
- ・そのような保険があることを知らないため。
- ・役員賠償責任保険の認識が無いため。
- ・保険制度の内容を詳しく理解していない。そもそも必要性を感じない。
- ・役員賠償責任保険の加入先が分からない。
- ・周知不足。
- ・保険制度について理解していない。
- ・制度を理解していないため。
- ・保険の存在を知らない。

4. 時間的、費用的余裕がない（43 件）

- ・財源が無いため。
- ・予算化されていないため。
- ・費用の問題。
- ・保険料が確保できない。
- ・運営費用増ということもあり、加入することがよいと思いつつも、加入にあたっての具体的な検討は先送り状態となっていた。
- ・保険料金が高額である。
- ・必要は感じているが、財源の手当て等で加入に至っていない
- ・資金不足による。
- ・保険料が高額で法人会計で賄えない。
- ・費用節減のため。
- ・保険料が高い。
- ・保険金の資金力が不足している。役員就任に際して人物評価でリスクの回避を図っている。
- ・予算措置をしていないため。
- ・経費が掛かるため。ただし、今後の加入については検討中。
- ・保険料の負担。
- ・予算措置をしていない（予備費対応の予定）。
- ・リスクに対し保険料が負担増となる。
- ・費用負担。
- ・法人本部の資金不足。
- ・法人の規模を考えると高額であるため。
- ・資金負担面で加入が難しい。
- ・資金不足。
- ・必要性がないと思われ、資金的な余裕もない。
- ・経費の捻出が困難。
- ・私たちにとって費用が高い。
- ・経費節減のため。
- ・①経済的な理由による、②あまりリスクを感じていない。
- ・保険料の負担が大きい。
- ・保険料が高額であり、また発生事例もほとんどないとの認識による。
- ・財政的に余裕がないため。
- ・新たに保険料負担が発生するため。しかし、費用対効果を踏まえ現在検討中。

- ・資金に余裕がない。
- ・検討する余裕がなかったため。
- ・財政赤字が大きいい中で、支払う可能性が低い賠償等に対して、保険を掛けたくないため。
- ・資金的な面もあり、現状は付保していない。
- ・費用面の問題。
- ・保険料を支払える資金がない。
- ・経費負担の問題。
- ・掛け金の捻出が難しい。
- ・資金的に余裕がない。
- ・財源の確保ができていない。
- ・支払い能力がない。
- ・保険金額が高い。

5. 小規模団体のため未加入（8件）

- ・手続きできる十分な職員がいらない。
- ・過去に検討したが、財政規模が小さい上、事業形態がシンプルなため見送っている。
- ・収益を伴う事業が無く、事業規模も小さい。
- ・小規模な財団であり、リスクを考慮した法人運営をしている。
- ・事業規模が小さく、賠償リスクも低いと思われるため。
- ・事業規模が小さい。
- ・法人規模が小さいこともあり、難しさを感じる。
- ・小規模法人のため必要ないと考えている。

6. 役員は無報酬のため未加入（10件）

- ・役員は全員ボランティアで業務を遂行しており、喉頭摘出者に対する無料の発声教室の運営が主で、リスクが少ない。
- ・役員は無報酬。当協会の規模に合うような保険を調べているところである。
- ・理論的には訴訟・賠償リスクはあるのかもしれないが、具体的なケースが思いつかないので、必要性を感じていない。役員は全員無報酬・非常勤のボランティアなので、そこまでの責任があることを積極的には周知していない。
- ・役員は無報酬であるため。
- ・理事、評議員、監事は全員無給で、評議員会、理事会で話し合いながら賠償事故等が起きないように運営しているため。
- ・役員は無報酬であり、賠償責任は負わないため。
- ・役員報酬の金額が少額であるため。
- ・非常勤で無報酬の役員が殆どで、賠償責任を負わせる事由がないため。
- ・本会役員は無報酬のため、現時点での加入については考えていない。
- ・常務理事以外の役員は無給であるため。各種保険を調べたら合うものがない。

7. 別の保険に加入済み（12件）

- ・事業内容が①研究助成、②検定試験、③セミナー開催であり、業務の遂行に起因した損害賠償請求が想定しにくい。なお、②及び③については、開催の都度、施設損害賠償保険に加入している。
- ・事業運営に必要な他の賠償責任保険には加入している。
- ・想定されるリスクに鑑みると自家保険で十分。

- ・施設賠償保険に加入しているため。
- ・法人運営に関する賠償リスクは大きくないと考えている。公益事業である医療に関する賠償責任保険で十分と考えている。
- ・公益財団法人埼玉県体育協会加入の賠償責任保険に構成員として加入している。
- ・常勤の役員が個人的に加入しているため。
- ・訴訟・賠償リスクが伴う各事業には個別に保険等には加入しており、その他の事業については、大きなリスクはないと考える。
- ・役員各自で保険に加入しているため。
- ・別途、事案ごとに保険に加入している。
- ・役員は別途、包括的に賠償保険に加入しているため。ただし、今後、弊法人での加入は検討余地あるものとする。
- ・施設賠償責任保険に加入済み。

8. リスク回避策で対応（14件）

- ・定款上、理事が職務を行うにつき善意であり、かつ重大な過失がなかったことを前提に傷害賠償責任の全額及び一部を免除することができるという規定になっている。ただし、評議員会、理事会で異議が出た場合には免除されないことから、外部から優秀な人材を確保する必要がある。
- ・瑕疵担保引当金の積み立てをしており、任意保険を上回る積み立てがなされている。
- ・役員等の法人に対する責任の免除に関する規定があるため。
- ・理事を選任する段階で、事前に慎重に進めている。
- ・各役員と賠償責任限定契約をしている。
- ・役員は公職者であり、かつ就任時に誓約書を取っている。
- ・リスク管理、情報収集に努めている。
- ・ガバナンスを強化している。
- ・資金運用方針に基づきリスクのある運用は一切行わない。事業においても助成事業のみで、選考委員会による選考過程でリスク排除を徹底している。
- ・慎重に人選している。
- ・事業活動、運営事務の執行時に問題ないか、注意している。
- ・コンプライアンス遵守の徹底。
- ・訴訟や賠償問題を起こさないようにしている。
- ・日頃から、役員の賠償責任に至らないよう務めている。

9. 加入するか検討中（42件）

- ・現在、導入を検討中。（24件）
- ・必要性を認識していなかった。現在、加入を検討する必要性を感じている。
- ・今までは必要ないと考えていたが、昨今の状況を鑑み、検討が必要だと感じる。
- ・これから検討する。
- ・必要性を感じており、現在検討中である。
- ・今後検討する意向である。
- ・保険制度の存在を認識していなかった。今後検討する。
- ・役員賠償責任保険への加入について、今後検討していきたい。
- ・加入については現在検討中である。
- ・他の財団（本市）との状況を考慮しながら検討している。
- ・加入するか否かについて検討中。

- ・現在検討中のため（※必要であれば加入する）。
- ・今まで、役員賠償などの事案に直面したことがないため、現在は加入していない。今後、検討を予定している。
- ・整備途中。
- ・保険加入のほか、定款への責任免除条項の追加を検討中。
- ・加入するかどうか検討中のため。
- ・現在、検討段階である。
- ・コストを考慮しつつ加入を検討中。
- ・今後検討する。

10. 未検討（28件）

- ・役員が直面している訴訟や賠償責任などのリスクを役員自身が認識していない。
- ・今のところ現実的ではないため。
- ・検討したことがないため。
- ・役員の職務執行に係る賠償リスクを考慮していないため。
- ・これまで加入をしていなかったため。
- ・特に検討していない。
- ・過去から加入していないため。
- ・今まで加入していない。
- ・加入するメリットがない。
- ・その必要性を検討していない。
- ・現時点で具体的な想定がないため。
- ・考えたことがなかった。
- ・これまで特に議論していないため。
- ・加入の必要性について協議されていないため。
- ・必要性について検討したことがない。
- ・事務局として役員に紹介したことがあるが、役員に理解されなかった。
- ・これまでにそのような想定をする機会がなかった。
- ・深く検討していないため。
- ・理事等に危機意識が薄い。
- ・理事会で問題になったことがない（おそらくリスクを理解していない）
- ・検討していない。
- ・必要性等について検討したことが無い。
- ・加入を是非を考えたことがない。
- ・検討していない。
- ・特になし（未検討）。
- ・議論していないので、不明。
- ・今まで、加入の必要性について認識が無かった。
- ・そこまでは考えが及んでいなかった。

11. その他（53件）

- ・役員が首長、議会議長であり、訴訟等の情報の入手が容易である。
- ・常勤の役員がいらないため。
- ・財団に関係のない事柄に対して、財団の役員であるとはいえ、財団が責任を負わなければならな

いとは考えていない。

- ・賠償責任額の限定。
- ・理事長のみに損害賠償請求される事案の想定が現在のところつかない。
- ・広告が目にするが、保険料の記載がないので検討のしようがない。
- ・加入の必要性の検討（議論）が未熟だから。
- ・現在の事業運営では、賠償責任は資金運用の可否による賠償責任が考えられるが、資金運用規定の範囲内で運用しているため、今のところは加入していない。
- ・役員が当法人と関係がない事象に関して負う責任に対して、当法人が連帯責任を負わなければならないとは考えていない。
- ・専任の職員がいない。
- ・特にありません。（予算計上でできていない）
- ・必要性は感じるし広告も見るが、保険料などの記述がない。
- ・認識はしているが、実際に加入までには至っていない。
- ・当面するリスクの具体的認識がない。
- ・保険料と実際の事故を比較するとして個々のその時の保証で行うほうが利点と考えます。
- ・リスクは認識しているが、具体的な検討に至っていないため。
- ・まだそういう時期ではないため。
- ・通常、法人として対応可能な役員等の懈怠による損害賠償責任は、法定の最低責任限度額で事足りる。第三者から役員等への損害賠償請求において、役員等の故意又は重過失に起因する損害賠償は民事上の争いになるため。
- ・特段の事情は無い。
- ・訴訟や賠償のリスクを明確にできていない。
- ・現在のところ、運用財産で対応を想定している。
- ・役員が資金調達等に直接関与していないため。
- ・リスクの規模を考慮してのこと。
- ・そもそも該当するような役員を選任していない。
- ・補償範囲が限定されているため。
- ・役員の全員一致をベースに取り進めている。
- ・運営に万全を期すことを優先。
- ・役員が訴訟や賠償のリスクを負うことがないため。
- ・全役員が常勤していないため。
- ・リスクがあることは認識しているが、差し迫ったものとは理解していない。
- ・特になし。（23 件）

（9）表 29「寄附金を募集していない理由」の「その他」の内容（公益法人・質問 16）

■ 社 団 （33 件）

- ・そのような法人ではない。
- ・現在必要としていない
- ・最低限クリアしなければならない数や金額のハードルが高い。
- ・会費と貯蓄で運営
- ・事業内容からして難しい
- ・該当する寄付者がいないため

- ・ 寄付募集の費用・労力に見合う寄付が期待できない
- ・ 会費収入で賄っているため
- ・ 行政からの補助金で間に合っているため。
- ・ 募集しているが応募が無い。
- ・ 募集しても寄附金は集まらない。
- ・ 当法人の事業活動において寄付金の募集はなじまない。
- ・ 寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない。
- ・ 効果面で期待ができない。
- ・ 既定の収入の範囲内で事業を実施すること最重点に考えて運営をしている。
- ・ 会費収入・助成金・事業収益の中で事業を実施することになっているため。
- ・ 寄付を受けるような活動なし。
- ・ 事業収入や運用収入で間に合っているため。
- ・ 会費収入で十分運営が可能。
- ・ 補助金収入があるため。
- ・ 収益確保のための手段とはしていない。
- ・ たとえ、寄付を募ってもその見込みが望めそうもないため。
- ・ 寄附募集については、現在検討中。
- ・ 寄附金を募集した後の事務負担。
- ・ 募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない。
- ・ 収支相償を考えると寄附金を募集ができない。
- ・ 募集の諸経費に見合う寄付が期待できない。
- ・ 不特定多数の人々の寄附は募らない。
- ・ 寄附募集の知識がない。
- ・ 賛助会員制度を取っている。
- ・ 会費収入等で運営。
- ・ あまり期待できない。
- ・ 特に何も考えていない。

■ 財団（57件）

- ・ 賛助会費により運営。
- ・ 県 100%出資団体のため。
- ・ 現状の資産の範囲内での支出としているため。
- ・ 補助金で赤字が補填されるため。
- ・ 定期的に寄付がある。
- ・ 積極的に募集をしても集まる可能性が低い。
- ・ 2016 年度は休館前のため募集しなかった。
- ・ 会費収入で間に合っているため。
- ・ 事業収入や運用収入で間に合っているため。
- ・ 募集後に報告や説明責任の義務を果たす必要がある。
- ・ 特定の企業から寄附を受けている為。
- ・ 収支相償を考慮し、これまでは現在の財源で運営可能だった為。
- ・ 事業収入や運用収入で間に合っているため。

- ・補助金で賄っているため。
- ・基本財産の運用益で賄っている。
- ・事業収入や運用収入で間に合っているため。
- ・親会社からの寄附金による。
- ・設立母体からの寄付金で間に合っているため。
- ・寄附募集のノウハウがない。
- ・寄付募らず、必要な場合は設立母体に依頼。
- ・現在は募集していないが、将来的に検討予定。
- ・事業収入や運用収入で間に合っているため。
- ・設立当時は寄附を募った。
- ・準備中。
- ・母体企業グループからの寄付がほとんどであり、一般への募集は行っていない。
- ・団体の性格上寄付金はなじまない。
- ・主に岐阜県からの補助金により事業を実施しているため。
- ・事業収入や運用収入で間に合っているため、寄付を募るべき事業を実施していない
- ・親会社からの寄付金で賄えているため。
- ・母体となる企業から必要な活動資金を受けているため。
- ・寄附金を募集した後の事務負担。
- ・もともと寄付を募集するつもりはない。
- ・団体の性格上寄付金の募集自体あり得ない。
- ・寄附金募集の大義がない。
- ・世間的に寄付金は社会福祉法人にという思いが強い。
- ・該当する事業がない
- ・親会社からの寄附があるため。
- ・寄付金で実施できる事業がない。
- ・企業グループの活動として完結するため。
- ・親会社からの寄附と基本財産の運用益のみを収入とする体制を取っているため。
- ・寄附金収入は見込めないと考えているため。
- ・特定の関係先からの寄附を受けているので不特定多数の寄附は募集していない。
- ・特に理由はない。
- ・公益目的事業の対価による収益で、事業実施が可能であるため。
- ・サポート会員を募集している。
- ・故人の遺志により。
- ・補助金、委託金にて運営している。
- ・設立経緯、趣旨によるため。
- ・寄附金を募集する事業形態ではない。
- ・公益目的事業の対価による収益で、事業実施が可能であるため。
- ・出損企業からの寄附金に頼っている。一般から公募スタイルで寄附を募ったことはないが、現在ではその必要性を痛感している。
- ・多くの応募者が見込めない。
- ・収入に見合う事業を行っている。
- ・親会社からの寄附金で賄えるため。

- ・積極的に寄付のお願いをしていないため。
- ・補助金があるため。
- ・寄附金に伴う事務量の増加を考慮すると、それ程の寄附金が見込まれないと想定している。

(10) 表 31「税額控除証明を取得していない理由」の「その他」の内容(公益法人・質問 18)

■ 社団 (32 件)

- ・制度利用までに理解が及ばないと思われる。
- ・次年度、手続きを行う予定。
- ・収益事業が赤字で必要性がない。
- ・来年に申請手続きを行います。
- ・申請したが却下された。
- ・他の会員負担金との兼ね合い。
- ・要件（合併後 5 年未経過で、存続団体が寄付未募集）を満たしていない。
- ・現在取得に向けて進行中。
- ・申請の時間が取れない。
- ・外部からの問合せ等がないから。
- ・現在検討中。
- ・検討中。
- ・特に何も考えていない。
- ・特になし。
- ・制度について知らない。(18 件)

■ 財団 (47 件)

- ・財団の本業以外に手間を割く時間的余裕がない。
- ・研究中。
- ・収益事業が無いから。
- ・PTS 要件を満たす程度の寄付を見込めないため。
- ・特定関連組織からの支援を受けているため。
- ・効果が低い制度だから。
- ・現在取組中。
- ・上記のとおり。
- ・他の業務の優先度が高く手が回らない為。
- ・実績が足りない。
- ・寄付金を募っていない。
- ・寄附募集は行わない方針。
- ・対象でない。
- ・申請検討中。
- ・会計事務所から求められていない。
- ・寄附を募集していないため。
- ・検討中。
- ・事業体として寄付を想定していない。
- ・寄付の受入れは考えていない。

- ・理由は忘れしました。
- ・寄付金収入がないため。
- ・寄付金に依存していないため。
- ・必要性があまりない。
- ・寄付を受けていない。
- ・必要がない。
- ・愛知県は所得控除に準ずるとのことであり、賛助会費は所得控除の対象となっていないため。
- ・検討中。
- ・税額控除を受けるためだけの要件で、手間の割に効果が薄いと判断。
- ・寄付金の額が基準に達しない。
- ・制度について知らない。(18件)

(11) 表 33 「税制に関する要望事項」の内容（公益法人・質問 20）

■ 社 団 （67 件）

1. 全般（6 件）

- ・申請にあたっての手續の簡素化を望む。
- ・不動産の受贈（遺贈）の場合の国税庁の承認を迅速にしてほしい。
- ・国税、県税、市税の納税証明手続きは、「法人番号」もあり簡便に願いたい。
- ・非営利団体に対して、毎年の税申告・申請など無駄な労力と考える。
- ・非課税範囲を拡大してほしい。
- ・一般社団・財団法人との優遇差がないので公益法人となるメリットがあまりない。

2. 寄附税制（9 件）

- ・今後の法人の安定運営のため、何としても税額控除証明を取得したい。
- ・寄付控除についての情報提供の在り方について、さらなる工夫が必要である。
- ・法人が公益財団法人等に寄附した場合の損金算入限度額の撤廃。
- ・PST 要件をもう少し易しくして欲しい。
- ・税額控除証明を得るための要件のより一層の緩和。
- ・寄附金の年末調整対象化。
- ・寄付をした法人に対する寄付金控除の拡大・簡素化。
- ・個人からの寄付を増やすために公益法人への寄付（賛助会費等）を年末調整の対象としていただきたい。
- ・PST 要件のうち「相対値要件」において、1,000 円未満の寄附金も受入寄附金総額に加えて欲しい。

3. 法人税（6 件）

- ・公益法人が行なう収益事業も非課税対象にしてほしい。
- ・収益事業についても非課税の対象にしてほしい。
- ・法人県民税などの県税。
- ・収益事業等からのみなし寄付等は認識しているが、収益事業等の利益が少なければ税制優遇の恩恵を受けている実感がない。税制面だけでなく、制度上一般法人との格差をもっと設けるべき。
- ・今後とも公益目的事業については非課税扱いであることが望まれると思う。
- ・法人税免除のまま収支相償を撤廃していただきたい。

4. 消費税（6 件）

- ・旧社団法人設立当初からの経緯があり会費に消費税が掛かっている。税務署ごとの判断と聞いて

いるが基本的には会費に消費税はかからないものと考えており、今後も理解してもらえるよう説明をしていく予定でいる。

- ・消費税の免除あるいは減額処置。
- ・消費税に関しては、もっと優遇してほしい。
- ・公益目的事業の消費税の軽減措置があると事業がしやすいと感じる。
- ・自動車税、消費税等の免除。
- ・消費税の負担が大きい。負担軽減できればもっと広く活動できるのですが・・・。

5. 印紙税 (3 件)

- ・印紙税の免除。
- ・各種契約をする場合、契約書に貼付する印紙税の免除。
- ・印紙税の免除。

6. 固定資産税 (4 件)

- ・事務所、土地の免税措置。
- ・文化財として価値のある建物・施設などを贈与・遺贈される場合の優遇税制（土地・建物）。
- ・公益目的事業に使用する固定資産に対する償却資産税、固定資産税の減免。
- ・固定資産税率の軽減を望みます。

7. その他の地方税関係 (4 件)

- ・全国のほとんどの都道府県では公益法人化とともに地方税の減免規定が改正されたが、岩手県では未だに地方税法を根拠に県税条例に公益法人の減免規定がありません。このような地方税の希望がどのように反映されるのでしょうか?(地方分権の時代に…)。
- ・国税と市税は非課税だが、広島県だけ法人県民税が2万1,000円課税されている。当団体にとっては自主財源の確保が厳しい中、決して安くない金額である。非課税にしてもらいたい。
- ・法人税の県税が非課税とされていないので、国や市町村と足並みを揃えて欲しい。
- ・均等割りについて、行政庁から助成金等を受けてないと免除されない制度になっている。

8. その他 (67 件)

- ・収支相償の緩和をお願いしたい。
- ・主たる収入は会費によるが、年々会員の高齢化と会員減少のため、赤字がふくらむ可能性があり、安定した法人運営が困難になる懸念があり、その対策のための事業を展開している。その事業が公益目的事業かどうかで苦悩させられている。
- ・どのような税制があるのかも存じない。
- ・国、町からの補助金（税金）で運営している団体であるにもかかわらず、毎年納税していることについて理解が出来ない。
- ・公益目的保有財産である自動車税を減免してほしい。
- ・事業の原資は、ほぼ会費で賄っており、遊休財産額の保有制限では1年間を上限に公益目的事業の費用を超えてはならないとしているが、将来会費が減少したときに不安である。補助金で運営している団体ではないので、せめて公益目的事業の費用の2年分を上限にしてほしい。
- ・収益事業の利益の50%超を公益目的事業に振替える際の損金参入限度額の計算が複雑。
- ・公益目的事業には収支相償という制限がかかっているので、他会計振替額については全額損金参入されると良いと思う。
- ・収支相償の要件の緩和（複数年度での収支相償達成など）。
- ・制度の見直しは必要と感じているが、税制に限って見てみると何から手を付けて良いかわからない。

- ・もっと制度をシンプルにしてほしい。不正が心配なら、一罰百戒、毎年、抜き打ち・摘発して厳罰に処するのがよいと思います。
- ・公益目的事業比率を 40%ほどにしてほしい。
- ・遊休財産の基準をもう少し緩くしていただきたい。
- ・事業報告等の簡素化。
- ・特になし（54 件）

■ 財 団 （90 件）

1. 全般（6 件）

- ・毎年、税の滞納がないことの証明書を提出するのが面倒。収益事業の実施がない法人は提出しなくてもよいと思う。
- ・諸手続きを簡略化してほしい。
- ・現行制度について内容的に分かりにくいことがある。
- ・ふるさと納税に比し、対価性のしぼりが不公平。
- ・自治体に対する税制優遇と同様の優遇措置が受けられるとよい。
- ・現制度は極めて複雑。制度の簡略化を望みたい。

2. 寄附税制（32 件）

- ・公益法人は特定公益増進法人であり、寄附希望者は一定数存在すると思われるため、PST 要件の大幅な緩和が望まれる。
- ・収支相償をもう少し弾力的（執行率 95%以上など）にして欲しい。PST 要件に 1,000 円以上、300 名などの選択肢も入れて欲しい。
- ・公益法人は既に特定公益増進法人であるので、PST 要件の撤廃を望む。
- ・寄付や遺贈の場合、もっと手続きを簡略化してほしい。
- ・法人に対しては特にないが、寄付者の税額控除が年末調整でできるようにしてほしい。
- ・租税特別措置法の規定による承認申請の簡素化。
- ・寄付控除申請が年末調整で出来るようにして欲しい。
- ・PST 要件の寄付金額の下限引き下げ。
- ・租税特別措置法 40 条の緩和。
- ・全国から寄付金を集めているが、事務所所在地以外でも住民税の控除を受けることができるようにしてもらい。
- ・寄付のしやすい税制の在り方。
- ・租税特別措置法第 40 条の申請において、国税庁長官の承認を得られても、承認取り消し（その場合、納税しなければならない）の可能性が永遠に残されている。せめて承認取り消しの可能性がどこかでなくなるようにしてほしい。
- ・寄附する側の税制優遇制度の拡大。
- ・税額控除の基準を緩めてほしい。
- ・所得控除及び税額控除の控除計算において、「年間寄附金額-2,000 円」の-2,000 円を廃止していただきたい。
- ・寄付者への還元額が増加すると、寄付金文化の醸成が進むと思う。
- ・税額控除の拡大。
- ・税額控除が個人のみでなく法人にもできるようにお願いしたい。
- ・寄付に対する控除を認める要件や手続きの緩和

- ・個人からの寄附が多く望めない状況にあるので PST 要件を緩和し、幅広く寄附募集できるようにしていただきたい。
- ・大変有意義な公益事業を行っているが、どうしてもコストがかかる事業であるため、あらゆる面でさらなる税制優遇を望む。特に寄付金に対する税優遇が大きいと、寄付者や支援団体が増え、安定した法人運営が可能になる。
- ・租税特別措置法 40 条の見直し。
- ・公益目的の寄付は全て非課税にしてほしい。
- ・PST 要件について 1,000 円以上の寄付を 300 人以上のような基準にして欲しい。
- ・公益法人については簡単に税額控除を利用できるようにしてほしい。税金等の補助金を受けず自力でやろうとする公益法人への配慮が薄い。
- ・PST 要件の緩和。
- ・PST 要件の廃止（公益認定＝税額控除団体として認めるべき）。法人税の特別損金算入限度額（率）の引き上げと繰越控除の適用。資産寄附に係るみなし譲渡所得の特別控除の特例創設。
- ・多くの法人にとって、現在の税額控除を受けられるような要件を満たせる寄付を受けることは困難ではないのか。
- ・租税特別措置法第 40 条を廃止していただきたい。
- ・寄付金控除の上限額の緩和、税額控除の還付率を増やす（40%→100%へ）、還付申告手続きの緩和（確定申告→年末調整など）、寄付財産へのキャピタルゲイン課税の撤廃と要件緩和（寄付を受けた不動産等の売却益を事業に使用しやすくしたい）、住民税寄付金控除にかかわる事務手続きの統一化（各都道府県、市区町村によって要件が違う）。
- ・税額控除があることを広く知らしめて欲しい。
- ・会費収入が 0.05% しかなく、税制上の規定を満たすには程遠い。

3. 法人税（10 件）

- ・法人全体の年度の収益が小さい団体は、みなし寄附金控除額がもっと大きいといい。
- ・収益事業による収益も、結局は公益事業で使用するので非課税とすべきと思う。
- ・収益事業の非課税。
- ・収益事業に対する法人税率の低減。
- ・税率をもう少し下げてもらいたい。
- ・収益事業から法人会計への資金移動額についても非課税の対象としてほしい。
- ・共益事業の取扱いが複雑（税制では公助が受けられるが、収益事業の区分になる。）
- ・公益法人の収益事業に対する実費弁償の条件を緩和していただきたい。
- ・みなし寄付金がわかりにくいです。
- ・当法人は 3 月決算ですが、決算期における他会計振替において、期中内資金振替（収益→公益）のみでなく、4 月以降の決算確定額における振替についても、税制上の「みなし寄付」として、認めていただきたい。

4. 消費税（7 件）

- ・公益法人を消費税非課税団体とするべし。
- ・消費税も免除して欲しい。
- ・みなし譲渡所得の特例の条件となる直接利用の緩和。
- ・消費税の軽減。
- ・消費税をなくしてほしい。
- ・消費税の非課税化。

- ・消費税の非課税事業者に指定して欲しい。

5. 印紙税 (0 件)

該当なし

6. 固定資産税 (6 件)

- ・固定資産税も減免してほしい。
- ・償却資産について課税の対象外としてほしい。
- ・固定資産税の免除。
- ・公益目的事業で使用する不動産等にかかる固定資産税の減免。
- ・固定資産税の免除を切望する。
- ・公益目的事業に供する固定資産税の減免措置。

7. その他の地方税関係 (0 件)

該当なし

8. その他 (90 件)

- ・現在特定費用準備資金の制度を使って、将来収益が減少し、赤字になった場合に備えた積立を行っているが、公法協が内閣府から指摘を受けて取り崩しを余儀なくされた。しかし、このような積立は必須であり、これが認められるような制度設計をお願いしたい。
- ・常勤役員報酬やその他の報酬等の源泉徴収義務をなくしてほしい。
- ・役員会に出席した役員に源泉税 2,480 円を差し引いて謝金 1 万円を給付しているが、市町村役場への届出等その後の手続きが面倒。源泉税が不要な限度額を引き上げてほしい。
- ・収益事業を行っていないので、特になし。
- ・収益事業を行っていないので、特段の希望はない。
- ・遊休財産の保有制限を考えてほしい。
- ・制度的に簡易にしてほしい。
- ・収支相償を考え直してほしい。
- ・公益目的事業での剰余金については課税をしてでも運用できるようにしてほしい。
- ・公益法人から一般法人へ財産移行できる制度や審査が必要と考える。
- ・特になし (80 件)

(12) 表 34「公益法人協会に対する要望一覧」の内容 (公益法人・質問 21)

■ 社 団 (59 件)

1. 情報提供 (13 件)

- ・法人運営のための情報提供に感謝しています。今後ともよろしくお願いします。
- ・公的な補助の受け方を教えてほしい。
- ・貴会からの様々な情報を参考にさせていただいております。今後も法人運営面や行政庁の動向等の情報発信方よろしくお願い致します。
- ・定期提出書類に関する定期的なお知らせは大変ありがたい。また、その他の情報をいただくと大変助かる。
- ・貴協会の機関誌等で情報をいただき大変助かっている。
- ・効果的に寄付金等の増収が見込めるそのアイデアやノウハウの更なる情報の提供をお願いしたい。
- ・これからも有益な情報を発信してください。
- ・公益法人に関わる知識が不足していますので、様々な情報をご提供頂ければ幸いです。
- ・情報の提供を早期にお願いしたい。

- ・いつも有意義な情報をありがとうございます。
- ・今後とも、適切な情報、ご指導宜しくお願い致します。
- ・会計面での情報公開や、無償の役務などの使用例を教えて欲しい。
- ・今後とも有益な情報発信をお願いいたします。

2. 価格設定について (2 件)

- ・公益法人協会への加入金が高く入れない。
- ・共同サイトの運営(会費等)を、小規模団体(収入 1 千万円以下)は減免をしてもらいたい。

3. 相談サービス (1 件)

- ・駆け込み寺を残しておいていただきたい。

4. 政策提言 (17 件)

- ・北海道認定等審議会の収支相償基準が大変厳しく、常に赤字を出さなければならず、正味財産がいずれ枯渇し運営困難となる。是非、国が出したガイドラインのように次年度以降に繰り越して公益目的事業に充当できるよう働きかけてほしい。
- ・厳しい認定要件を満たした公益増進法人に対して、さらに PST 要件を課す必要はあるのか。また現在の制度は民間による公益の増進を否定し、公益法人の破たんを強要する制度のように思える。
- ・兎に角、収支相償の問題が全ての公益法人にとって良い方向に向かうよう働きかけを行っていただきたい。
- ・現在の法制度は大規模の公益法人や収入の多い公益法人を想定しており、小規模で収入が少ない公益法人については、運用が難しい。小規模な公益法人についても運用しやすいように、その実態に合った制度とするよう国に対して働き掛けていただきたい。
- ・小規模公益社団法人に関し、基準や比率等の関連法令を改正するよう提案願いたい。
- ・収支相償の運用をもっと弾力的にして欲しい。当協会は公益事業がほとんどなので、収支のプラスがダメとなるとマイナスが嵩み、存続が危うくなる。
- ・一般法人との違いが明確にできる制度を国へ要望していただきたい。
- ・収支相償の規制緩和にご尽力いただきたい。
- ・内閣府への定期提出書類の簡素化。
- ・毎年の予算や事業実績報告など定期提出書類の簡素化をお願いしたい。
- ・収益事業を持たない公益法人の運営を安定化・継続化させるため、一定限度（例えば年間事業活動支出の 1 か月分とか）に達するまでは、公益事業の収益であっても財政運営基金積立資産への積み立てを経費扱いにできるよう、国に働きかけてほしい。
- ・収支相償および法人会計の撤廃。
- ・公益法人が、基本的に寄付や補助により成り立つものとして収支相償の考えがあるが、実態的にはそれは親会社のひも付き法人などであり、不特定多数から補助や寄付をもらい運営する団体はほとんどない。当方は、全てを公益事業として運営しており、収支相償や公益事業の規制の中、厳しい経営を余儀なくされている。収支相償は、いずれ破たんを招くこととなると考えられる。既にキャッシュフローでは厳しく、毎年度の借入金の利息がそれなりの金額となっている。このような実態をどうすべきか、公益法人協会として制度の見直しを要求すべきと考えます。
- ・収支相償を踏まえた運営は当然必要ですが、毎事業年度遵守することは実務上困難な場合もあります。例えば、当法人は特定資産準備資金積立金により剰余金の解消をしておりますが、県担当課のご指導により、当法人は 3 月決算のため、3 月末日までに積立てを実施し、その年度の「貸借対照表」及び「財産目録」上で確認ができるようにしております。しかし、この方法では決算が確定していない状態で見込みを算出し積立てるため、積立額不足による収支相償未達成や過剰

積立てが発生する可能性があります。もし別な形での報告（その年度の「貸借対照表」及び「財産目録」による確認以外）により積立をした事実が確認でき、収支相償として認められるのであれば、4月以降の決算期間において、決算額が確定した後に積立てることが可能であるため、公益法人の剰余金適正運用を考えますと、非常に実務的な運用しやすい方法になると思われます。

- ・公益法人の運営を簡素化していただくよう国へ働きかけていただきたい。
- ・収支相償の緩和（運転資金1ヵ月分）
- ・銀行の睡眠預金を公益活動に移転すよう働きかけてほしい。

5. セミナー、トレーニング（7件）

- ・法人運営面で安定性を保ちつつ改善できる方法をご教示いただきたい。あれもこれもだめという上部団体からの指導等あり、その結果、会員数、契約額とも減少傾向にある。普及啓発も展開しているが、成果が上がらない状況である。
- ・極めて小規模な公益社団法人への指導窓口を強化してもらいたい。
- ・今後とも各種セミナーや相談等でサポートいただきたいと思います。
- ・小規模な公益法人に対する事務ノウハウ提供などの支援をお願いしたい。
- ・今後も、貴協会による各種セミナーに期待しています。
- ・講習会や研修会を地方の小都市でも開催してほしい。
- ・講座や相談会を関西でも（もっと）開催してほしい。

6. その他（59件）

- ・特にありません。適宜対応いただき感謝しています。
- ・公益法人の社会的認知度の更なる向上をお願いします。
- ・事務が煩雑になるので、期限の〆切の近いアンケートは困ります。
- ・10月後半に2回目の立ち入り検査を控えている。毎年の定期提出書類等の保管方法につきご教示いただきたい。事業報告書、決算書、定期提出書類は同じファイルに綴じて保管するのが良いのか。また、事業計画書、予算書は、同じ年度の分を上記と同じファイルに纏めるのが良いのか。貴協会はどのようにされているのかご教示願いたい。
- ・いつもお世話になります。
- ・NOPODASによる電子開示について、個別法人のwebサイトへのリンクによる簡便的な方法をとることによって無償で提供してほしい。
- ・各県に公益法人協会の支部があれば加入を検討する価値がある。
- ・公益法人の実務をしていて、悩むことが多いが情報が少ないのでなかなか解決しない。他団体との交流ができるようなネットワークを作っていただきたい。
- ・法人の申請・登録など会員（社員）の名簿は必要ないと思われる。
- ・法人の性質によって収支相償をクリアする事が困難な団体もある事を理解してもらいたい。
- ・最終確認ができないWEBアンケートは不親切。
- ・特になし（47件）

■ 財団（104件）

1. 情報提供（21件）

- ・必要な時にいつもホームページを参考にさせていただいております。とりわけ、Q&Aは大変役に立っています。ありがとうございます。
- ・公益法人を廃止する事例が増加すると思われるが、それらを適宜事例集化して公表してほしい。
- ・公益法人やその周辺の情報の発信を継続してほしい。

- ・ホームページの充実（頻繁な更新）してほしい。
- ・認定など各種手続きについての情報を HP で公開していただきたい。
- ・引き続き法人運営上の有益な情報提供等をお願いしたい。
- ・貴協会のホームページをよく活用させていただいています。情報提供など今後ともお願いいたします。
- ・いつも情報提供とご指導ありがとうございます。
- ・日頃より大変参考にさせていただいています。今後とも有意義な情報発信をお願い致します。
- ・最近起きている公益法人運営上の問題、情報を適宜流してほしい。
- ・毎年、会計基準に関する課題の検討が行われていますが、その情報と方向性を解説、広報していただければありがたいです。
- ・いつも事務などで疑義が生じたときに貴協会の Q&A などを参考にさせていただいております。ありがとうございます。
- ・会計・決算を自前で行うための適切な会計ソフトについて推薦、説明願いたい。
- ・運営に関する Q&A 的な、常時参考に出来るコーナーを HP に載せてもらえるとありがたい。
- ・行政庁情報の提供を引き続き期待したい。
- ・特にありません。Q&A などは参考にしております。
- ・FAQ を解説したメールマガジンやファックスなどの情報提供があるとよい。
- ・今後も有効な情報を発信いただけますことを期待しています。
- ・会費を納められない弱小団体にも情報提供いただき感謝している。
- ・色々情報提供有り難うございます。
- ・規程等、いつも参考にさせていただいております。今後とも、最新の情報等をご提供いただきまうようよろしくお願いいたします。

2. 価格設定について（7 件）

- ・会費が高い。
- ・公益法人協会に入会したいが、地方の指定管理者には会費が高い。もう少し安くしてもらいたい。
- ・協会負担金が高いので加入していない。一方、協会主催の会計制度研修は魅力があり、出席負担金をもう少し安くしてもらえないものかと思う。
- ・年会費が高い。
- ・低価格の各種講習会・セミナーの開催。
- ・公益法人協会主催の研修会参加費（受講料）が高額であると感じている。
- ・各種講習会への参加費用の低減。

3. 相談サービス（11 件）

- ・相談窓口の充実。
- ・相談内容について毎回、丁寧に対応していただいているので助かっております。
- ・いつも親切に相談に応じて頂いたり、セミナー、知のサロン等ありがとうございます。
- ・無料での相談業務はありがたく、これからもよろしくお願いいたします。
- ・公益財団としての運営をより充実させていきたい、相談窓口等を積極的に活用させていただきたいと考えております。現在は財源の事情などもあり非会員の為、利用を気兼ねするところもございますが、ご指導を頂けたら有難く存じます。今後ともどうぞよろしくお願い致します。
- ・公益認定法、一般法人法や組織運営に関する電話相談では大変お世話になっており、これからも是非継続してほしいと思います。
- ・寄付金制度の導入について相談させていただきたい。

- ・折に触れ電話相談等でお世話になっております。今後とも身近に法人の立場でのご 指導をお願いいたします。
- ・質問などをもっと受け付けやすい体制を整えていただけると助かります。
- ・いつもお世話になっております。今後も引き続き不明な点があればご助言をお願いいたします。
- ・相談会の開催について感謝しています。小規模法人にとって定期的な顧問料の支払いは難しく、そのため相談会を利用しています。ただ内容によっては 50 分では終わらないことがあり、実際の決算書等を見ながらもう少し具体的・本格的な指導が欲しいところです。有料でもいいので「1 回分」という形で、税理士や弁護士にご相談できる相談会があれば大変助かります。

4. 政策提言 (33 件)

- ・公益事業のみを行う法人が収支相償の原則を維持することに無理がある。
- ・寄付事業について、該当法律と公益認定法の二重の枷がかけられており、このことが重荷となっている。
- ・新制度開始から問題となっている収支相償や遊休財産の保有の制限について改正または緩和していただき、法人の資産をもう少し保有できるよう国に働きかけてほしい。収入は変動するので、安定した経営にはある程度の保有資産が必要。
- ・収支相償について苦勞しています。行政当局は、少しでも黒字が出ると指導に入ります。当法人は、公益目的事業のみ実施している（営利事業等はやっていない）ことから、赤字がでると翌期の資金の確保に支障をきたすことになり、翌年度の運営が困難となります。これでは法人の運営意欲も減退します。いわゆる「法人としての事業報酬」（事業規模に応じて一定の割合以下）を認められるよう、当局に働きかけをお願いします。
- ・変更届や変更認定の事務手続が膨大で手間と時間がかかるため、社会情勢の変化への対応や事業改善ができない。
- ・当財団では、企業からの寄附が経常収入の 50%以上だが、寄附者の件数が少なく、実績が 5 年と長いため、税額控除証明を受けるのが困難である。税額控除証明を受ける基準を緩和すれば寄附件数も増加するので、基準を緩和していただきたい。そもそもこの基準の根拠が不明である。
- ・当協会の公益事業に災害復旧業務を含む設計積算の委託業務がありますが、年度により収支変動があることから、収支相償を満たさないことがあります。そのような年度の決算において、過去の赤字を精算し、さらに利益が残る場合は特定資産に積み残して将来の赤字に備えることが出来るような制度を内閣府に提言いただければと思います。
- ・公益法人制度や税制に関する政策提言を引き続きお願いいたします。特に収支相償の考え方は法人の永続的運営や将来の事業拡大を目的とする財政基盤の強化という観点から非常に問題があると思われます。米国の財団や大学基金のような財務運営、及び寄附文化による民間公益の拡大が理想かと考えます。
- ・収支相償等公益財団法人の円滑な運営に問題のある制度の改正に向けて、今後とも取り組んでいただきたい。
- ・制度は可能な限り簡易な形にしてほしい。
- ・収支相償の矛盾について、行政府と戦ってほしい。
- ・収支相償および遊休財産保有制限の緩和を実現して欲しい。
- ・公益法人会計の見直しを強く推し進めてほしい。
- ・都道府県によって公益認定の考え方に未だに差が生じている。引き続き申入れ等をお願いしたい。
- ・電子申請システムを改善してほしい。同じことを複数回入力するのは面倒
- ・法人が存続するための現実的なルール（収支相償や遊休財産保有の制限、マイナスの複数年繰越）

設置に働きかけを。研修・相談会の継続を。

- ・公益法人の代表として政府等への働きかけに期待しております。
- ・監督官庁に提出している定期提出書類（決算関係）を簡素化していただきたい。
- ・不満は、公益法人 information が機能するブラウザが指定されている事。現状 Internet Explorer でしか機能せず、Chrome や Firefox をメインで使用している場合は作業が非常に煩雑になる。Web ページの構成やユーティリティに関しては相当満足いくものを構築して頂いているだけに、ブラウザの制限という事象は片手落ちの印象が否めない。改善を強く希望したい。
- ・公益財団法人になって感じるメリットは何もない。
- ・どうでもいいような法令上の細かい縛りが減れば、その分は業務が楽になるので、その方向で運動してください。困った時には相談に乗ってください。”
- ・公益法人は内部留保を厳しく制限され財務体質が極めて脆弱なため、収益力が低下して赤字幅が拡大すると破産に陥り易い。公益性の高い法人が長期にわたり安定した運営を継続するには、一定の内部留保が必要である。この点を是非政府に申し入れて頂きたい。
- ・公益法人インフォメーションから入力する事業報告や役員の変更届等の入力作業を簡単に願いたい。
- ・公益法人の優遇措置を今後もっと拡大していただきたく、今後の活動に期待します。
- ・事務局職員 1 人で日々の業務と格闘中です。助成事業の業務の繁忙期と決算承認会議後の内閣府への報告がとても負担です。当方の HP で情報開示していますが、内閣府独自の分かりにくいフォームでの数値入力や送信の義務の必要性が見いだせません。立ち入り検査前に、1 年前の入力数値の間違えを指摘されても、時間が経ちすぎて訂正作業に手間取りました。誰も内容を確認しないのなら、提出側の負担軽減のためにも、計算書類等は PDF か資料の提出のみにしてほしいと切に思います。遊休財産についても、市場金利の急低下で資金が急減しても政府からの援助はなく、保有制限だけが厳しい実態に多くの財団が苦しんでいます。公益法人を代表する協会として、ぜひ私達の声を政府に届けてください。
- ・当財団は事業収入がなく、滞納処分の可能性はゼロである。一律の滞納処分のない証明書の添付手続きを止めるように言ってもらいたい。
- ・引き続き、現在の公益法人の運営に係る問題点を国に提示し、全ての公益法人にとってより良い運営ができるように進めていただけることを期待します。併せて情報提供もよろしくおねがい申し上げます。
- ・財務三基準が少しでも緩和されるよう、引き続きご尽力いただきたくよろしくお願いいたします。
- ・文化財を保存・公開、活用することを通じて、社会全体ならびに次の世代に貢献する動を推進しており、特に保存修復に必要な経費をどのように捻出するかが大きな課題になっています。こうした業務の実態に応じた制度環境の整備が進むことを念願しています。
- ・内閣府の報告書担当者が上から目線で、命令口調で、「よくもシャーシャーと収支相償をかなわない報告書を出すな」「法人の存続が危ぶまれる」など浴びせられた。多くの公益法人は真摯に仕事をしているのに、お役人体質でお上意識まるだしの担当者に困っている。その様な状況を訴えるところはないのか。公益法人を代表する組織として、内閣府に申し入れていただきたい。
- ・一般財団法人よりも厳しい取得条件にも関わらず、メリットを感じたことがない。寄付や控除といってもふるさと納税のような個人が寄付をしたくなるほどの控除ではない。公益財団法人という立場で事業資金を借りようとすると銀行は貸すことを渋る。一般法人は設立のしやすさから多くの不正が出ているようだ。昨年、映画「一茶」の制作のスポンサーであった一般財団法人日本機構という組織は、資金を払わないばかりか存在も怪しく、映画の権利だけを主張し、映画

の公開がとん挫しているという映画業界では前代未聞のことがおきている。厳しい審査を経て公益認定を受け、健全に公益活動をしている公益財団法人が報われるような制度になるよう切に願っている。

- ・収支相償の柔軟な運用（赤字の年度もあるので、黒字も出さないとなりたない。収支相償の原則はいいが、中期で考えてほしい）。支部の扱いについて柔軟な対応をお願いしたい。
- ・休眠預金活用制度が使い勝手の良いものとなるよう、政府への働きかけの強化。

5. セミナー、トレーニング（24 件）

- ・各種セミナーの開催。
- ・特別セミナーとして改正個人情報保護法への具体的な対応等に関するセミナーを開催してほしい。
- ・寄付金が年々減少しているため、効果的に寄付金を集めるノウハウを学ぶことのできるセミナーを開催していただきたい
- ・辺土名厚先生の会計セミナーの講義がわかりやすく、有益な内容で実務の修得に役立っています。
- ・相談会以外にも運営等に関する平易なガイドがほしい。
- ・低金利、寄附金の減少による収入減の対処方法、クラウド・ファンディング等新しい取り組みなど、役に立つ事例を紹介いただきたい。
- ・セミナー、説明会の開催。
- ・研修（会計セミナーなど）費用をもう少し安くしてほしい。
- ・適時セミナーや相談会を開催して頂いているので、勉強させていただきます。
- ・今後も会計・運営等のセミナーを開催してほしい。
- ・地方での研修を増やしてほしいです。
- ・電子申請の方法についての研修会を開催してほしい。
- ・会員の参加費をもう少し下げた形でのセミナーの開催をお願いしたい。
- ・無料のセミナーを多く開催していただきたい。
- ・会計セミナーの関東地方での開催を臨む。（11 月以降）
- ・九州管内での、セミナーや相談会など増やしてほしい。
- ・年度途中における会計セミナー（入門等）の開催、非会員料金の引き下げ。
- ・講習会を増やしていただきたい。
- ・公益法人同士の合併についてのセミナーを開催してほしい。
- ・会計基準の解説に係る講習会、説明会を増やしていただきたい。
- ・無料の各種セミナーの開催を検討してほしい。
- ・これからもセミナー案内を継続して教えてください。
- ・無料のセミナーを開催してほしい。
- ・各地区で研修会が行われているようですが、参加したい内容もあるが参加費が高額で、会員と非会員との差が大きく、会員ありきの研修になっているため低額で多くの参加者を呼び込む研修会にしていきたい。

6. その他（104 件）

- ・引き続きよろしくお願いします。
- ・引き続き小規模な法人特有の問題を視野に入れた活動をお願いしたい。
- ・いつもありがとうございます。現在のところ特にございません。
- ・特定公益増進法人への寄付によるメリット（所得控除、損金算入）を一般市民・企業にもっと大々的に宣伝し続けて欲しい。
- ・充分良くしてもらっています。

- ・事業運営に関する支援サービスのさらなる充実を期待したい。
- ・今は何とかやれていますが、今後を考えると心配なことがいろいろあります。（収入の柱である寄付金が微妙に減りつつあることや、この煩雑な事務を自分が退職する時、後任者にきちんと引き継ぎできるのか・・・など）
- ・アンケートなどの案内は、なるべく郵送にしてほしい。その方が見落としがない。
- ・質問7に関する回答をお願いします。
- ・満足している。
- ・公益法人協会に加盟している公益法人同士が交流できる場を定期的に設けてほしい。
- ・公益法人の先駆けモデルとして益々期待しております。
- ・平素は、大変お世話になっております。公益法人の地位と活動の向上に向け、今後とも、益々のご支援と情報提供をお願いします。
- ・いつもお世話になります。今後ともよろしくお願いします。
- ・今後とも宜しく願い申し上げます。
- ・アンケートを印刷できるようにして欲しい。
- ・相談室等、日頃から大変お世話になっており、感謝しています。
- ・公益法人等の実態が十分に理解されていない。当局や一般社会に対して公益法人等の理解促進に努めてほしい。同時に、加盟する法人の各種情報（複数期に亘る決算情報等の開示など）のディスクロージャーを促す取り組みを行ってほしい。
- ・いつもお世話になっております。これからも頼りにしたいのでよろしくお願いします。
- ・現在、特にありません。今後共よろしくお願いします。
- ・当該アンケートを送信する前に、全体を確認できる画面があると良いです。
- ・助かってます。
- ・このアンケート内容を一覧で印刷できるように添付して、送信用とは別にしてほしい。事務所内で検討、決裁後に送信したいため。
- ・引き続き公益法人のフラッグシップ、中間支援組織としてよろしくお願いいたします。
- ・今後ともよろしくお願い申し上げます。
- ・いつもお世話になっております。要望等は特にありません。今後ともよろしくお願い致します。
- ・このアンケートの法人基本情報で、比重の高い事業は、選択制の回答では「奨学」となる。
- ・特になし（77件）

2. 記述式回答〔一般法人編〕

（1）表 39「2016年度の主な収益」の「その他」の内容

■ 社 団 （9件）

- ・他団体からの負担金。
- ・比例会費。
- ・負担金。
- ・事業費負担金。
- ・①調査委託料収益、②業務代行保証料収益。
- ・賃貸マンション収益。
- ・雑収益。
- ・郵便集配手数料。
- ・会報掲載に対する広告料。

■ 財 団 （9 件）

- ・収益事業。
- ・不動産収入。
- ・事務所内にある多団体からの事務委託費。
- ・その他特定資産運用収入。
- ・設備貸与。
- ・都道府県債権利息収入。
- ・負担金収入。
- ・交付金、雑収入。
- ・分担金。

（2）表 40「一般法人を選択して良かった理由」の「その他」の内容（一般法人・質問 1）

■ 社 団 （9 件）

- ・法人としての認知度向上。
- ・現在公益公益目的支出計画実施報告中。
- ・代表などの独裁に一定の抑止力が働く。
- ・公益法人のように取り消される心配がない。
- ・営利法人に比べイメージが良い。
- ・個人的援助から組織による援助になったので、助成金が申請しやすくなった。
- ・会の運営等が整理された。
- ・社会的信用が高くなった。
- ・団体として人格を持てたこと。

■ 財 団 （0 件）

該当なし

（3）表 41「一般法人を選択して後悔した理由」の「その他」の内容（一般法人・質問 2）

■ 社 団 （5 件）

- ・地方の団体が移行するメリット不明。
- ・税務や会計に専門知識が必要でその顧問料報酬などに多額を要する。
- ・2年毎の法務局への申請手続きの手間がある。
- ・業務量が大幅に増えた。
- ・制約が多い。

■ 財 団 （1 件）

- ・実施事業の赤字額の損益通算ができないこと。

（4）表 43「公益認定を目指している理由」の「その他」の内容（一般法人・質問 3）

■ 社 団 （28 件）

- ・公益認定を目指していない（24 件）
- ・公益法人に移行するメリットはない（2 件）
- ・時間をかけて検討中。

- ・今後も一般法人のままの予定。

■ 財 団 （16 件）

- ・公益認定を目指していない（14 件）
- ・当面現行体制を継続する。
- ・公益認定申請の意志未定。

（5）表 46「運営について困っていることの内容」の「その他」の内容（一般法人・質問 5）

■ 社 団 （10 件）

- ・運営資金の不足。（2 件）
- ・役員と事務局員の乖離による事務局能力の低下。
- ・会員事業の収支が赤字であること。
- ・人員数を越えた事業の実施。
- ・低金利。
- ・公益的事業の実施強要。
- ・資金難による団体そのものの運営。潰したくても、つぶせない。
- ・一般法人法に適法した運営の可否の判断。
- ・会員数の減少と高齢化。

■ 財 団 （10 件）

- ・運営資金の不足。（2 件）
- ・会費収入が少なく、運営が必死であり、事業運営も厳しい。
- ・役員後継者の人材不足。
- ・財政面。
- ・事業収益の確保。
- ・運用益や収益事業など、安定的な収入の確保。
- ・変更登記。
- ・収益増加が困難。
- ・利子課税による収益の減少、みなし寄附金税制の非適用、公益目的支出計画実施の
為の財源不足。

（6）表 48「会計制度について不便と感ずる理由」の内容（一般法人・質問 7）

■ 社 団 （41 件）

1. 会計区分（9 件）

- ・実施事業等会計の区分における「赤字表記」をなかなか会員の皆様に理解していただけない。
- ・実施事業会計と法人会計とその他会計の配分処理に不便を感じる。
- ・公益目的支出計画上、会計区分の管理が煩わしい。
- ・事業費、管理費の按分が面倒。
- ・費用配分が細くなり、仕分けが面倒になった。
- ・複数会計の処理。
- ・1 つの事業しか行っていないのに法人会計を設ける点。
- ・項目の区分が複雑で分かりにくい。

- ・区分経理を実施しているため、会計をまたぐ場合の訂正や預金残高調整のための伝票発行が複雑。

2. 費用配賦 (6 件)

- ・事業ごとに区分して会計を行わなければならないが、その数が多く会計が複雑になっている。
- ・事業ごとに会計を分けるのが大変手間。
- ・経費を配分するため、かかった経費全体がつかみにくい。また、本部、支部が一体 となって移行したため、同じような事業を行っていても、支部の経理処理能力が低いとため、公益目的支出計画の対象事業とすることができなかった。
- ・事業別会計で分かりづらい。
- ・事業区分会計が必要。
- ・会計区分間の配賦率が実際は毎年変わるが、それに対応できない。

3. 資金収支と損益ベースの違い (2 件)

- ・行政機関からの委託事業、補助事業が大部分を占めており、損益ベースより収支ベースの会計資料を求められるため、二重経理を行う必要がある。
- ・実質事業型法人なので、会計基準に合わせるのが二度手間。

4. 事務負担 (2 件)

- ・付属明細書が面倒。
- ・面倒になった。

5. 複雑、難しい (14 件)

- ・極めて複雑。
- ・予算規模が小さいのに複雑な決算書を作成する意味がない。
- ・費用科目が細かすぎる。
- ・実質、税理士等への委託が不可欠となり、その報酬支払いの負担が大きく運営に支障が出ている。
- ・旧会計基準と平成 20 年会計基準を併用しているが、総会時においても各事業における総体的な人件費等の説明に対し、理解を得られているのか不安。
- ・内容的に複雑で難しい。
- ・公益法人会計基準が難しい。
- ・正味財産増減計算書など営利企業会員への報告資料が理解されにくい。
- ・企業会計と違うため分からない。
- ・正味財産増減計算書では固定資産の取得や資金間移動が反映されず、理事会等への開示で別の資料を作成する必要がある。また企業会計との差異について役員等の理解を得るのに手間がかかる。
- ・素人には難しい。
- ・仕方がないとは思いますが、少々細かいです。
- ・会計基準は複雑で、かといって相談する先もなく困っている。
- ・会計処理が煩雑である。

6. 財務 3 基準の扱い (0 件)

該当なし

7. 内訳表 (1 件)

- ・貸借対照表内訳表の作成が複雑。

8. その他 (7 件)

- ・特段ない。
- ・企業会計との相違。
- ・新会計基準では、大枠で括るため個々の事業が把握し辛い (説明も難しい)。

- ・特になし。
- ・不便を感じていない。
- ・不慣れ。
- ・特例民法法人（旧社団法人時）に設けた特別会計の取扱い。

■ 財 団 （17 件）

1. 会計区分（1 件）

- ・正味財産増減計算書の経常費用において、事業費と管理費に区分されているため、費用科目ごとの法人全体の合計がわかりづらい。

2. 費用配賦（8 件）

- ・配賦と他会計振替処理。
- ・会計年度中に役職員の変動があった場合など、従事割合に応じた配賦基準の見直しが都度必要になり煩雑。
- ・従事割合による費用の支出に係る事務の繁雑さ。
- ・年度の途中で財政の状況を把握するのに、配賦があるため難しい。
- ・事業別収支が面倒。
- ・経費の配賦割合の決定と日々の配賦処理。
- ・事業費・管理費配賦基準作成。
- ・事業区分ごとの経理。

3. 資金収支と損益ベースの違い（1 件）

- ・役員や行政機関には現金主義の収支の方が説明しやすい。

4. 事務負担（1 件）

- ・会計システムを利用しているが、すべての帳票を満たすには自社で作成するものも必要になってくる。

5. 複雑、難しい（4 件）

- ・通常の法人会計と比べると、科目等の区分けが複雑。
- ・16 年会計基準に慣れているため。
- ・難解に感じますため。
- ・従前の会計決算書の作成方法と違いがあるため、詳細の点で戸惑いがあり、時間を要している。

6. 財務 3 基準の扱い（0 件）

該当なし

7. 内訳表（0 件）

該当なし

8. その他（2 件）

- ・もう慣れた。
- ・特になし。

（7）表 50「情報公開の手段」の「その他」の内容（一般法人・質問 9）

■ 社 団 （11 件）

- ・機関紙、会報誌。（6 件）
- ・窓口閲覧。
- ・貸借対照表、定款のみをホームページで公表。

- ・情報機関に資料提供等。
- ・事務所で書類公開。
- ・事務所にパンフレット等を展示、会員へ配布。

■ 財 団 （22 件）

- ・機関紙、会報誌。（8 件）
- ・定時総会における資料提供。（3 件）
- ・CANPAN。（2 件）
- ・事業所での閲覧。（2 件）
- ・パンフレットの作成配布。
- ・県との意見交換会で公表。
- ・新聞社に提供。
- ・会員メーリングリスト。
- ・学会誌に掲載。
- ・事業報告書。
- ・行政。

（8）表 51「資金調達的手段」の「その他」の内容（一般法人・質問 10）

■ 社 団 （86 件）

- ・会費による収入。（32 件）
- ・会費の増額、臨時徴収。（15 件）
- ・資金調達の必要性なし。（10 件）
- ・協賛金。（2 件）
- ・委託事業の実施。
- ・会員増強活動。
- ・会員・会費の増加及び補助金。
- ・委託費、助成金。
- ・現在は代表の個人寄付によりなんとか保っている。
- ・会費の増減。
- ・参加金融機関から経費分担。
- ・会費収入は決まっているので支出を調整する。
- ・預金取崩。
- ・公益目的事業の実施による、収益事業の実施による、行政機関への補助金申請、新規会員の獲得。
- ・収益事業の実施による、会費。
- ・現状資金調達の必要はない。
- ・収益事業および会費。
- ・特定財産の取り崩し。
- ・行政機関への補助金の申請、会費、年賀広告の募集。
- ・民間機関への助成金の申請、会費の徴収。
- ・会費の増額、新規会員の入会。
- ・内部留保分の取り崩しによる。
- ・出資金の増額。
- ・資金調達の意味がよくわからない。

- ・資産の取り崩し。
- ・会員企業からの会費収入の増額。
- ・個人的に調達。
- ・金融機関からの借り入れを検討中。しかし、業績が思わしくなく、可能性は不明。
- ・行政機関への補助金の申請、 会員増強。
- ・収入の範囲内で事業実施。
- ・終身会費の納入案内。

■ 財 団 （22 件）

- ・会費。(5 件)
- ・資金調達の必要性なし。(3 件)
- ・引当金の取り崩し。
- ・積立金取り崩し。
- ・基金取り崩し。
- ・行政からの委託費。
- ・財産の貸付収入〔公的使用〕。
- ・資金の範囲の中（公益目的支出計画の範疇）での事業実施に努めている。
- ・民間機関への助成金の申請。
- ・県域の組織ではあるが、市町の組織が消滅しつつあり、財政が脆弱である。
- ・民間機関への助成金の申請。
- ・他団体からの借り入れ。
- ・会員会社に対し協賛広告の形で協力要請。
- ・事業収益。
- ・定期預金利息。
- ・民間機関への助成金の申請。

（9）表 54「役員賠償責任保険に加入していない理由」の内容（一般法人・質問 13）

■ 社 団 （256 件）

1. 必要性を感じない（75 件）

- ・必要性を感じない。(55 件)
- ・訴訟や賠償対象となる事業を行っていない。
- ・業界団体であり、外部との訴訟リスクは存在しない。
- ・事業内容等から訴訟や賠償責任が生じるケースは考えにくい。
- ・リスクの伴う業務は少ないし、これまでも必要を感じた事案は無く、加入の機会を逸してきた。
- ・今のところ特に必要性を感じないため。
- ・業務内容(労働者福祉)から見て加入の必要性を認めないため。
- ・構成員が限定されているので、現在は必要性を感じていない。
- ・現段階では、特に必要と感じていないため。
- ・理事がその必要性を感じていないため。
- ・本会は県職員を退職した者を会員対象とする親睦団体であり、かつ多額の負債（賠償）を生じる可能性のある事業等は行っていないため。
- ・賠償を必要とする状況は、ほとんどないと考えているため。

- ・現時点において、加入する必要性が見られない。
- ・特に現在まではその必要を感じなかったから。
- ・役員賠償責任保険のことは承知しているが、加入の必要がないと判断した。
- ・4年ほど前に検討したが、その際にはまだ必要はないと判断したため。
- ・事業の性格上必要性が低い。
- ・個々役員の責任において賠償することとしているため。
- ・法人に責任のある賠償は法人が行うため。
- ・役員が専任でないため。
- ・会員を対象にした事業であり、また、高額な支出や補償はないので必要ないと考えている。

2. リスクを感じない (66 件)

- ・リスクを感じない (3 件)
- ・これまで役員賠償責任を問われた事例がないため。
- ・損害賠償が生じると考えられる事業を行っていない (事務局の認識不足)。
- ・訴訟発生するような事件がない。
- ・今のところ、対象となるような事業は行っていない。
- ・賠償責任を求められる案件は少ないと考えているため。
- ・役員賠償責任が生じる事態が想定できないから。
- ・現状でのリスクがないと思う。
- ・そのような事態を想定していない。
- ・定款で役員報酬を無くしている。また、事業収入は会員向け講習会からのみで収益が少ないため会員からの訴訟はないと考えている。
- ・役員が賠償する事例がない。
- ・現在のところ賠償責任の生じる懸念がない。
- ・高額取引案件がないため。
- ・まだリスクに直面していない。
- ・現状そのような状況はない。
- ・対外的に顧客等に対する営利目的での事業でないためリスクは低い。
- ・役員の責任が問われるような事業を実施していない。
- ・賠償責任となるような事業を行っていない。
- ・役員が賠償しなければならない可能性がある事業が無いと認識しています。
- ・賠償リスクのある事業の実施がない。
- ・現時点ではそうしたリスクは無いと考えている。
- ・責任が発生しうる状況が想定できない。
- ・訴訟や賠償リスクを想定する事案がほとんどみられない。
- ・役員に賠償責任が発生するような業務・資金運用などを行っていないため。
- ・リスクを考えていない。
- ・学術団体のため。
- ・今のところ、特に、賠償責任となる事象がない。
- ・今まで訴訟などのリスクがなかったため。
- ・法人の事業が賠償等が発生する事業があまりない。
- ・賠償の危険を感じていないので。
- ・従来からの事業を継続しており、新たなリスクが発生するなど現時点では考えられないため。

- ・保険に加入するほど、大きなリスクは無い。
- ・現状運営上の大きなリスクはないと考えているため。
- ・訴訟や賠償リスクは考えられない。
- ・団体の性格上、多大な損害が生じる危険性は極めて少ないうえ、理事・監事の95%が外部からの非常勤役員であるため。
- ・該当するものがないと思う。
- ・役員個人が負担原則で、そもそも当会の理事会の理事の活動による責任賠償の発生は生じないものと考えている。
- ・現時点では訴訟リスクが小さいため。
- ・賠償リスクが極めて少ないため。
- ・役員が賠償を求められるような事業があまりない。
- ・賠償リスクが小さい。
- ・賠償責任などの事象は発生しないと確信している。
- ・役員賠償のリスクは低い。
- ・当法人の場合、役員は訴訟や賠償責任などのリスクは低いと認識しているため。
- ・リスクが低い。
- ・特段、想定されていない。
- ・賠償責任を負うようなおそれのある事業がないため。
- ・運営している法人の性格上そもそも訴訟を起こされることを想定していない。
- ・賠償リスクの可能性はほとんどないと考えている。
- ・保険の対象となる事案が無い。
- ・会員事業場への情報提供・サービス等を主たる業務にしており、職員も職務を忠実に実行しており、役員が賠償責任を問われることは想定していない。
- ・事業内容等で実態上リスクはないと考えている。
- ・日常的に業務管理と適正な理事会、監査の運営を行っているため。
- ・食品衛生の普及向上が事業主体で、賠償責任が発生するとは認識していない。
- ・今まで、そのような問題に直面しなかったから。
- ・リスクを認識していないため。
- ・訴訟リスクが低いため。
- ・訴訟や賠償リスクは想定していません。
- ・訴訟や賠償リスクを想定していない。
- ・その他事業で賠償責任に発展する事業を行っていない。
- ・問題に直面していなかったから。
- ・訴訟となるような活動は行っていない。
- ・想定していない。
- ・リスクは公益目的実施計画のみで大きなリスクはないと思っている。

3. リスクや保険制度についての認識不足（25件）

- ・よくわからない。
- ・その存在自体を知らない。
- ・知らなかったため。
- ・リスクを認識していないため、保険への加入必要性が検討できていない。
- ・知識がなく、どうすればよいかわからない。相談する先もない。

- ・役員賠償責任保険を認知していなかった。
- ・知識がない。
- ・役員賠償責任保険があることを知らなかった。
- ・どのような保険があるのか分らない。
- ・保険の内容がわからない。
- ・詳細を知らなかった。
- ・検討するための情報がなかった。
- ・保険について制度がよく分からない。
- ・保険制度を知らなかった。
- ・役員賠償責任保険の情報を知らない。
- ・役員賠償責任保険に対する認識が薄かった。
- ・存在を知らない。
- ・必要かもしれないが、詳しく調べていない。
- ・認識がない。
- ・賠償RISKの発生原因のあり様が、どこで発生するのか意識できていない。
- ・情報不足。
- ・保険制度を知らなかった。
- ・リスクを認識していないため。
- ・訴訟や賠償責任などのリスクを認識していないから。
- ・役員賠償責任保険を知らなかった。

4. 時間的、費用的な制約（20件）

- ・経済力不足。
- ・保険料を支払う予算がない。
- ・予算がない。
- ・保険料負担削減。
- ・財源不足、及び代表理事、業務執行理事の決定など。
- ・賠償責任に関わる事案発生の可能性は極めて低い。また財政的にも余裕はない。
- ・本当は加入したいが、その費用すら捻出が難しい。
- ・余裕がない。
- ・資金がない。
- ・保険料の負担があるため。
- ・保険料が高い。
- ・資金不足。
- ・そんな余力はない。
- ・財力的に余裕がない。
- ・予算がない。
- ・役員賠償責任保険に加入しなければならないほどのリスクが少なく、また保険料も高いため。
- ・資金不足。
- ・引き継ぎもせず前任者が身を引き、残されたものは素人で、そのような制度があることは知らない。また、加入するための資金もない。
- ・そこまでの余裕がない。
- ・財務状況がよくないため。

5. 小規模団体であるため（7 件）

- ・事業規模が小さく、現在必要性が無いと思われるため。
- ・大きな法人ではないため。
- ・役員賠償責任が生じるような事業はなく、会計規模も少額である。
- ・小規模工業会であり必要性がない。
- ・事業規模が小さく、従来から会長、専務理事個人が責任を負う考えで進めている。
- ・当学会は、役員賠償責任を感じるほどの規模ではないと思っている。
- ・事業規模が小さい。

6. 役員は無報酬（3 件）

- ・役員は無報酬および定款の定め。
- ・報酬のない（ボランティア）の役員に、保険料の一部自己負担を強いることになるため。
- ・役員は無報酬のため。

7. 別の保険に加入（2 件）

- ・事業総合保障制度等に加入しているため。
- ・行事やイベントに出席する場合のみ総合補償保険に加入しており、必要性がない。

8. リスク回避策で対応（15 件）

- ・学術協会として賠償リスクのある事業は実施しない。
- ・訴訟や賠償責任を求められないよう適正な事業運営を図っている。
- ・業界団体の性質上、一応「性善説」で運営しているから。ただし、入会・理事立候補の段階で審査しており、特に「反社勢力との関係」については厳重に確認している。
- ・常にリスクを認識した法人運営を行っている。
- ・大きな賠償を伴う事業は実施していないし、今後も実施しない。
- ・役員選任に際して、その個人に賠償リスクの恐れがある者は、その時点で役員候補者リストから外されているため。
- ・定款第 29 条に「損害賠償責任の免除」している。
- ・一定の制限はあるものの賠償責任を回避する旨を定款に設けているため。また保険等の管理費支出を極力抑えているため。
- ・訴訟リスクが極力発生しないような運営をしている。
- ・定款に免責条項を設けてある。訴訟・賠償等発生しないように事業を行なう。
- ・コンプライアンスを遵守しているため。
- ・適時法務への確認を行っており、必要に応じて弁護士にも相談をしている。
- ・訴訟、賠償リスクのある役員は任用しない。
- ・訴訟など起こらない運営を行っている。
- ・賠償責任が生じるような事例を起こさないよう細心の注意を払っている。

9. 加入を検討中（11 件）

- ・現在、導入を検討中。（7 件）
- ・具体的な要望がないからであるが、今後加入を検討したい。
- ・掛け金が高いから。
- ・収支に余裕がなく、保険料を賄えない。
- ・加入を検討中であるが、加入までには至っていない。

10. 賠償責任に関心がない（9 件）

- ・認識がない

- ・この課題に関して、特に考えていない。
- ・これまで検討していないから。
- ・無関心
- ・これまで検討したことがない。
- ・本件に関する討議をしていない。
- ・意識していないため。
- ・理事会での承認が得られていない。
- ・加入の検討をしていない。

11. その他 (23 件)

- ・理事会の承認を得ていない。
- ・専任役員はいない。
- ・必要があるのかもしれない。
- ・質問 11 の訴訟や賠償責任の意味が良く分からない。
- ・特に理由なし。(19 件)

■ 財 団 (120 件)

1. 必要性を感じない (25 件)

- ・必要性を感じない。(16 件)
- ・訴訟、賠償が発生しても、保有財産で賄える範囲と判断しているため。
- ・現在は特に必要性を感じていないが、今後の状況等を見て必要であれば加入する予定である。
- ・当協会の業務内容から、現時点では必要性を感じていない。
- ・事業内容上特に必要性を感じていない。
- ・保険加入の必要性を感じないから。
- ・今まであまり必要性を感じなかった。
- ・これまで必要性を感じなかったため。
- ・まだその必要性がないと判断しているため。
- ・以前は加入していたが、法人規模・事業規模に比して保険料が高いと判断したことにより取りやめた。実際問題としてリスクはあるが高い保険料を払って担保するほどには高くないと判断した。

2. リスクを感じない (37 件)

- ・訴訟や賠償リスクが極めて低い。
- ・今のところリスクは考えられない。
- ・過去に訴訟事案がなく、現在も訴訟が起こる可能性のある事業は行っていない。
- ・経営組織や業務内容から、役員が当法人や第三者から賠償責任を求められるケースの想定がほとんどないため。
- ・現執行部に対する信頼が厚く、役員に賠償責任を問うような事態が起こる確率が低いと判断しているため。
- ・現時点では訴訟等を想定していない。
- ・役員に関する訴訟等が起こる可能性が少ないと思われるため。
- ・リスクを感じることがないため。
- ・本財団の特性から、リスクを認識して運営していることで十分と判断。
- ・奨学金事業が主であり、資産運用についても大変保守的な運用しかできない規程があり、リスクが少ないため。

- ・リスクは低いと考えている。
- ・地方公共団体や地方公務員を対象にした事業であり、訴訟の可能性は極めて低いと考えている。
- ・事業運営の内容からみて発生する可能性が極めて少ない。
- ・賠償責任を問われるような事業内容ではない。
- ・役員が賠償責任を負う事態が想定されないため。
- ・事業内容に照らし、損害賠償請求を提起されるケースを想定できないため。
- ・賠償リスクが生じるような事業を行っていない。
- ・訴訟や賠償責任などが発生するリスクが低いと考えているため。
- ・役員は関係自治体職員及び資格限定された会員から選出しているため。
- ・賠償リスクは考えられないから。
- ・当協会の場合、現段階では賠償責任が生じるような取り組みはしていないので、不要。
- ・そのような事態が想定されないため。
- ・賠償に至る可能性がきわめて低いため。
- ・今のところリスクは感じていない。
- ・役員が直面している訴訟などが無い（役員は非常勤であるため）。
- ・対象となる事案が発生することが考えにくいから。
- ・訴訟や賠償リスクが低い。
- ・賠償リスク発生率が低いと考えているため。
- ・現在のところ、賠償責任が発生する可能性が低い。
- ・訴訟や賠償リスクが低い。
- ・当法人の性質上、訴訟・賠償リスクは高くないと思われるため。
- ・問題を起こす要素がないと考えているため。
- ・役員が起訴される可能性が低い。役員に責任を転嫁することはない。
- ・当該リスクは低いと判断したため。
- ・賠償責任を問われるような運営・事業は行っていない。
- ・地方公共団体の外郭団体であり、役員が地方公共団体の職員である。
- ・訴訟や賠償リスクを感じていない。

3. リスクや保険制度についての認識不足（8件）

- ・そのような保険があることを知らない。
- ・保険の存在を知らない。
- ・当該保険の有無さえ認識がなかった。
- ・知識がない。
- ・そのような制度を認識していない。
- ・そのようなものがあることも知らない。
- ・保険があることを知らなかった。
- ・認識不足。

4. 時間的、費用的な制約（7件）

- ・リスクの低さ、コスト面。
- ・保険料が高い。
- ・財団の財政とリスクのバランスを鑑みた結果。
- ・保険金が賄えない。
- ・資金不足のため。

- ・予算措置が難しい。
- ・信頼できる役員を選定している。また、これらの危機管理に取り組む余裕がないこと。（常勤の事務員が1人のみで運営）。

5. 小規模団体であるため（5件）

- ・リスクはどういったものか認識して運営しているが、当協会の団体規模で、大きなリスクは想定できないため。
- ・規模等により必要性を感じない。
- ・事業規模がまだ小さいため。
- ・事業規模が小さくて、主たる事業がかぎられていて、リスクの高いものではないから。
- ・法人規模が小さく費用がない。

6. 役員は無報酬（1件）

- ・役員は全員無報酬。

7. 別の保険に加入（3件）

- ・他の損害賠償保険の加入で対応している。
- ・事故賠償保険はかけている。訴訟などは考えていない。
- ・事業等に係る賠償については、管理施設に対する施設賠償保険や管理作業員に対する作業中の補償である賠償責任保険に加入しており、役員の責任までは考えてないため。

8. リスク回避策で対応（9件）

- ・役員に賠償が発生しない体制を取っている。
- ・定款に、「役員の損害賠償責任の免除」を設けているため。
- ・法人事業が数少なく、事故のなきよう規程整備により厳重な事業運営を行っている。
- ・当公社の場合、役員責任免除限定規定を定款に定め登記することにより、役員の個人資産の防衛について公社費用のかからない範囲で最大限図っており、また役員等が通常法令規則等に基づき適切に業務執行を行っていれば訴訟を起こされ役員に賠償責任が発生する事態になる可能性はほとんどないと思われるため、現在のところ経費節減のため役員賠償責任保険には加入しておりません。
- ・役員選人については厳選をモットーとしている。
- ・賠償責任制限規定を設けており、特に必要性を感じていない。
- ・個人で掛けている。
- ・定款で、責任の一部免除又は限定を定めているため。
- ・訴訟、賠償の発生しないよう日々業務を厳正に行っている。

9. 加入を検討中（7件）

- ・現在、導入を検討中。（3件）
- ・今後加入も含め検討中。
- ・現在調査・検討中。
- ・将来的には、加入を検討。
- ・保険加入について検討や決定が遅れている。

10. 賠償責任に関心がない（7件）

- ・そこまで考えていない。
- ・理事会等で議題に挙がらない。
- ・未検討のため。
- ・役員会等で議題に挙がらない。

- ・考えたことがない。
- ・これまで検討したことがない。
- ・リスク問題として検討していない。

11. その他（11件）

- ・事業運営に係る賠償リスクと役員賠償責任保険料の負担額が相応でないため。
- ・あと数年で解散予定のため加入していない。
- ・団体運営（経営）に対する各役員の責任意識を保持するため。
- ・特に理由なし。（8件）

(10) 表 56「寄附金を募集していない理由」の「その他」の内容（一般法人・質問 15）

■ 社 団 （41件）

- ・会費収入で運営（17）
- ・必要性を感じない。
- ・会費、補助金でまにあっている。
- ・寄付側のメリットがない。
- ・過去の寄付金があり、当面は新たな寄付金は不要であるため。
- ・非課税でないため。
- ・特に寄付金い頼らない運営を行っている。
- ・理由はない。
- ・寄付してくれる相手が想定されない。
- ・現在、必要性を感じない。
- ・寄付ではなく各事業ごと協賛を求めるため。
- ・事業展開時に必要な場合のみ寄付金を募集するが、基本的に募集したことはない。
- ・入会金、会費と補助金で運営しているため。
- ・会費を徴収しており、賛助会員制度もあるため。
- ・寄付を募るに相応しい事業を行っていない。
- ・もともと当団体には寄付に頼ろうとする考えがない。
- ・当法人に寄付を募るネタがない、寄付が集まる社会情勢ではない。
- ・業界団体のため寄付になじまない。
- ・寄付はあるが、積極的に募集はしていない。
- ・業界団体のため。
- ・寄付金を募集しても集まらない。
- ・寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない、寄付を募集しても、集まるとも思えない。
- ・考えたこともない。
- ・寄附が見込めない。
- ・募集している。

■ 財 団 （12件）

- ・寄付金が非課税とならないから、寄付者のメリットがない。
- ・基金でまかなっている。
- ・寄付を拒んでいるわけではないが、寄付金に頼る体質になってしまうのを恐れていること、寄付を募る業務人手を割けないことによる。

- ・もともと財産の運用益での事業運営。
- ・寄付金を広く公募する形式はとっていないが、当協会の事業に賛同して会員に加入していただいた法人等からは会費を納入していただき公益事業の財源に充てている。
- ・今の時代に寄付をしてくれるところが減り、あっても額が減っている。
- ・寄附金受け入れの概念がなかった。
- ・関係自治体の主導で設立された経過から寄付金募集の行為がなじまないため。
- ・一般財団法人のため寄付者のメリットがない。
- ・建設時の借り入れ残金の返済がメインなので理解を得られないと考えているため。
- ・一般に寄付を依頼する事業とは考えていない。
- ・税法上の優遇措置の対象となっていない。

(11) 表 58「税制に関する要望事項一覧」の内容（一般法人・質問 17）

■ 社 団 （79 件）

1. 全般（7 件）

- ・制度自体が複雑で難しい。
- ・さらなる税優遇を求めたい。
- ・非課税制度の充実。
- ・減税を望みたい。
- ・何らかの税制上の優遇処置があれば助かる。
- ・特定普通法人への税が厳しい。
- ・非営利型法人や共益型法人の場合は、税務署への申告を省略して欲しい。

2. 寄附税制（2 件）

- ・法人格は別にして、寄附に課税するという考え方が分からない。寄附金を非課税にして欲しい。
- ・指定正味財産の運用益の利子税免除、寄附金には所得控除、税額控除を望む。

3. 法人税（5 件）

- ・非営利徹底型法人であるが、障害者施設入居者支援に係る直接対応から得た収益を非課税にしてほしい。
- ・新設法人と移行法人とでは、法人税率に差を付けて欲しい。例えば、あるときに大量に発生した「投資ファンドの隠れ蓑のような」一般社団法人と、旧民法法人からの移行組の一般社団法人が同様に扱われるのは納得できない。
- ・収益事業収入への課税は、公益目的支出補填後の収益への課税を希望する
- ・一般社団法人（非営利型）の税率を下げて欲しい。
- ・公益事業に関連する収益事業であれば非課税にしてほしい。

4. 消費税（2 件）

- ・消費税の扱いを一般企業と同じにして欲しい。
- ・委託費（額）に消費税が徴収されている。委託費は非課税とならないのか。

5. 印紙税（0 件）

該当なし

6. 固定資産税（2 件）

- ・今後の建物新築・改修のリスクを考えて、現有固定資産の減税、あるいは減価償却費を優遇される措置が希望したい
- ・固定資産税の免除 マイナンバー制度の確認書類の簡素化。

7. その他の地方税関係（2件）

- ・均等割り分について公益性から減額措置を検討してほしい。
- ・非営利徹底型一般社団法人の均等割減免の制度化を。

8. その他（59件）

- ・税制関係ではありませんが、収支相償での一定額の黒字の容認。タコが自分の足を食べて生きていくのと同じ現状では、組織の拡大はおろか維持すら困難になる恐れがあると思います。当法人が公益を選択しない理由の一つです。
- ・国債等資産の運用利率が低い中で、法律に基づいて行っている事業分については、源泉税の非課税の処置を望む。
- ・一般社団法人であっても、非営利型、共益型の法人については、法人登記する際の登録免許税の免除制度があってもよいものとする。
- ・退職金事業を行う同様の団体がいくつかあるが、ある法人は預金利息課税が非課税である。一般法人である我々は課税されており納得がいかない。活動よりも法人格が重要か。
- ・一般法人でも、非営利型法人については利息などへの課税を非課税として欲しい。
- ・小規模法人に対する会計基準並びに財務諸表等の簡素化。
- ・収益事業を行っている場合、公益的な事業（公益法人の公益事業、移行法人の公益目的事業）に係る損益（マイナスの部分）を、収益事業の経費として認めて頂きたい。
- ・税制については何の不满、希望はない。諸団体を良く精査し公平性が保たれることを願う。
- ・非営利型を選択しながら実際には営利的な事業を行っている法人への税制改正を行って欲しい。
- ・制度自体が複雑でよくわからない。
- ・特になし（49件）

■ 財 団 （48件）

1. 全般（5件）

- ・当然ではあるが、公益に資する活動をしているので低くしてほしい。
- ・登録博物館への税制優遇措置。
- ・公益目的支出分の税負担が重すぎる。
- ・非課税枠の拡大。
- ・剰余金が出た場合、基本財産へ繰り入れ等資産内容の充実に充てられるようにしてほしい。

2. 寄附税制（1件）

- ・一般財団における寄付に対する税制優遇の設置。

3. 法人税（5件）

- ・税率の低減化。
- ・特例民法法人から一般財団（社団）に移行した法人に対して、公益目的事業実施期間中は、みなし寄付金（所得金額の20%を損金算入）を認めること。
- ・一般財団法人のみなし寄付金制度。
- ・法人税法の区分として「非営利型法人」は、「公益社団（財団）法人」及び「普通法人、非営利型以外の法人」のいずれよりも不利益な課税となっています。移行認可申請に際しては、「公益目的支出計画」を提出し、その実施期間中は、「公益目的事業会計」は基本的に赤字となります。一方、「収益事業会計」は、法人の永続性を確保するためには収益を上げる必要があることから、基本的に黒字となります。「公益社団（財団）法人」であれば、課税所得の範囲は「収益事業」のみですが、その収益から「公益目的事業」に支出した金額については、「みなし寄附金」として損金算

入され、「収益事業」の所得金額はその分控除されます。また、「普通法人 非営利型以外の法人」であれば、課税所得の範囲が「全ての事業」とされることから、「収益事業会計」の黒字は「公益目的事業会計」の赤字と相殺され、所得金額はその分少なくなります。しかし、「非営利型法人」については、「公益財団法人」と同様に、課税所得の範囲は「収益事業」のみとされており、「公益目的事業会計」の赤字相当額が控除されないことから、「普通法人 非営利型以外の法人」よりも不利な結果をもたらすこととなっています。ついては、一般社団（財団）法人のうち特例民法法人から移行した「非営利型法人」について、他の法人区分と均衡のとれた課税を確保するため、現行制度では「公益社団（財団）法人」のみに認められている、「みなし寄附金の損金算入」を適用されるよう要望します。

- ・収益事業への課税について、公益目的事業の赤字補填後の収支への課税に考慮してほしい。

4. 消費税（1件）

- ・一般財団法人も以前のように消費税や事業収入等を非課税として欲しい。

5. 印紙税（0件）

該当なし

6. 固定資産税（1件）

- ・固定資産税の負担が大きい。せめて公益目的事業比率を考慮してほしい。

7. その他の地方税関係（2件）

- ・非営利型法人については地方税を非課税にしてほしい。
- ・地方税法において、「法人住民税均等割減免措置を自治体が定めることができる」旨の改正の実施。

8. その他（33件）

- ・税制に関係ない話で申し訳ないですが、特例法人から一般法人に移行した場合の話で、良く「移行時点の純資産相当額を外部に譲渡するのではなく法人内に残すことが認められた。公益目的支出計画を確実に実施することはいわば国民に対する約束であり義務。この点をしっかり認識して法人運営に当たるように」と言われる。しかし考えてみれば、非課税扱いを受けたのは受取利息の20%部分だけであるのに、純資産全額を支出せよというのはおかしい論理であり、恩着せがましく高飛車に言われる事は納得できない。もともとは国家公務員の天下り問題・不祥事が公益法人改革のきっかけであったわけで、国のこういう態度は改めてもらいたい。
- ・財団法人では貸借対照表の指定正味財産に出捐金を計上していますが、資本金・出資金ではないことから、交際費に係る法人税の計算（損金扱い）では、みなし資本金の額（（期末総資産-期末総負債-当期利益）×60/100）が適用され、資本金の額が1億円超の大企業なみとされるなど、非常に不合理だと思われます。出捐金の額に応じた取扱いができないでしょうか、改善を要望します。
- ・奨学金を給付している法人は更なる税制優遇が必要である。
- ・利子税は非課税にしていきたい。
- ・受取利子等に係る源泉所得税を非課税としてほしい。
- ・資金運用利息への非課税。
- ・非営利徹底法人に対する金融所得課税の免除。
- ・事務処理の軽減。
- ・公益法人改革の際、それまでの資産等、「税制優遇」で得た額を、法人の目的に沿った支出を行うこと（公益目的支出計画）が求められたが、またぞろ税制優遇で同じようなことを求められても困る。なぜなら不動産等（土地）を実勢価格で評価することになっても、簿価と実勢評価額の差額の現預金はないため。
- ・特になし（24件）

(12) 表 59「公益法人協会に対する要望一覧」の内容（一般法人・質問 18）

■ 社 団 （80 件）

1. 情報提供（10 件）

- ・幅広い情報提供。
- ・各種の情報をいただけるとありがたい。
- ・今後も参考になる情報提供をお願いしたい。
- ・非営利徹底型の一般社団法人に関する情報なども教えて欲しい。
- ・今後とも運営、会計、その他の有益な情報の提供を期待します。
- ・興味深い調査報告書を多数出していますが、HPからダウンロードできるようにしてほしい。
- ・印刷物は参考になっている。
- ・各種の情報があればいただきたい。
- ・引続き情報提供をお願いしたい。
- ・今後も引き続き情報の提供をお願いします。

2. 価格設定について（2 件）

- ・魅力的なセミナーのお誘いをいただいても費用面で工面出来ず、書籍なら買えるかなと思っています。これからも有益な書籍の発刊をお願いします。（一般社団法人への移行の際に、貴会の「登記実務（第2版）」を買い、以後、改選登記の度に愛用しています。）
- ・公益法人協会さんから、メールにて色々な案内や共同サイトで情報公開していただき大変お世話になっていますが、極端なサイト料の値上げは控えていただければと考えています。

3. 相談サービス（4 件）

- ・貴協会の相談業務は、国の受託事業であることから相談内容が限られている。
- ・個別相談の折には宜しくお願い致します。
- ・公益法人であれば、無料の相談受付や講演会を開催してほしい。
- ・大規模法人を対象にした相談先やセミナーは多くあるが、小規模な一般社団法人対象のセミナーや相談先がなく（近隣で）、一般社団法人の運営をどうすればいいのかもわからない。公益事業も本当にこれでいいのかもわからない。相談先がほしい。

4. 政策提言（3 件）

- ・会館等施設の運営法人において、施設の一定割合を公益目的に利用している観点から、施設の修繕積立や修繕費、管理費を公益目的収支相償として認めるよう制度の改正を国へ上申されることを望む。施設運営での事業収益でこれまで維持管理等の費用に充ててきたが、収支相償が負担となり、維持管理に支障を来しはじめているため。
- ・旧民法の公益法人だが、税制以外で公益的支援を受けたわけではないので、どうしても必要な設備等の更新を公益目的支出に含めて欲しい。
- ・今後も一般法人も含めた情報提供、研修、国等への働きかけをお願いします。

5. セミナー、トレーニング（6 件）

- ・未経験者を対象とした基本的なセミナーの開催をお願いしたい。
- ・監事向けのセミナー（監事は主務官庁時代と同じ感覚の監査をしている。当団体は公務員出身者の監事が多いため。）
- ・休眠口座の活用法、寄附等に関する無料セミナーの開催を希望致します。
- ・今後とも公益法人（一般法人含む）の円滑な運営にご指導をお願いいたします。
- ・講習会や相談会を開催していただきしており、感謝している。引き続き種々情報をいただきたい。
- ・近くの会場で、安い料金で、公益目的支出計画が完了する際の手続きについて教えてほしい。

6. その他 (55 件)

- ・何か存在意義はあるのでしょうか？
- ・助成金制度ありますか？
- ・特になし (53 件)

■ 財 団 (56 件)

1. 情報提供 (6 件)

- ・保険についての情報を出していただきたい。
- ・現在は特になし。情報提供等ありがとうございます。
- ・いつも有効な情報提供をしていただきありがとうございます。
- ・法人の年間通じた運営マニュアルがあると助かります。理事会や評議員会など、専門家が入っていない団体はわからなくて。もちろん、専門家を雇うのが当然なのだとは思いますが・・・。
- ・これらからも引き続き、法人運営に係る情報の提供をお願いします。
- ・一般財団法人から公益法人への移行の仕方が知りたい。

2. 価格設定について (1 件)

- ・会費を安くしてほしい。

3. 相談サービス (2 件)

- ・公益認定申請時の手厚いサポートがあれば大変助かります。
- ・メールなどでの相談機会をつくってほしい。

4. 政策提言 (2 件)

- ・引き続き公益法人制度の収支相償の廃止を働きかけて貰いたい。
- ・極小規模法人の制度簡略化に向けた取り組みに期待したい。

5. セミナー、トレーニング (7 件)

- ・寄付を受けるノウハウがあれば教えてほしい。
- ・特例民法法人から移行した公益性の高い一般法人の現状における運営の良否についての事例や公益認定を目指すかどうかの判断について等の説明会・講習会を開催してほしいと思う。
- ・九州地区内で一般法人向けの研修や相談会を充実させてほしい。
- ・今後もセミナー等の啓発事業実施による情報提供を希望します。
- ・指定管理者制度に関するセミナーを開催してほしい。
- ・一般法人へ緊急性や重大性に鑑みては特にありませんが、一年一回程度運営などの半日研修会があると事務局は出席したい。
- ・セミナー等の参加費が、非会員には高額である。

6. その他 (38 件)

- ・今後も一般法人に関心を持っていてもらいたい。
- ・現在はお世話になる機会がありませんが、故・関会長の時代は大変お世話になりました。
- ・頻繁に連絡がありすぎる。連絡の回数を減らすべき。
- ・いつもお心遣いありがとうございます。
- ・知的障害者のために 60 年以上まじめに一生懸命運動・活動してきたが、それだと公益性がないといわれる情けなさ！広く県民のためであれば、会の存在意義がない！今の時代であっても私たちの会が必要な状況はいっぱいある！すみません、情けない繰り言です。
- ・今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。
- ・特になし (32 件)

3. アンケート質問全文

(1) 公益法人

I 法人基本情報

◆法人の別

- 1 公益社団法人
- 2 公益財団法人

◆法人の形態

- 1 特例民法法人からの移行
- 2 特例民法法人から一旦一般に移行してから公益認定
- 3 新設（2008年12月以降に一般法人設立）
- 4 任意団体から一般法人に転換
- 5 特定非営利活動法人から一般法人に転換
- 6 営利法人（株式会社等）から一般法人に転換
- 7 その他法人から一般法人に転換

◆行政庁の別（以下の▼ボタンをクリックし、選択してください）

- 1 内閣府
- 2 都道府県

◆2016年度の主な収益（上位三つまで）（複数回答）

- 1 会費収入
- 2 寄附収入
- 3 事業収入
- 4 委託費・指定管理料
- 5 補助金・助成金
- 6 基本財産（財産運用収入）
- 7 その他（記入欄）

◆貴法人が行っている事業で最も経費と労力の比重が高い事業を次の事業区分より一つだけお答え下さい。（以下の▼ボタンをクリックし、選択してください）

コード （記入欄）

その他 （記入欄）

II 法人について

【質問1】公益法人になって良かった点を教えて下さい。（複数回答）

- 1 社会的な信用が一般法人よりも高い
- 2 補助金・助成金・指定管理が受けやすい
- 3 公益目的事業が非課税
- 4 公益目的事業以外の源泉分離課税やみなし寄附金などの税制優遇措置が充実している。
- 5 寄附金控除の優遇措置
- 6 特になし
- 7 その他（記入欄）

【質問 2】 公益法人になって後悔している点を教えて下さい。(複数回答)

- 1 収支相償で事業活動が制限される
- 2 公益目的事業比率の制限で事業活動が制限される
- 3 遊休財産の規制がある
- 4 立入検査など行政庁の監督が続く
- 5 毎年の定期提出書類の作成事務負担が大きい
- 6 適正な機関運営（社員総会・評議員会・理事会など）が難しい
- 7 特になし
- 8 その他（記入欄）

【質問 3】 法人格を再度選択できた場合、選択するのはどの法人格ですか。

- 1 やはり公益法人
- 2 一般法人
- 3 特定非営利活動法人
- 4 認定特定非営利活動法人
- 5 社会福祉法人
- 6 営利会社（株式会社・合同会社など）
- 7 その他の法人

Ⅲ運営について

【質問 4】 運営について、現在困っていることがあれば教えて下さい。(複数回答)

- 1 理事会の運営
- 2 社員総会・評議員会の運営
- 3 理事会、社員総会、評議員会以外の機関運営（社員、理事、評議員、監事、会計監査人等）
- 4 収支相償
- 5 公益目的事業比率
- 6 遊休財産の保有制限
- 7 毎年の事業計画書・予算書作成
- 8 毎年の事業報告・計算書類作成
- 9 定期提出書類の作成
- 10 変更認定申請・変更届出の手続き
- 11 特になし
- 12 その他（記入欄）

【質問 5】 運営事務のご担当者に、公益認定申請事務の経験者は現在いますか。

- 1 いる
- 2 いない

【質問 6】 会計制度（平成 20 年公益法人会計基準）についてお答え下さい。

- 1 不便は感じない
- 2 不便を感じる

【質問 7】 平成 20 年公益法人会計基準について不便を感じる理由を教えてください。(質問 6 で「2」と回答した法人)

（記入欄）

【質問 8】 事業の変更認定申請をしたことがある場合、その経緯をお答えください。

- 1 法人の自主的判断による
- 2 行政庁からの指摘による

【質問 9】 貴法人は、組織情報、事業報告、財務諸表などの法人情報を積極的に公開をしていますか。

- 1 公開している
- 2 公開していない

【質問 10】 情報公開をしている場合、どのようなツールを使って情報公開していますか。(複数回答)

- 1 ホームページ
- 2 アニュアルレポート
- 3 NOPODAS(非営利法人データベースシステム)※
- 4 共同サイト※
- 5 事務所にパンフレット等を展示
- 6 その他(記入欄)

※NOPODAS は、民間主体の公益活動・非営利活動の活発化に寄与する目的で公益法人協会が運営している、公益法人、一般法人を対象にしたデータベースシステムです (URL: <http://www.nopodas.com/>)。

※共同サイトは、公益法人協会が運営する、インターネットによる一般法人・公益法人の決算公告先として、また、情報公開を個別のホームページによるものに代え、共同で実施するための専用サイトです (URL: <http://www.disclo-koeki.org/>)。

【質問 11】 資金調達を実施する際の手段について教えて下さい。(複数回答)

- 1 寄附金の募集
- 2 公益目的事業の実施による
- 3 収益事業の実施による
- 4 民間機関への助成金の申請
- 5 行政機関への補助金の申請
- 6 親会社による資金拠出
- 7 金融機関からの借入れ
- 8 資金運用益
- 9 その他(記入欄)

【質問 12】 貴法人は理事会などで、役員が直面している訴訟や賠償責任などのリスクを認識して法人運営をしていますか。

- 1 している
- 2 していない

【質問 13】 貴法人は、質問 12 のような訴訟や賠償リスクを補償するための保険制度(役員賠償責任保険)に加入していますか。

- 1 加入している
- 2 加入していない

【質問 14】 役員賠償責任保険に加入していない場合、その理由を教えてください。
(記入欄)

Ⅳ寄附と税制について

【質問 15】 寄附金の総収入（経常収益）に占める割合を教えてください。

- 1 0%
- 2 10%未満
- 3 10%以上 20%未満
- 4 20%以上 30%未満
- 5 30%以上 50%未満
- 6 50%以上

【質問 16】 寄附金を募集していない法人に質問です。寄附金を募集していない理由を教えてください。
(複数回答)

- 1 事業収入や運用収入で間に合っているため
- 2 寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない
- 3 寄附金を募集した後の事務負担
- 4 募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない
- 5 その他（記入欄）

【質問 17】 税額控除証明はすでに取得していますか。

- 1 取得済み（申請書提出済み・準備中を含む）。
- 2 制度は知っているが、取得していない。
- 3 制度自体を知らない

※税額控除証明とは、PST(Public Support Test)要件を満たしている公益法人等に対して行政庁や所轄庁から交付される証明書。

※PST 要件とは、法人が幅広い人々から支持を受けていることを示す指標であり、公益法人が税額控除対象法人となるための要件。

【質問 18】 税額控除証明を取得していない法人に質問です。税額控除証明を取得していない理由を教えてください。

- 1 PST 要件を満たすことが困難。
- 2 当法人にとってはあまりメリットがない。
- 3 手続きが複雑で面倒。
- 4 個人の寄附は考えていない。
- 5 所得控除だけで十分。
- 6 その他（記入欄）

【質問 19】 今後、土地、建物、有価証券などの財産の贈与または遺贈の増加が見込まれますが、貴法人はこのような財産の贈与または寄贈を受けたことがありますか。

- 1 ある
- 2 ない

【質問 20】 公益法人をめぐる税制で希望する事項があればご記入下さい。

(記入欄)

Ⅴ公益法人協会への要望

【質問 21】 公益法人協会への要望があればご記入ください。

(記入欄)

(2) 一般法人

I 法人基本情報

◆法人の別

- 1 一般社団法人
- 2 一般財団法人

◆法人の形態

- 1 特例民法法人からの移行
- 2 新設（2008年12月以降に一般法人設立）
- 3 任意団体から一般法人に転換
- 4 特定非営利活動法人から一般法人に転換
- 5 営利法人（株式会社等）から一般法人
- 6 その他法人から一般法人に転換

◆所在地（以下の▼ボタンをクリックし、選択してください）

- 1 都道府県（都道府県：プルダウン）

◆税法区分

- 1 非営利徹底法人
- 2 共益法人
- 3 特定普通法人

◆2016年度の主な収益（上位三つまで）（複数回答）

- 1 会費収入
- 2 寄附収入
- 3 事業収入
- 4 委託費・指定管理料
- 5 補助金・助成金
- 6 基本財産（財産運用収入）
- 7 その他（記入欄）

◆貴法人が行っている事業で最も経費と労力の比重が高い事業を次の事業区分より一つだけお答え下さい。（以下の▼ボタンをクリックし、選択してください）

- コード（記入欄）
その他（記入欄）

II 法人について

【質問1】一般法人になって良かった点を教えて下さい。（複数回答）

- 1 行政による監督がなく実施事業に専念できる
- 2 収支相償の制限がない
- 3 公益目的事業比率の制限がない
- 4 遊休財産の規制がない
- 5 毎年の定期提出書類が公益法人に比べ簡単
- 6 法人税は収益事業のみ課税（但し、非営利徹底法人・共益法人のみ対象）
- 7 特になし
- 8 その他（記入欄）

【質問 2】 一般法人になって後悔している点を教えて下さい。(複数回答可)

- 1 社会的な信用が公益法人よりも低いと感じる
- 2 公益目的支出計画が完了するまでは報告の義務及び行政庁の監督が続く
- 3 相談する先がない
- 4 行政からの支援が得られない
- 5 税金の負担。(非営利徹底法人、共益法人：収益事業がすべて課税、特定普通法人：税法上の普通法人と同等の全所得課税)
- 6 預金利子に対し源泉徴収課税がされる
- 7 寄附者への寄附金控除の優遇措置がない
- 8 特になし
- 9 その他（記入欄）

【質問 3】 公益認定を目指している場合、その理由について教えて下さい。(複数回答可)

- 1 もともと公益法人への移行を予定していた
- 2 社会的な信用が一般法人よりも高い
- 3 公益目的事業が非課税になる
- 4 公益目的事業以外の源泉分離課税やみなし寄附金など税制優遇措置が充実している
- 5 補助金・助成金・指定管理が受けやすい
- 6 寄附金控除の優遇措置が得られる
- 7 総合的に一般法人であることのメリットが感じられない
- 8 特に理由はない
- 9 その他（記入欄）

【質問 4】 法人格を再度選択できた場合、選択するのはどの法人格ですか。

- 1 やはり一般法人
- 2 公益法人
- 3 特定非営利活動法人
- 4 認定特定非営利活動法人
- 5 社会福祉法人
- 6 営利会社（株式会社・合同会社など）
- 7 その他の法人

Ⅲ運営について

【質問 5】 運営について、現在困っていることがあれば教えて下さい。(複数回答)

- 1 理事会の運営
- 2 社員総会・評議員会の運営
- 3 理事会、社員総会、評議員会以外の機関運営（社員、理事、評議員、監事、会計 監査人等）
- 4 公益目的支出計画の作成・提出（公益目的支出計画を実施の法人様）
- 5 公益目的支出計画の実施事業・期間の変更（公益目的支出計画を実施の法人様）
- 6 相談する先がない
- 7 申請した事項の変更の認可と変更の届け出手続き
- 8 特になし
- 9 その他（記入欄）

【質問 6】 会計制度（平成 20 年公益法人会計基準）についてお答え下さい。

- 1 不便は感じない
- 2 不便を感じる
- 3 公益法人会計基準は使っていない

【質問 7】 平成 20 年公益法人会計基準について不便を感じる理由を教えてください。（質問 6 で「2」と回答した法人）

（記入欄）

【質問 8】 貴法人は、組織情報、事業報告、財務諸表などの法人情報を積極的に公開をしていますか。

- 1 公開している
- 2 公開していない

【質問 9】 情報公開をしている場合、どのようなツールを使って情報公開していますか。（複数回答）

- 1 ホームページ
- 2 アニュアルレポート
- 3 NOPODAS (非営利法人データベースシステム)※
- 4 共同サイト※
- 5 事務所にパンフレット等を展示
- 6 その他(記入欄)

※NOPODAS は、民間主体の公益活動・非営利活動の活発化に寄与する目的で公益法人協会が運営している、公益法人、一般法人を対象にしたデータベースシステムです（URL: <http://www.nopodas.com/>）。

※共同サイトは、公益法人協会が運営する、インターネットによる一般法人・公益法人の決算公告先として、また、情報公開を個別のホームページによるものに代え、共同で実施するための専用サイトです（URL: <http://www.disclo-koeki.org/>）。

【質問 10】 資金調達を実施する際の手段について教えてください。（複数回答）

- 1 寄附金の募集
- 2 公益目的事業の実施による
- 3 収益事業の実施による
- 4 民間機関への助成金の申請
- 5 行政機関への補助金の申請
- 6 親会社による資金拠出
- 7 金融機関からの借入れ
- 8 資金運用益
- 9 その他（記入欄）

【質問 11】 貴法人は理事会などで、役員が直面している訴訟や賠償責任などのリスクを認識して法人運営をしていますか。

- 1 している
- 2 していない

【質問 12】 貴法人は、質問 12 のような訴訟や賠償リスクを補償するための保険制度（役員賠償責任保険）に加入していますか。

- 1 加入している
- 2 加入していない

【質問 13】 役員賠償責任保険に加入していない場合、その理由を教えてください。

（記入欄）

Ⅳ寄附と税制について

【質問 14】 寄附金の総収入（経常収益）に占める割合を教えてください。

- 1 0%
- 2 10%未満
- 3 10%以上 20%未満
- 4 20%以上 30%未満
- 5 30%以上 50%未満
- 6 50%以上

【質問 15】 寄附金を募集していない法人に質問です。寄附金を募集していない理由を教えてください。

- 1 事業収入や運用収入で間に合っているため
- 2 寄附を募集したことがなく、そのノウハウがない
- 3 寄附金を募集した後の事務負担
- 4 募集後に報告や説明責任の義務を果たさなければならない
- 5 その他（記入欄）

【質問 16】 近年、土地、建物、有価証券などの財産の贈与または遺贈が増えていますが、貴法人はこのような財産の贈与または寄贈を受けたことがありますか。

- 1 ある
- 2 ない

【質問 17】 公益法人をめぐる税制で希望する事項があればご記入下さい。

（記入欄）

Ⅴ公益法人協会への要望

【質問 18】 公益法人協会への要望があればご記入ください。

（記入欄）

公益法人・一般法人の運営及び寄附等に関する アンケート調査結果報告書

2018 年 5 月発行

発行 公益財団法人 公益法人協会
〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-27-15
TEL: 03-3945-1017 FAX: 03-3945-1267
URL: <http://www.kohokyo.or.jp/>

©2018

印刷 株式会社美巧社
